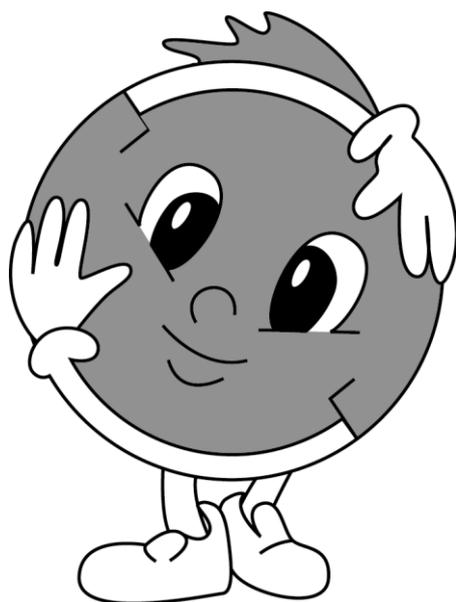


令和元年度版

柏市清掃事業概要



柏市環境部

目

次

令和元年度清掃事業のあらまし	1
市の概要	2
序 概況	
1 組織	4
(1) 環境部の機構、定数及び分掌事務	4
(2) 環境部清掃事業職員の配置	8
2 施設・車両	9
(1) 施設一覧	9
(2) 車両一覧	11
3 処理体系	12
(1) ごみ処理フロー	12
(2) し尿処理フロー	13
4 予算・決算	14
(1) 清掃事業関係予算（当初予算比較）	14
(2) 清掃事業関係決算（決算額の推移）	16
(3) 手数料収入の推移	19
5 ごみ量（市内全域）	20
6 原価計算（ランニングコスト）	21
(1) ごみ処理・資源化	21
(2) し尿処理	23
I 部（旧柏地域）	
第1章 ごみ処理事業	
1 ごみの分別方法及び処理方法	26
2 ごみ量	27
(1) 平成30・令和元年度ごみ量の増減	27
(2) ごみ量の推移	28
3 ごみの収集・直接搬入	29
(1) 収集量の推移	29
(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移	30
(3) 令和元年度粗大ごみ品目別集計表	32
(4) 令和元年度月別焼却対象物搬入量	33
(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移	34
4 ごみの処理	35
(1) 令和元年度月別焼却処理日量	35
(2) 破碎処理の実績と推移	36
(3) 最終処分場への搬入実績と推移	36
5 ごみの組成	37
(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37
(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37

6 不法投棄	38
(1) 不法投棄の処理状況	38
(2) 不法投棄の通報件数	38
7 旧柏地域ごみ処理の流れ	39

第2章 減量・資源化

1 ごみ減量啓発事業	42
(1) ゴミゼロ運動の実績	42
(2) 清掃施設見学会の実績	42
(3) ごみ減量説明会の実績	42
(4) 生ごみ処理容器の補助の推移	43
(5) 環境（ごみ）学習の実績	43
(6) リサイクルプラザリボン館事業	43
(7) リサイクルフェア	44
(8) ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行	45
(9) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導	45
(10) 3R推進事業所	45
(11) 3R推進店	46
2 容器包装プラスチック資源化事業	47
(1) プラスチックの資源化の流れ	47
(2) プラスチック収集量と資源化量	47
3 資源回収事業	48
(1) 資源回収システムの概要	48
(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要	48
(3) 資源回収品目	49
(4) 品目別資源品収集処理量の推移	50
(5) 小型家電市・宅配回収量の推移	50
(6) 年度別資源品処理状況	51
(7) 資源化率の推移	52

第3章 し尿処理等

1 概要	54
(1) し尿処理状況（人口比）の推移	54
(2) し尿処理の流れ	54
2 し尿の収集	55
3 し尿の処理	56
4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）	57
5 あき地の管理指導実施件数	58
6 犬・猫等の死体処理件数	58

Ⅱ部（旧沼南地域）

第1章 ごみ処理事業

1	ごみの分別方法及び処理方法	60
2	手数料収入の推移（環境衛生組合）	61
3	ごみ量	62
	（1）平成30・令和元年度ごみ量の増減	62
	（2）ごみ量の推移	63
4	ごみの収集・直接搬入	64
	（1）市収集量及び直接搬入量の実績と推移	64
	（2）収集量の推移	66
	（3）令和元年度粗大ごみ集計表	66
5	ごみの処理	67
	（1）令和元年度月別焼却処理日量	67
	（2）焼却処理の実績と推移	68
6	ごみの組成	69
7	犬・猫等の死体処理件数	70
8	ごみ処理の流れ	71

第2章 減量・資源化

1	資源化事業	74
	（1）プラスチック系ごみの資源化	74
	（2）資源ごみの資源化	75
	（3）資源ごみ回収品目及びペットボトル	76
	（4）資源化率の推移	77

第3章 し尿処理等

1	概要	80
	（1）し尿処理状況の推移	80
	（2）し尿処理の流れ	80
2	し尿の収集	81
3	し尿の処理	81
4	浄化槽設置基数の推移（旧沼南地域）	82

【巻末資料】

資料1	清掃事業の沿革年表	84
資料2	廃棄物処理手数料の経緯	90
資料3	一般廃棄物処理実施計画（旧柏地域）	96
資料4	一般廃棄物処理実施計画（旧沼南地域）	110
資料5	一部事務組合の廃棄物処理手数料	124
資料6	柏市許可の一般廃棄物処理業者	126

注 旧柏地域とは沼南町との合併前の柏市域を、旧沼南地域とは柏市との合併前の沼南町域をいうものとする。

令和元年度清掃事業のあらまし

I 組織

清掃関係の機構及び分掌事務に大きな変更は無かった。

II 清掃費

清掃費歳出決算額は、平成30年度決算額に比べ増加した。

清掃総務費が微減、塵芥処理費及びびし尿処理費が増加した。ごみ処理施設整備費は、リサイクルプラザ長寿命化工事開始のため大きく増加となった。

III 処理原価

ごみ及びびし尿の収集原価、処理原価はいずれも平成30年度と比べほぼ同額であった。

IV 収集・処理

- (1) ごみの処理方法等の大きな変更は無かった。
- (2) ごみ排出量は、日平均排出量及び市民一人当たりの原単位とも増加した。
- (3) 資源品の回収量は、平成30年度とほぼ同じであった。

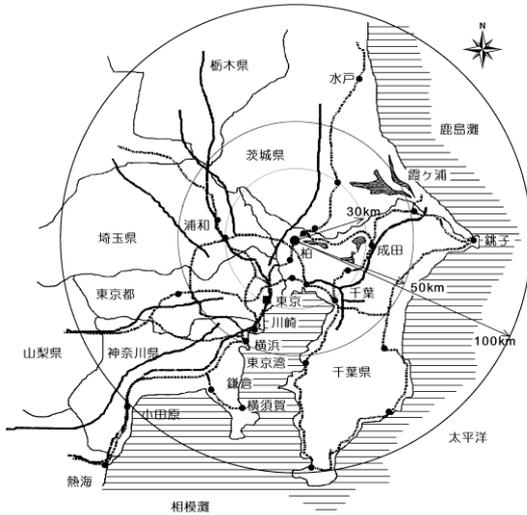
V その他

旧沼南地域については、従来どおりのごみ収集、ごみ処理体制となっている。

令和2年9月 柏市環境部

市の概要

1 柏市の位置



東経 139度58分
北緯 35度52分
面積 114.74 k m²

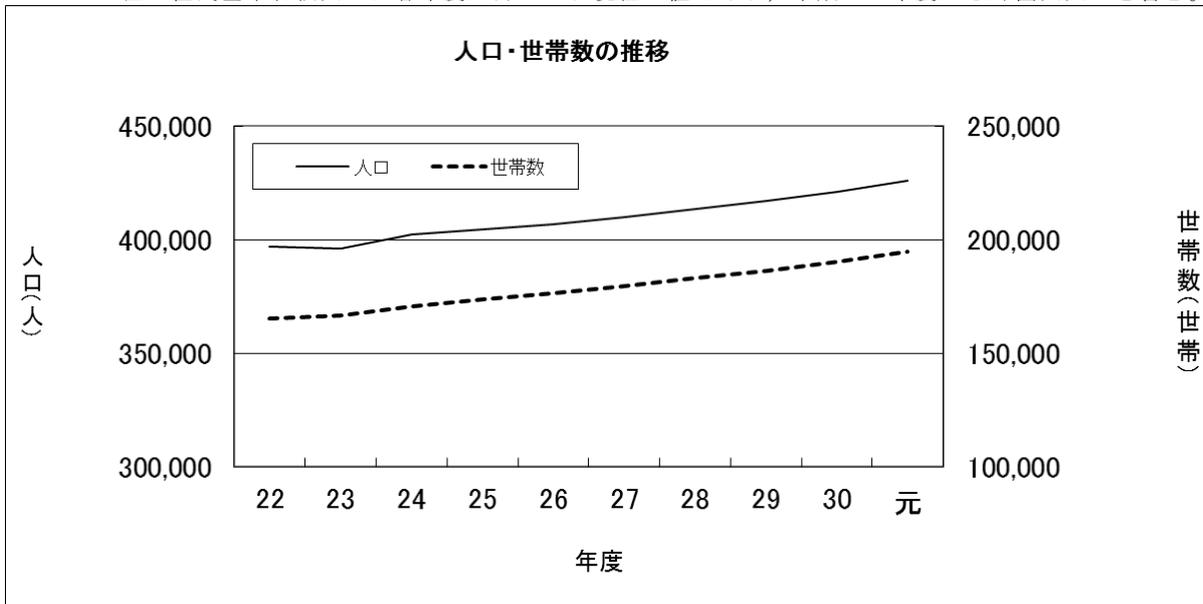
注 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」に基づき、電子国土基本図から直接計測する方法に変更となったため、平成27年度版から数値を変更している。

2 柏市の人口、世帯数等の推移

(単位：人, 世帯, 人, 人/k m²)

年度	人口 ^注	世帯数	1世帯当り人員	人口密度
22	397,067	165,433	2.4	3,456
23	396,251	166,667	2.38	3,449
24	402,337	170,799	2.36	3,502
25	404,361	173,588	2.33	3,519
26	406,835	176,533	2.3	3,540
27	410,033	179,764	2.28	3,574
28	413,657	183,061	2.26	3,605
29	417,218	186,470	2.24	3,636
30	421,057	190,316	2.21	3,670
元	426,128	194,714	2.19	3,714

注 住民基本台帳人口は各年度3月31日現在の値であり、平成24年度から外国人人口を含む。



序

概 況

1 組織

(1) 環境部の機構、定数及び分掌事務

(平成31年4月1日現在)

環境部

部長(1)

環境政策課(22)

次長兼課長(1)

副参事(1)

統括リーダー(1)

環境政策担当(行政職一6, 行政職一〔再任用〕1)

- ①環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- ②自然環境及び生物多様性の保全に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
- ③地球温暖化対策に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
- ④柏市環境管理システムに関すること
- ⑤手賀沼の水質浄化に関すること
- ⑥再生可能エネルギーに関すること
- ⑦柏市環境審議会に関すること
- ⑧部内の定員及び予算に関すること
- ⑨部内の事業調整及び庶務に関すること

放射線対策担当(行政職一2)

- ⑩放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- ⑪放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- ⑫放射線量の測定及び除染に関すること（公園施設等に係るものを除く）

大気保全担当(行政職一3, 行政職一〔再任用〕1)

- ⑬大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく常時監視及びばい煙発生施設、大気基準適用施設等の規制に関すること
- ⑭騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく常時監視、測定並びに特定施設、特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- ⑮特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- ⑯柏市環境保全条例（平成13年柏市条例第32号）、柏市ダイオキシン類発生抑制条例（平成13年柏市条例第33号）等に基づくばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特定施設、特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること。
- ⑰公害苦情処理に関すること

水質保全担当(行政職一4, 行政職一〔再任用〕1)

- ⑱水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく公

廃棄物政策課(15)
課長(1)
副参事(2)

- 共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること
- ⑲水質汚濁防止法，湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること。
- ⑳土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること
- ㉑土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の許可等に関すること
- ㉒千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること
- ㉓浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく設置及び維持管理指導に関すること

廃棄物政策担当(3)

- ①清掃事業の総合調整に関すること
- ②清掃事業の統計に関すること
- ③広域清掃行政に関すること
- ④清掃事業の中・長期構想に関すること
- ⑤清掃事業の調査研究に関すること
- ⑥一般廃棄物処理基本計画に関すること
- ⑦柏市廃棄物処理清掃審議会に関すること
- ⑧一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可及び指導監督に関すること
- ⑨一般廃棄物処理業(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可申請手数料に関すること
- ⑩一般廃棄物処理施設に係る設置許可及び熱回収施設の認定に関すること
- ⑪浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること
- ⑫特定家庭用機器の運搬をする者に係る一般廃棄物処理業(荷卸)の許可の申請に関すること
- ⑬柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との事業調整に関すること

資源循環担当(3)

- ⑭廃棄物処理手数料(プラスチックごみ)に関すること
- ⑮廃棄物の排出抑制，減量，資源化及び再生利用の推進及び啓発に関すること
- ⑯資源回収事業に関すること
- ⑰容器包装プラスチックに関すること
- ⑱柏市リサイクルプラザリボン館の運営に関すること
- ⑲柏市ごみ減量推進協議会に関すること

施設整備・災害廃棄物対策担当(3)

- ⑳清掃施設の調査研究，整備計画，建設等に関すること
- ㉑清掃施設の用地に関すること
- ㉒最終処分場の整備に関すること
- ㉓災害廃棄物の処理に係る総合調整に関すること

- ②④指定廃棄物の保管に係る連絡調整に関すること
 - ②⑤柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の施設整備及び同施設の周辺対策に関すること
 - ②⑥リサイクルプラザの維持管理に関すること
- 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合出向(3)

環境サービス課(15)
課長(1)
統括リーダー(1)

- 廃棄物指導担当(行政職一 6, 行政職一〔再任用〕2, 行政職二 1, 行政職二〔再任用〕1)
- ①ごみの分別の指導及び啓発に関すること
 - ②ごみ集積所に関すること
 - ③地域清掃活動に関すること
 - ④ばい捨て防止の推進に関すること
 - ⑤廃棄物処理手数料(粗大ごみ)に関すること
 - ⑥資源品の収集作業に関すること
 - ⑦柏市不法投棄対策協議会に関すること
 - ⑧所管業務に係る出先機関との連絡調整に関すること
 - ⑨不法投棄ごみの調査, 指導, 処理及び防止啓発に関すること

生活環境担当 (行政職一 3)

- ⑩し尿の収集及び処理の計画及び作業に関すること
- ⑪公衆便所の維持管理に関すること
- ⑫犬, 猫等の死体処理に関すること
- ⑬衛生害虫の駆除等の相談に関すること
- ⑭空き地の管理指導に関すること
- ⑮廃棄物処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)に関すること
- ⑯課の職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること
- ⑰所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
- ⑱山高野浄化センターの運転, 維持管理及び周辺対策に関すること
- ⑲山高野浄化センターの水質及び汚泥の検査並びに記録の作成及び報告に関すること

北部クリーンセンター(36)
所長(1)
統括リーダー(1)

- 収集担当(行政職一 3, 行政職二 17, 行政職二〔再任用〕8)
- ①清掃工場及び最終処分場に係る周辺対策に関すること
 - ②センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること
 - ③所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること
 - ④所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
 - ⑤所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること
 - ⑥廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること

管理担当(行政職一 1, 行政職一〔再任用〕2

行政職二 2, 行政職二〔再任用〕1)

- ⑦廃棄物搬入の指導に関すること
- ⑧清掃工場の運転及び維持管理に関すること

- ⑨最終処分場の維持管理に関すること
- ⑩所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること

南部クリーンセンター(47)
所長(1)
統括リーダー(2)

- 収集担当(行政職一 2, 行政職二 31, 行政職二〔再任用〕 7)
 - ①第二清掃工場及び第二最終処分場に係る周辺対策に関すること
 - ②所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること
 - ③所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること
 - ④センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること
 - ⑤所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
 - ⑥不法投棄ごみの処理に関すること
 - ⑦所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること
- 管理担当(行政職一 2, 行政職一〔再任用〕 2)
 - ⑧第二清掃工場の運転及び維持管理に関すること
 - ⑨第二最終処分場の維持管理に関すること
 - ⑩廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること
 - ⑪廃棄物搬入の指導に関すること

産業廃棄物対策課(10)
課長(1)
統括リーダー(3)

- 許可担当(行政職一 3, 行政職一〔再任用〕 1)
 - ①産業廃棄物の適正処理に関すること
 - ②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関すること
 - ③産業廃棄物処理施設に係る設置許可, 熱回収施設の認定及び指導に関すること
 - ④その他産業廃棄物に関すること
 - ⑤埋立事業の許可及び届出に関すること
 - ⑥土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること
- 監視担当(行政職一 2)
 - ⑦産業廃棄物処理業者の監視に関すること
 - ⑧産業廃棄物処理施設の監視に関すること
 - ⑨産業廃棄物排出事業者の監視に関すること
 - ⑩産業廃棄物の不法投棄対策に関すること
 - ⑪土砂等の埋立て等の監視に関すること

(2) 環境部清掃事業職員の配置

(平成31年4月1日現在)

	環境部	廃棄物政策課				環境サービス課			北部クリーンセンター			南部クリーンセンター			
		管理職	廃棄物政策担当	資源循環担当	施設整備・災害廃棄物対策担当	環境衛生組合出向	管理職	廃棄物指導担当	生活環境担当	管理職	収集担当	管理担当	管理職	収集担当	管理担当
部長	1														
次長	1														
参事															
課長・所長		1				1			1			1			
副参事		2				1									
統括リーダー						1			1			1			
統括リーダー(再任用)												1			
副主幹			1	1		1	1	2		1			1		
主査			1							1			1		
						1									
主任					1	1		1							
								2			1				
											1			2	
主事				1	1			2	1						
											1			1	
主事補			1	1				2							
										1				1	
小計	2	3	3	3	3	3	2	8	3	2	3	3	3	2	4
職長										1				1	
副職長										1				1	
主任								1		4	1			7	
副主任										11	1			13	
技術員														8	
技術員(再任用)								1		8	1			7	
技能員														1	
技能員(再任用)															
小計							2	0		25	3			38	
計	2				15			15		36				47	

※環境政策課長は環境部次長兼務

2 施設・車両

(1) 施設一覧

(平成31年4月1日現在)

ア. ごみ収集・処理関連施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
① 柏市清掃工場(焼却工場)	H3.4	300t/24h	船戸山高野 538	7131-7900
洗車場水処理施設	S55.3	110m ³ /日	〃	
粗大ごみ処理施設(破碎施設)	S52.9	50t/5h	〃	
ごみ収集車離発着施設	S48.6	所有台数 18 台	〃	
② 柏市最終処分場	H4.4	容量 165,680m ³	布施 72-1	
水処理施設	H4.4	37m ³ /日	〃	
布施最終処分場水処理施設	S55.3	80m ³ /日	布施 54	
③ 柏市リサイクルプラザ	H14.4	176t/5h	十余二 348-202	7199-5081
④ 柏市第二清掃工場(焼却工場)	H17.4	250t/24h	南増尾 56-2	7170-7080
⑤ 柏市収集事務所 (ごみ収集車離発着施設)	H3.4	所有台数 27 台	南増尾 57-1	7173-5111
⑥ クリーンセンターしらさぎ	H12.4	256.5t/24h	藤ヶ谷 1582	7193-5389
⑦ 旧沼南町一般廃棄物最終処分場	S61.4	容量 142,452m ³	若白毛 757	
⑧ 柏市第二最終処分場	H16.4	容量 31,500m ³	〃	
水処理施設	H16.4	80m ³ /日	〃	

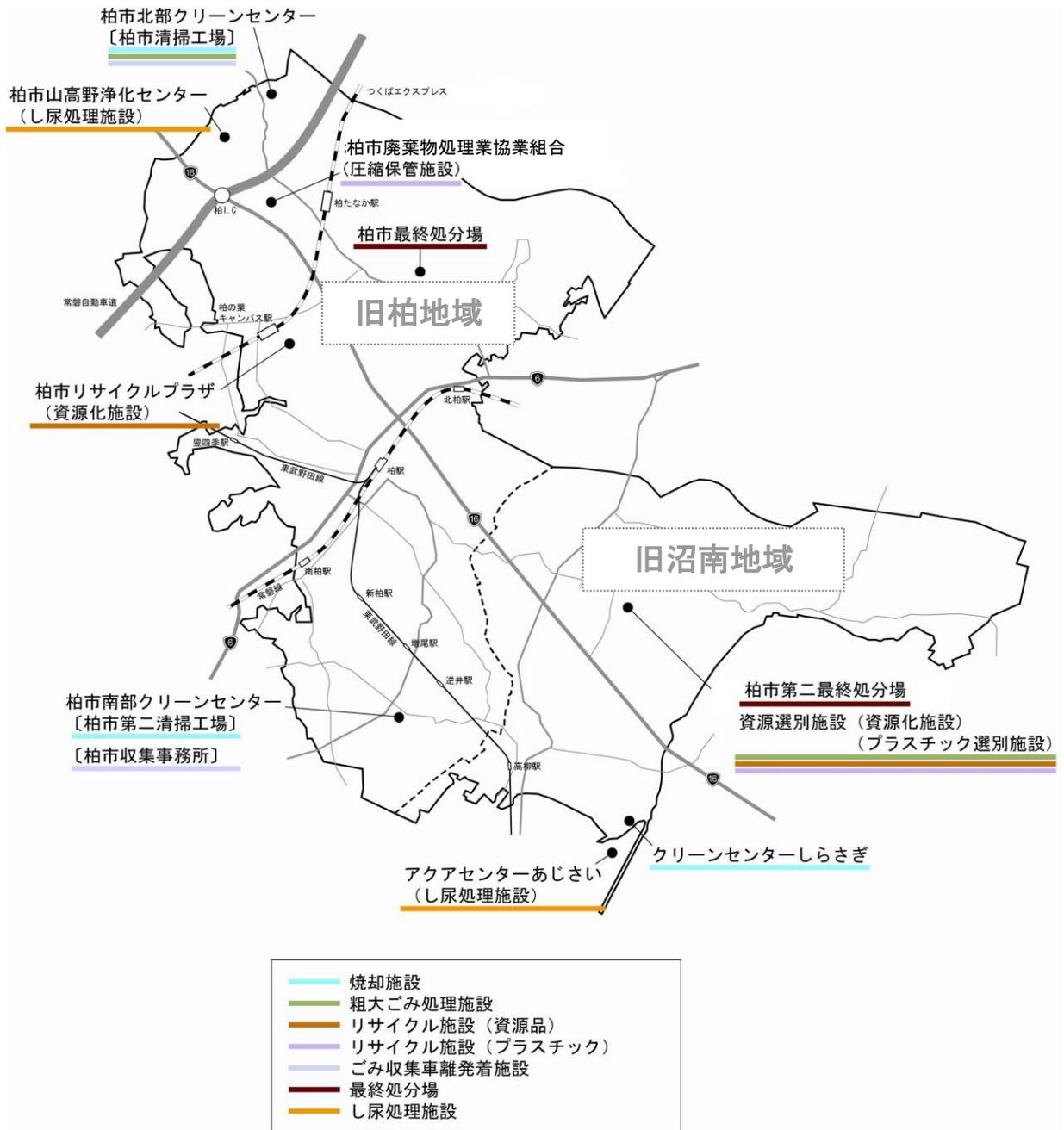
イ. し尿処理施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑨ 柏市山高野浄化センター	S44.3	100kl/日 (H16.4~)	船戸 2115	7131-5509
⑩ アクアセンターあじさい	H11.3	138kl/日	鎌ヶ谷市 軽井沢 2102-1	047-442-3492

ウ. その他民間施設等

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑪ 柏市廃棄物処理業協業組合 (プラスチック圧縮保管施設)	H13.2	48t/日	新十余二 7-8	7133-4501

[位置図]



(2) 車両一覧

(平成31年4月1日現在)

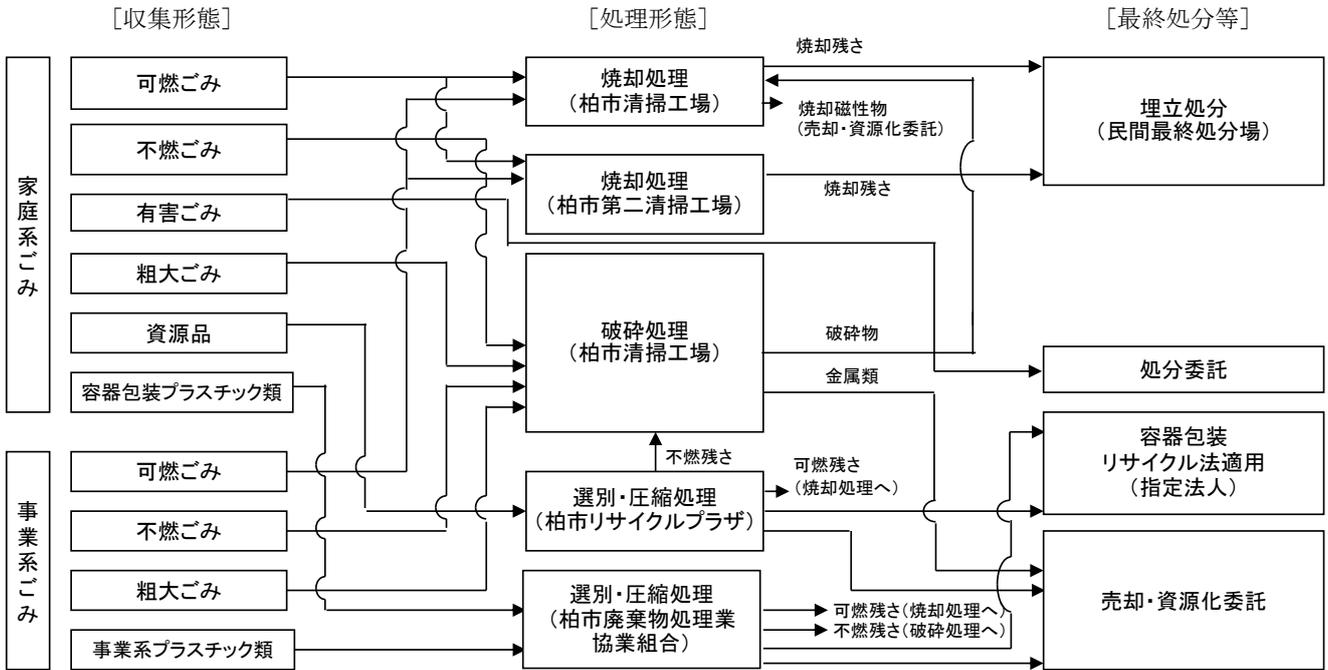
	廃棄物政策課		環境サービス課				北部クリーンセンター (ごみ)				南部クリーンセンター (ごみ)			合計			
	事務用		収集用		事務用		収集用		施設用	収集用		施設用	ディーゼル・ガソリン車	天然ガス車他			
	ディーゼル・ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	ガソリン車	LPG車・CNG車	ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車		LPG車	CNG車						
バキューム車(1.8kl)									1				1	0			
バキューム車(2.5kl)													0	0			
バキューム車(2.7kl)													0	0			
プレス車(2.0t)													0	0			
プレス車(3.0t)											3		3	0			
プレス車(3.5t)											2		2	0			
パッカー車(2.0t)			1										1	0			
パッカー車(2.7~3.2t)							18			15	5		33	5			
ダンプトラック(2.0t)					1					2			2	1			
ダンプトラック(7.0t)									2				2	0			
ダンプトラック(10.0t)													0	0			
散水車(10.0t)													0	0			
ブルドーザー(19.0t)													0	0			
ホイールローダー									1				1	0			
パワーショベル									1				1	0			
貨物車(6人乗り)													0	0			
軽貨物車(4人乗り)		1				1	2					2	5	1			
軽貨物車(2人乗り)				2			1		1			1	5	0			
ライトバン	1						1					1	3	0			
ワゴン													0	0			
合計	1	1	1	2	1	1	0	22	0	0	6	22	0	5	4	59	7

3 処理体系

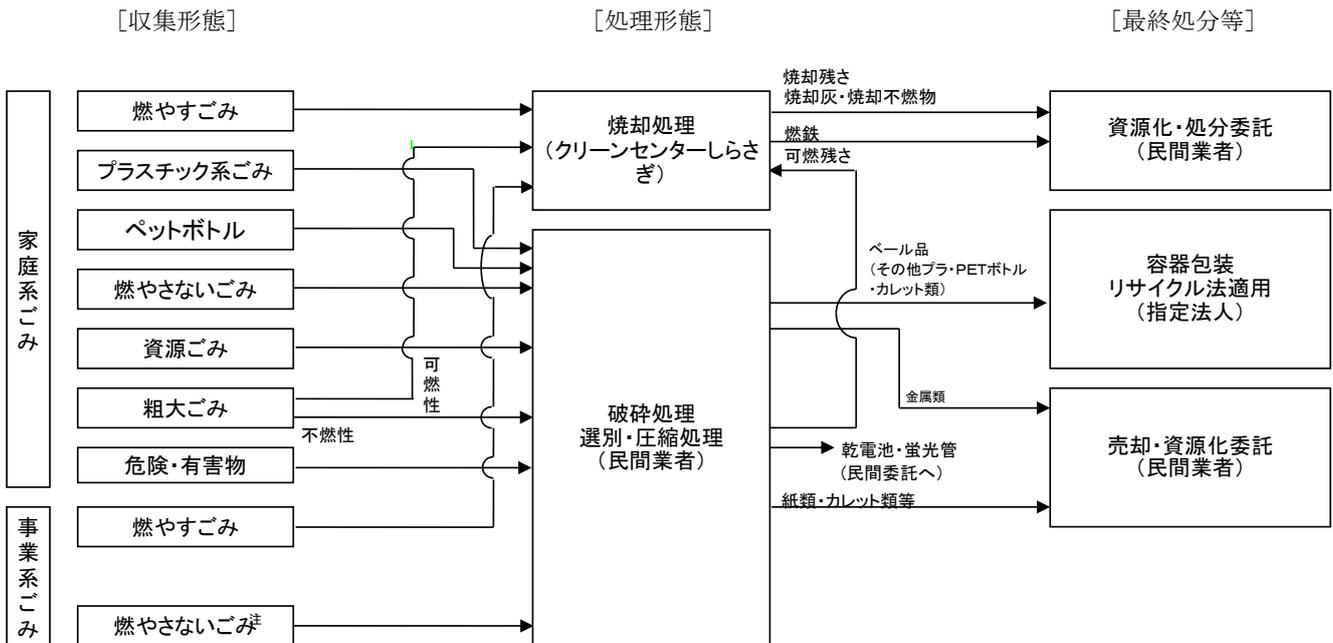
(1) ごみ処理フロー

(平成31年4月1日現在)

ア. 旧柏地域



イ. 旧沼南地域



注 ただし、資源ごみ及びプラスチック系ごみを含む

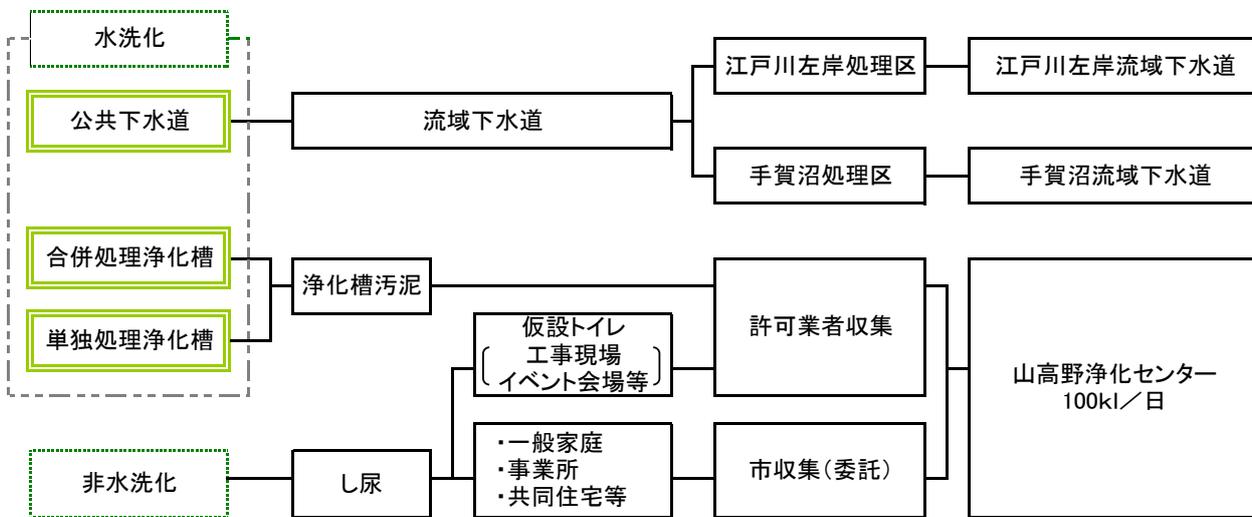
(2) し尿処理フロー

(平成31年4月1日現在)

ア. 旧柏地域

[排出]

[処理]

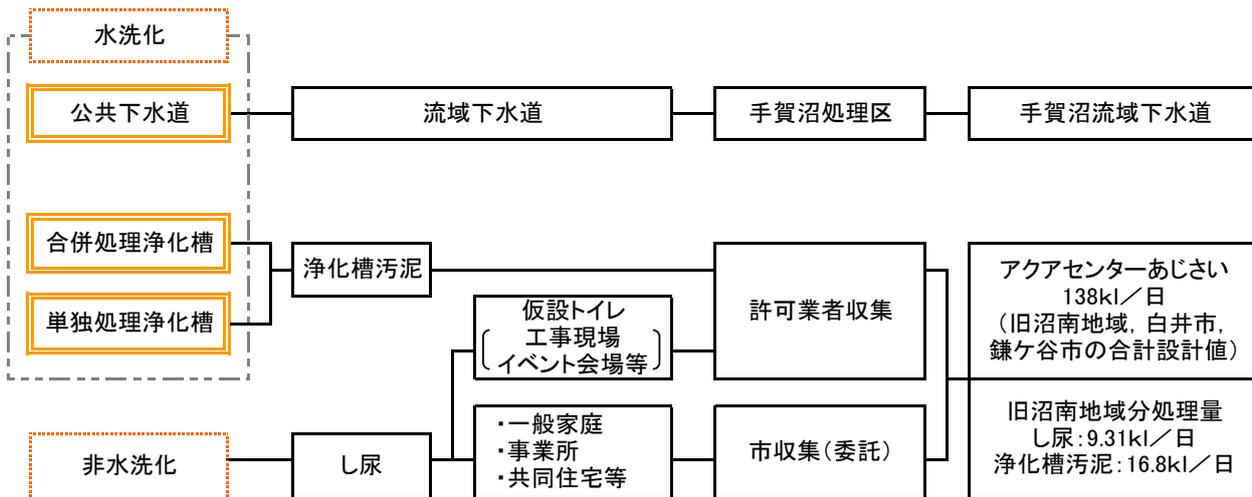


注 平成14年度、十倉二処理区は、手賀沼処理区に編入

イ. 旧沼南地域

[排出]

[処理]



4 予算・決算

(1) 清掃事業関係予算(当初予算比較)

ア. 歳入

(単位:千円)

事 項	令和元年度当初予算		令和2年度当初予算	
使用料・手数料	710,829	52.2%	745,444	47.6%
ごみ	698,521	(51.3%)	732,382	(46.8%)
ごみ・許可業者分処理手数料	676,207	-	709,417	-
粗大ごみ処理手数料	20,165	-	20,350	-
プラスチックごみ処理手数料	1,849	-	2,175	-
一般廃棄物処理業許可申請手数料	300	-	440	-
し尿	10,368	(0.8%)	11,094	(0.7%)
し尿処理手数料	6,054	-	7,052	-
汚泥処理手数料	4,022	-	3,812	-
浄化槽清掃業許可申請	90	-	0	-
浄化槽保守点検業者登録手数料	202	-	230	-
清掃使用料	1,940	(0.1%)	1,968	(0.1%)
諸収入等	357,321	26.2%	375,239	24.0%
資源品等・リサイクル家具等売却代金	307,817	(22.6%)	314,211	(20.1%)
その他諸収入等	49,504	(3.6%)	61,028	(3.9%)
国庫補助金	73,715	5.4%	157,716	10.1%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-
その他補助金	73,715	(5.4%)	157,716	(10.1%)
県補助金	2,806	0.2%	4,606	0.3%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-
その他補助金	2,806	(0.2%)	4,606	(0.3%)
市債	217,300	16.0%	281,500	18%
廃棄物処理施設整備事業費(清掃工場)	217,300	(16.0%)	281,500	(18%)
清掃運搬施設等整備事業	0	-	0	-
最終処分場跡地整備事業	0	-	0	-
合計	1,361,971	100.0%	1,564,505	100.00%
一般会計	134,260,000	-	138,170,000	-
[一般会計に対する清掃費歳入の割合]	[1.0%]		[1.1%]	

注 ()内は合計に対する割合

イ. 歳出

(単位:千円)

事 項	令和元年度当初予算		令和2年度当初予算	
	金額	割合	金額	割合
清掃総務費	977,853	15.6%	920,018	13.8%
人件費	797,625	(12.7%)	764,303	(11.5%)
リサイクルプラザ関係経費	10,837	(0.2%)	11,721	(0.2%)
廃棄物政策課関係経費	28,337	(0.5%)	29,843	(0.4%)
施設整備室関係経費	0	-	0	-
環境サービス課関係経費	3,663	(0.1%)	6,798	(0.1%)
清掃工場(南北クリーンセンター)事務費	49,952	(0.8%)	22,177	(0.3%)
環境衛生組合負担金	87,439	(1.4%)	85,176	(1.3%)
塵芥処理費	4,554,493	72.6%	4,836,312	72.8%
収集関係経費	428,203	(6.8%)	577,243	(8.7%)
処理関係経費	2,286,476	(36.5%)	2,370,709	(35.7%)
プラスチックごみ処理経費	286,436	(4.6%)	306,535	(4.6%)
リサイクルプラザ維持管理経費	811,272	(12.9%)	830,580	(12.5%)
最終処分場経費	82,804	(1.3%)	117,065	(1.8%)
環境衛生組合負担金	659,302	(10.5%)	634,180	(9.5%)
ごみ処理施設整備費	332,180	5.3%	510,552	7.7%
清掃工場の整備に要する経費	275,000	(4.4%)	450,829	(6.8%)
最終処分場整備費	3,982	(0.1%)	6094	(0.1%)
環境衛生組合負担金	53,198	(0.8%)	53,629	(0.8%)
し尿処理費	407,925	6.5%	379,730	5.7%
し尿処理関係費	407,925	(6.5%)	291,589	(4.4%)
環境衛生組合負担金	0	-	88,141	(1.3%)
合 計	6,272,451	100.0%	6,646,612	100.0%
一般会計	134,260,000	-	138,170,000	-
[一般会計に対する清掃費歳出の割合]	[4.7%]		[4.5%]	

注 ()内は合計に対する割合

注 し尿処理費のうち、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合し尿処理費負担金は、環境衛生組合負担金に含めている

(2) 清掃事業関係決算(決算額の推移)

ア. 歳入決算額の推移

(単位:円)

年度	一般会計 決算額	清掃費決算額	使用料・ 手数料等	国庫補助金等	県補助金等	市債・基金 繰入
22	115,015,359,840	1,050,086,196	1,031,208,196	3,554,000	15,324,000	0
23	119,268,778,527	1,179,337,832	1,016,593,811	145,810,521	16,933,500	0
24	122,821,475,334	1,541,037,023	1,286,904,460	232,601,428	21,531,135	0
25	115,620,142,940	1,317,884,035	1,218,130,415	81,594,979	16,358,641	1,800,000
26	120,585,763,700	1,613,952,207	1,388,113,595	196,902,612	1,036,000	27,900,000
27	130,787,068,591	1,676,274,471	1,539,698,593	126,959,878	716,000	8,900,000
28	127,015,200,439	1,545,273,275	1,489,653,776	55,051,499	568,000	0
29	129,282,701,201	1,543,749,517	1,539,845,665	3,267,852	636,000	0
30	128,488,786,920	1,264,820,873	1,261,194,167	3,316,706	310,000	0
元	134,299,002,257	1,366,254,994	1,146,099,026	88,455,968	0	131,700,000

注1 「使用料・手数料等」には、犬猫処理手数料、資源品売却代金等を含む。

イ. 歳出決算額の推移

(単位:円)

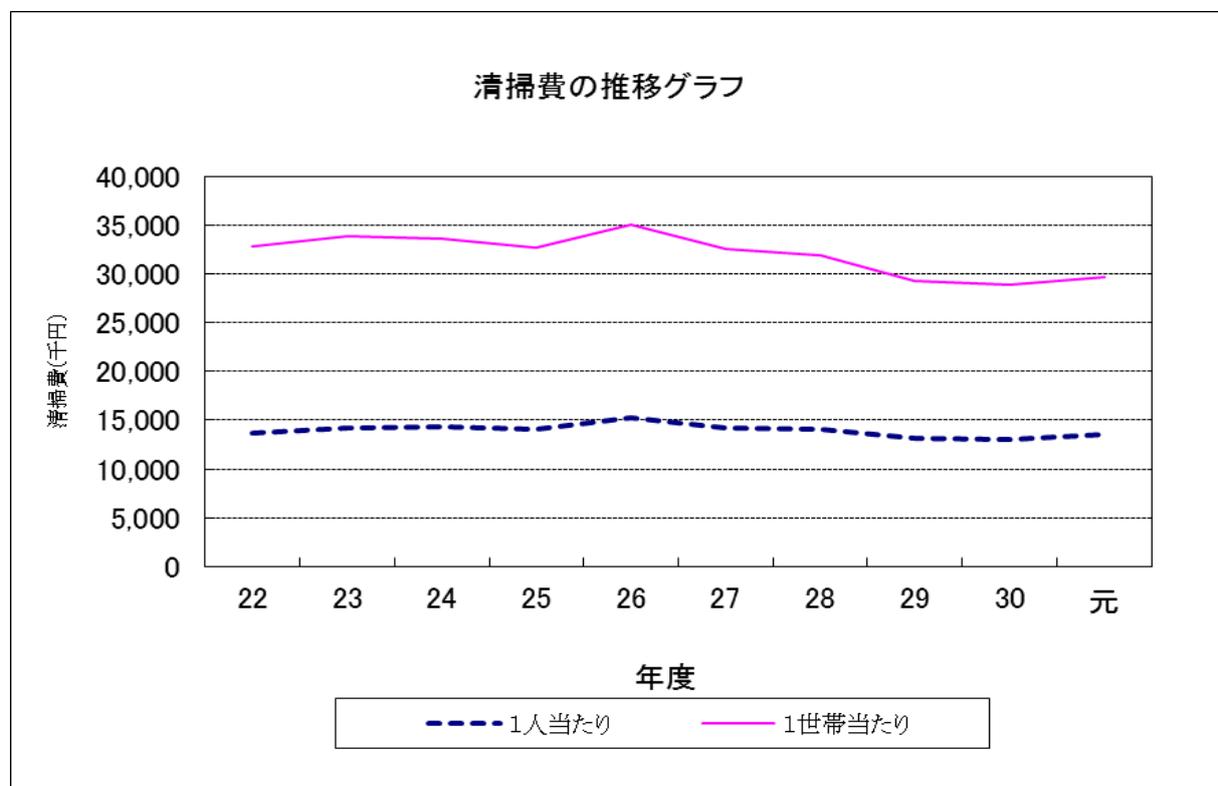
年度	一般会計 決算額(A)	清掃費決算額 (B)	清掃総務費	塵芥処理費	ごみ処理 施設整備費	し尿処理費	B/A (%)
22	109,595,461,934	5,594,319,535	1,500,745,446	3,549,193,966	172,384,000	371,996,123	5.10
23	111,209,497,965	5,808,095,672	1,326,378,750	3,950,794,927	169,883,250	361,038,745	5.22
24	114,951,825,759	5,943,336,790	1,251,814,574	4,152,328,976	198,691,550	340,501,690	5.17
25	109,583,067,139	5,760,264,610	1,218,752,460	4,138,088,389	93,880,000	309,543,761	5.26
26	115,053,857,965	6,190,809,696	1,174,924,225	4,706,729,864	9,154,000	300,001,607	5.38
27	126,002,536,988	5,848,744,070	1,113,281,250	4,428,980,698	1,111,000	305,371,122	4.64
28	121,750,687,464	5,844,204,004	1,055,070,650	4,465,289,232	2,314,000	321,530,122	4.80
29	123,855,935,088	5,487,873,488	1,018,940,140	4,131,138,310	19,430,000	318,365,038	4.43
30	123,027,760,594	5,565,077,074	960,295,401	4,224,643,771	60,945,000	319,192,902	4.52
元	128,473,963,086	5,976,806,251	948,897,569	4,428,739,751	194,233,600	404,935,331	4.65

ウ. ごみ処理経費の推移

年 度	清掃費(施設整備 費用除く) (千円)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
22	5,421,936	397,067	165,433	13,655	32,774
23	5,638,212	396,251	166,667	14,229	33,829
24	5,744,645	402,337	170,799	14,278	33,634
25	5,666,385	404,361	173,588	14,013	32,643
26	6,181,656	406,835	176,533	15,195	35,017
27	5,847,633	410,033	179,764	14,261	32,529
28	5,841,890	413,657	183,061	14,123	31,912
29	5,468,443	417,218	186,470	13,107	29,326
30	5,504,132	421,057	190,316	13,072	28,921
元	5,782,573	426,128	194,714	13,570	29,698

注1 清掃費については、維持管理費等の推移資料とするため、施設整備にあたる費用(ごみ処理施設整備費及び清掃総務費等に含まれる用地購入費、工事費等)を除いた額としている。

2 人口・世帯数は、各年度末現在。

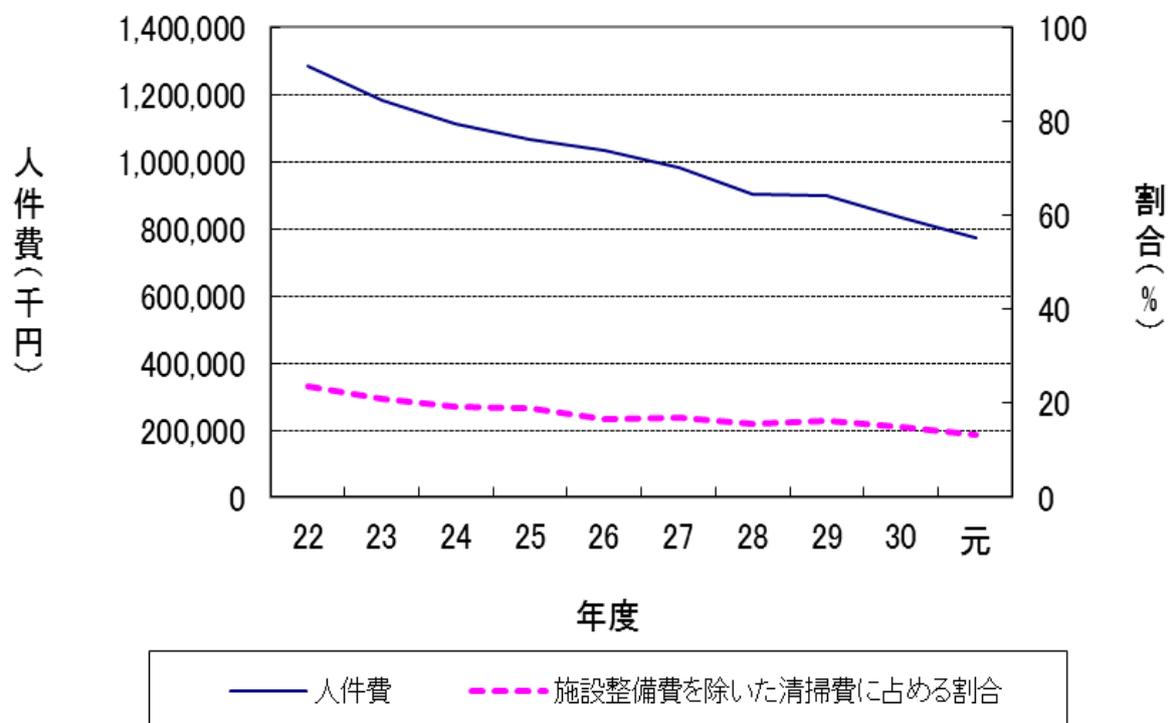


エ. 人件費の推移

(単位:千円)

年 度	人件費 (A)	対10年前 人件費指数	清掃費総額 (B)	施設整備を 除いた清掃費(C)	A/B (%)	A/C (%)
22	1,283,511	82	5,594,320	5,421,936	22.9	23.7
23	1,183,204	76	5,808,096	5,638,212	20.4	21.0
24	1,111,507	71	5,943,337	5,744,645	18.7	19.3
25	1,066,728	68	5,760,265	5,666,385	18.5	18.8
26	1,031,900	66	6,190,810	6,181,656	16.7	16.7
27	981,048	63	5,848,744	5,847,633	16.8	16.8
28	903,368	58	5,844,204	5,841,890	15.5	15.5
29	897,397	57	5,487,873	5,468,443	16.4	16.4
30	831,073	58	5,565,077	5,504,132	14.9	15.1
元	773,925	54	5,976,806	5,782,573	12.9	13.4

人件費の推移グラフ



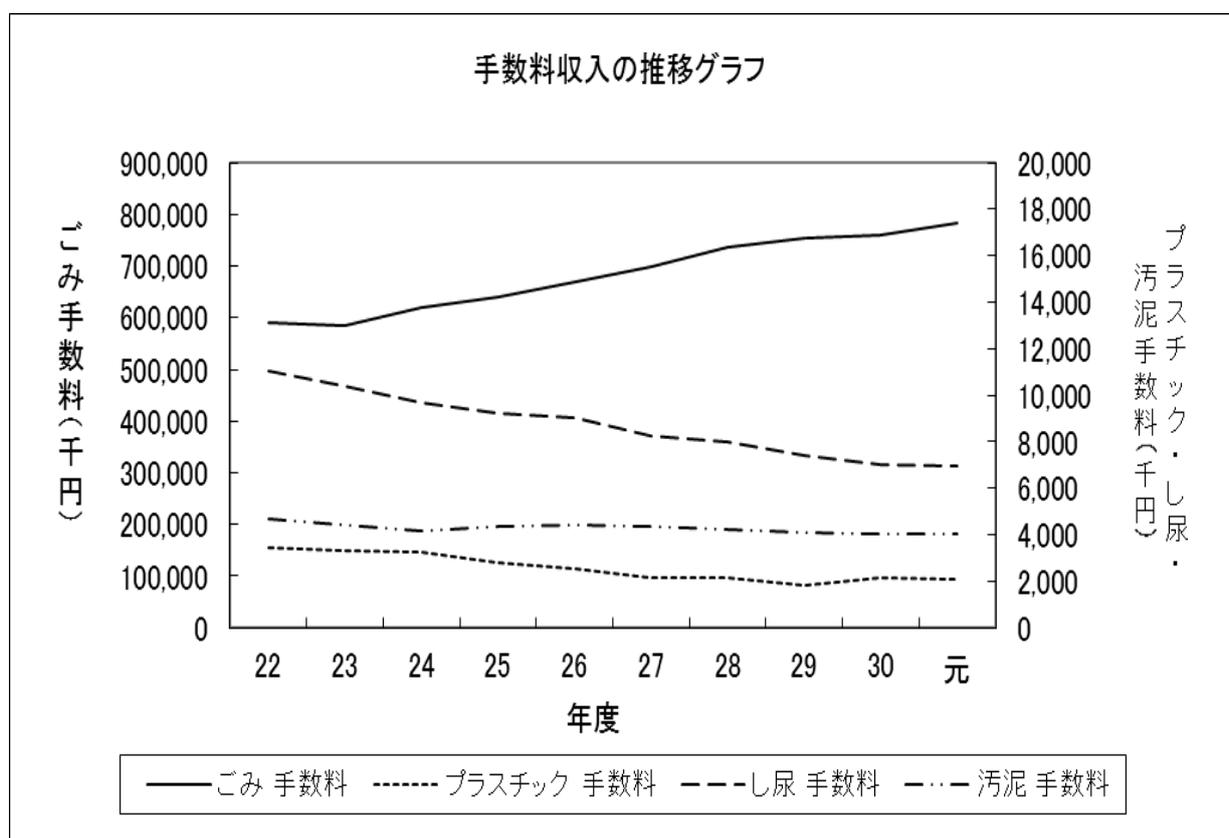
(3) 手数料収入の推移

(単位:千円, %)

年度	ごみ		プラスチック		し尿		汚泥		手数料 合計 (A)	施設整備 を除いた 清掃費 (B)	A/B
	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比			
22	589,853	96.8	3,431	0.6	11,072	1.8	4,695	0.8	609,051	5,421,936	11.2
23	585,165	97.0	3,302	0.5	10,372	1.7	4,432	0.7	603,271	5,638,212	10.7
24	619,396	97.3	3,274	0.5	9,700	1.5	4,170	0.7	636,540	5,744,645	11.1
25	641,027	97.5	2,818	0.4	9,208	1.4	4,342	0.7	657,395	5,666,385	11.6
26	669,575	97.7	2,567	0.4	9,062	1.3	4,422	0.6	685,636	6,181,656	11.1
27	698,902	97.9	2,160	0.3	8,267	1.2	4,344	0.6	713,673	5,847,633	12.0
28	737,930	98.1	2,132	0.3	7,986	1.1	4,227	0.6	752,275	5,841,890	12.9
29	753,115	98.3	1,812	0.2	7,386	1.0	4,126	0.5	766,439	5,468,443	14.0
30	761,177	98.3	2,189	0.3	7,002	0.9	4,011	0.5	774,379	5,504,132	14.1
元	783,180	98.4	2,080	0.3	6,974	0.9	4,039	0.5	796,274	5,782,573	13.8

注1 平成13年度から清掃工場直接搬入の家庭ごみ及びプラスチックの直接搬入を有料化した。

2 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を含み、許可申請手数料は含まない。



5 ごみ量（市内全域）

年度		30年度			令和元年度			増減(前年比)			
暦日(日)		365			366			—			
人口(人)・(Z) (各年度末現在 住基人口)		368,629	52,428	421,057	373,428	52,700	426,128	4,799	272	5,071	
区分		旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	
家庭系ごみ	可燃ごみ・燃やすごみ	49,883	7,475	57,358	51,127	7,569	58,696	1,244	94	1,338	
	不燃ごみ・燃やさないごみ	7,035	739	7,774	7,174	745	7,919	139	6	145	
	粗大ごみ	495	277	772	532	310	842	37	33	70	
	小計(A)	57,413	8,491	65,904	58,833	8,624	67,457	1,420	133	1,553	
	市民1人1日当り(g) (A)/(Z)/暦日	426	443	428	430	447	433	4	4	5	
	容器包装プラスチック類 プラスチック系ごみ	5,286	800	6,086	5,216	797	6,013	▲ 70	▲ 3	▲ 73	
	資源品・資源ごみ	18,645	2,107	20,752	18,488	2,126	20,614	▲ 157	19	▲ 138	
	使用済み小型家電	28	0.5t未満	29	34	1	35	6	0	6	
	小計(B)	23,959	2,908	26,867	23,738	2,924	26,662	▲ 221	16	▲ 205	
	合計(C) (A)+(B)	81,372	11,399	92,771	82,571	11,548	94,119	1,199	149	1,348	
市民1人1日当り(g) (C)/(Z)/暦日	603	594	602	604	599	603	1	5	1		
事業系ごみ	可燃ごみ	35,729	4,510	40,239	38,255	4,826	43,081	2,526	316	2,842	
	不燃ごみ	426	118	544	454	149	603	28	31	59	
	粗大ごみ	158	0	158	160	0	160	2	0	2	
	小計(D)	36,313	4,628	40,941	38,869	4,975	43,844	2,556	347	2,903	
	事業系プラスチック(a) (資源化分)	75	0	75	70	0	70	▲ 5	0	▲ 5	
	事業系プラスチック(b) (その他)	52	0	52	51	0	51	▲ 1	0	▲ 1	
	小計(E) (a)+(b)	127	0	127	121	0	121	▲ 6	0	▲ 6	
	合計(F) (D)+(E)	36,440	4,628	41,068	38,990	4,975	43,965	2,550	347	2,897	
計	資源化	資源品総量(G) (B)+(a)	24,034	2,908	26,942	23,808	2,924	26,732	▲ 226	16	▲ 210
		市民1人1日当り (g) (G)/(Z)/暦日	178	152	175	174	152	171	▲ 4	0	▲ 4
	(事業系含む 総ごみ量)	資源化を除く(H) (A)+(D)	93,778	13,119	106,897	97,753	13,599	111,352	3,975	480	4,455
		市民1人1日当り (g) (H)/(Z)/暦日	697	686	696	715	705	714	18	19	18
		資源化を含む (I) (C)+(F)	117,812	16,027	133,839	121,561	16,523	138,084	3,749	496	4,245
		市民1人1日当り (g) (I)/(Z)/暦日	876	838	871	889	857	885	13	19	14

6 原価計算（ランニングコスト）

（１）ごみ処理・資源化

ア．令和元年度ごみ処理原価（柏市全域）

（単位：円）

区分	収集部門	処理部門
人件費	581,910,097	128,702,099
減価償却費	19,474,617	449,325,074
委託費	817,413,260	3,102,031,218
その他の経費	103,093,982	408,518,892
諸収入	△ 21,926,337	△ 345,233,122
部門原価	1,499,965,619	3,743,344,161
収集・処理量(t)	91,375	144,907
1 t 当たり部門原価	16,415	25,833
総原価	5,243,309,780	
総処理量(t)	144,907	
1 t 当たり総原価	36,184	
市民一人当たり原価	12,305	
1 世帯当たり原価	26,928	

- 注1 人口及び世帯数は、令和元年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。
 2 ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については、受け入れた会計年度の原価に反映している。
 3 原価の計算方法は、全国都市清掃会議作成の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠している。

イ．旧柏地域のごみ処理原価

（単位：円）

区分	収集部門		処理部門		
	可燃ごみ・プラスチック	資源品	可燃ごみ	資源品	プラスチック
人件費	578,071,888	3,838,209	95,139,622	4,357,548	1,425,568
減価償却費	19,474,617	0	368,258,038	39,019,890	0
委託費	288,505,643	352,285,107	2,159,803,121	329,105,142	286,065,792
その他の経費	102,987,679	106,303	71,880,246	102,304,528	1,004
諸収入	△ 21,926,337	0	△ 95,422,546	△ 229,013,072	△ 2,522,455
部門原価	967,113,490	356,229,619	2,599,658,481	245,774,036	284,969,909
	1,323,343,109		3,130,402,426		
収集・処理量(t)	61,777	18,522	102,887	18,844	5,339
	80,299		127,070		
1 t 当たり部門原価	15,655	19,233	25,267	13,043	53,375
	16,480		24,635		
総原価	4,453,745,535				
総処理量(t)	127,070				
1 t 当たり総原価	35,050				
市民一人当たり原価	11,927				
1 世帯当たり原価	27,114				

- 注1 可燃ごみには、不燃ごみ・粗大ごみの収集・処理原価を含む。
 2 人口及び世帯数は、令和元年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

① 1 t 当たり部門原価の推移 (可燃ごみ・プラスチック) (単位: 円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
収集原価	16,145	14,303	14,930	16,094	15,864	16,147	16,718	16,361	15,553	15,655
処理原価	25,538	23,813	20,734	26,261	30,705	26,016	26,794	21,782	24,696	25,267

注 処理原価には、プラスチックの処理原価を含まない。

② 1 t 当たり部門原価の推移 (資源品・プラスチック) (単位: 円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
資源品	収集原価	15,094 (18,055)	14,405 (17,366)	14,769 (17,730)	15,094 (18,062)	16,103 (19,071)	16,711 (19,678)	17,556 (20,518)	17,556 (20,518)	18,722 (21,680)	19,233 (22,187)
	処理原価	9,214	7,259	9,190	5,394	3,366	5,848	7,850	4,791	5,672	13,043
	町会等報償金	68,566,770	70,405,620	66,942,420	64,835,460	62,320,920	60,692,460	58,204,860	55,609,920	55,225,860	54,711,870
	資源品等売却代	295,573,808	300,608,400	252,912,918	348,490,154	380,539,254	343,434,550	303,095,219	352,860,424	316,034,422	168,326,508
プラスチック処理原価	48,382	45,026	47,518	48,814	46,148	44,402	47,839	49,378	53,974	53,375	

注1 () 内は町会等報償金を含んでいる。

- プラスチックについては、平成13年度に柏市廃棄物処理業協業組合のプラスチック圧縮保管施設が稼動したため、プラスチック製容器包装材に容器包装リサイクル法を適用している。
- 資源品処理原価については、柏市リサイクルプラザの稼動に伴い、平成14年度から施設関係経費を含んでいる。

ウ. 旧沼南地域のごみ収集処理原価

(単位: 円)

区分	収集部門		処理部門	
	可燃ごみ	不燃ごみ等	可燃ごみ	不燃ごみ等
人件費	0	0	27,779,361	0
減価償却費	0	0	42,047,146	0
委託費	66,415,880	110,206,630	164,397,649	162,659,514
その他の経費	0	0	230,668,142	3,664,972
諸収入	0	0	△ 1,688,672	△ 16,586,377
部門原価	66,415,880	110,206,630	463,203,626	149,738,109
	176,622,510		612,941,735	
収集・処理量(t)	7,487	3,589	13,785	4,052
	11,076		17,837	
1 t 当たり部門原価	8,871	30,707	33,602	36,954
	15,946		34,363	
総原価	789,564,245			
総処理量(t)	17,837			
1 t 当たり総原価	44,266			
市民一人当たり原価	14,982			
1 世帯当たり原価	34,467			

注1 可燃ごみの処理原価については、共同処理のため、柏市(旧沼南地域)及び鎌ヶ谷市の合計の額から負担金按分率を用いて算定したものである。

- 不燃ごみ等には、プラスチック、粗大ごみ、資源ごみ、危険・有害物、ペットボトルの原価を含む。
- 平成18年度より減価償却費(定額制)を用いて算定。

[参考]

① 1 t 当たり部門原価の推移 (可燃ごみ) (単位: 円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
収集原価	8,455	8,276	8,326	8,374	8,515	8,540	8,566	8,802	8,847	8,871
処理原価	30,696	33,213	34,259	36,797	46,949	57,051	28,946	35,626	36,954	33,602

② 1 t 当たり部門原価の推移 (不燃ごみ等)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
収集原価	25,093	25,099	25,815	25,880	27,407	27,474	28,719	29,723	30,487	30,707	
処理原価	28,805	32,294	33,116	34,350	35,360	34,242	34,504	36,906	37,204	36,954	
参考	資源品等売却代	26,508,742	24,425,302	20,301,213	16,103,705	19,099,182	17,107,642	14,084,533	17,960,588	17,691,229	16,586,377

(2) し尿処理

ア. 令和元年度し尿処理原価（柏市全域）

（単位：円）

	収集部門	処理部門
人件費	7,165,277	31,674,322
減価償却費	0	136,313,197
その他の経費	74,300,504	481,094,941
諸収入	0	△ 2,073,334
部門原価	81,465,781	647,009,126
収集・処理量 (k1)	3,162	45,884
1 k 1 当たり部門原価	25,764	14,101
総原価	728,474,907	
総処理量 (k1)	45,884	
1 k 1 当たり総原価	15,876	

イ. 旧柏地域のし尿処理原価

（単位：円）

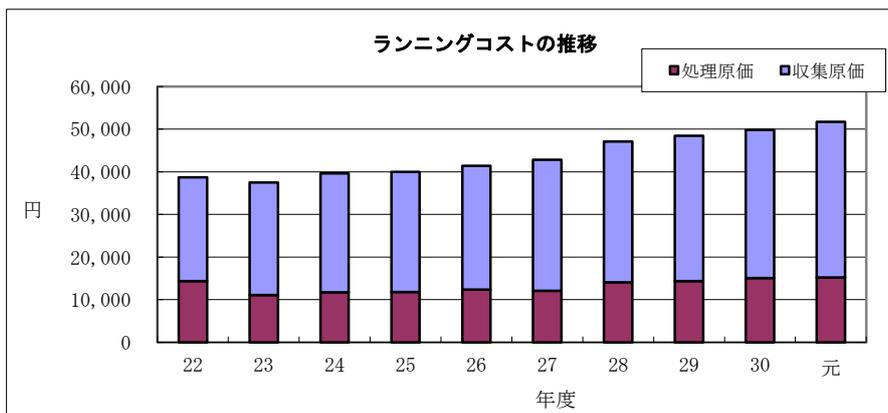
	収集部門	処理部門
人件費	7,165,277	7,165,277
減価償却費	0	53,927,859
その他の経費	51,775,000	177,253,281
諸収入	0	△ 1,753,226
部門原価	58,940,277	236,593,191
収集・処理量 (k1)	1,614	15,570
1 k 1 当たり部門原価	36,518	15,195
総原価	295,533,468	
総処理量 (k1)	15,570	
1 k 1 当たり総原価	18,981	

[参考] 旧柏地域の1 k 1 当たり部門原価の推移

（単位：円）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
収集	24,368	26,419	27,846	28,128	29,059	30,729	33,006	34,039	34,720	36,518
処理	14,349	11,095	11,763	11,832	12,387	12,102	14,093	14,390	15,117	15,195

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



ウ. 旧沼南地域のし尿処理原価

(単位：円)

	収集部門	処理部門
人件費	—	24,509,045
減価償却費	—	82,385,338
その他の経費	22,525,504	303,841,660
諸収入	0	△ 320,108
部門原価	22,525,504	410,415,935
収集・処理量 (k1)	1,548	30,314
1 k 1 当たり部門原価	14,551	13,539
総原価	432,941,439	
総処理量 (k1)	30,314	
1 k 1 当たり総原価	14,282	

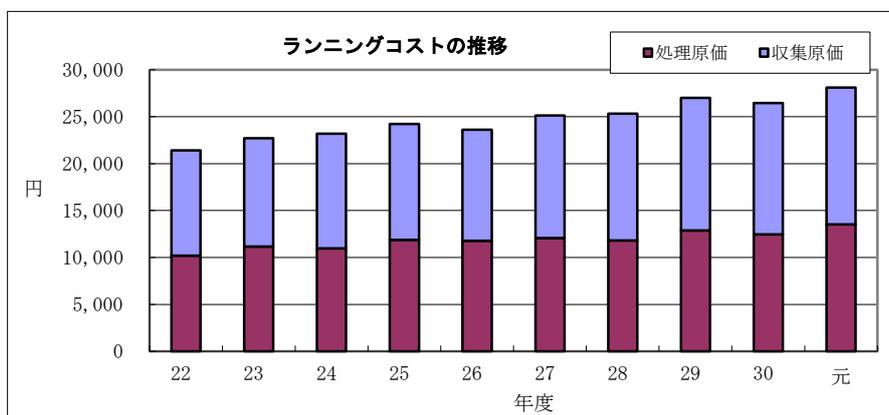
注 平成18年度分から減価償却費（定額制）を用いて算定。

[参考] 旧沼南地域の1 k 1 当たり部門原価の推移

(単位：円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
収集	11,222	11,540	12,217	12,325	11,849	13,053	13,499	14,149	13,998	14,551
処理	10,200	11,152	10,960	11,890	11,774	12,069	11,814	12,872	12,456	13,539

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



I 部

(旧柏地域)

第1章

ごみ処理事業

1 ごみの分別方法及び処理方法

平成31年4月1日現在

(旧柏地域)

	資源品	可燃ごみ	容器包装プラスチック類	草木ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
ごみの種類	古紙類(新聞紙, 段ボール, 雑誌・ざつ紙) 紙パック類 古着・古布類 PET ボトル 空ビン類 空カン類 金属類	台所ごみ 紙くず ビデオテープ類	プラスチック製容器包装材料	木の枝・草	一辺 1.2m未満の小型家具類 皮革製品 ガラス・陶磁器類 容器包装以外のプラスチック製品	乾電池 水銀体温計 蛍光管 ライター	ベッド, 学習机, ソファ, 一辺 1.2m以上の家具類 布団
収集容器	カン, ビン, PET ボトルは市指定の回収袋 他は指定なし	指定袋(赤色)	指定袋(黄色)	ひもで束ねる(枝) 中身の見える袋(草・葉)	中身の見えるビニール袋 (入らないものはそのまま)	中身の見えるビニール袋	—
収集回数	月2回	週2回	週1回	月2回	月2回	月2回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(民間事業者)	直営/ 委託(民間事業者)		直営	委託(民間事業者)		委託(民間事業者)
処理方法	再生資源化(容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託または売却)	焼却処理(焼却灰は最終処分)	再生資源化(容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託)	焼却処理又は最終処分(焼却灰は最終処分)	破砕処理(破砕残渣は焼却, 磁性物は資源化)	再生処理	不燃ごみと同様(状態のよい一部の家具は売却)
処理施設	柏市リサイクルプラザ	柏市清掃工場 / 柏市第二清掃工場	プラスチック圧縮保管施設	柏市清掃工場 / 柏市第二清掃工場 / 民間施設(委託処理)	柏市清掃工場粗大ごみ処理施設	民間施設(委託処理)	柏市清掃工場粗大ごみ処理施設 / 柏市リサイクルプラザ(リボン館)

2 ごみ量

(1) 平成30年度, 令和元年度のごみ量の増減

(単位:t)

区分	年度		平成30年度	令和元年度	増減	備考	
		人口(人)・(Z) (年度末住基人口)		368,629	373,428	4,799	
家庭系ごみ	可燃系	可燃ごみ	49,883	51,127	1,244		
		不燃ごみ	7,035	7,174	139		
		粗大ごみ	495	532	37		
		小計(A)	57,413	58,833	1,420		
		市民一人一日当たり(g) (A)/(Z)/暦日		427	430	3	
	資源化	容器包装プラスチック類	5,286	5,216	▲ 70		
		資源品	18,645	18,488	▲ 157		
		使用済み小型家電	28	34	6		
		小計(B)	23,959	23,738	▲ 221		
		合計(C) (A) + (B)		81,372	82,571	1,199	
	市民一人一日当たり(g) (C)/(Z)/暦日		605	604	▲ 1		
事業系ごみ	可燃系	可燃ごみ	35,729	38,255	2,526		
		不燃ごみ	426	454	28		
		粗大ごみ	158	160	2		
		事業系プラスチック	52	51	▲ 1		
		小計(D)	36,365	38,920	2,555		
	資源化	事業系プラスチック	75	70	▲ 5		
		小計(E)	75	70	▲ 5		
		合計(F) (D) + (E)		36,440	38,990	2,550	
計	資源化	資源品総量(G) (B) + (E)	24,034	23,808	▲ 226		
		日平均排出量 (G)/暦日	66	65	▲ 1		
		市民一人一日当たり(g) (G)/(Z)/暦日	179	174	▲ 5		
	総ごみ量	総ごみ量(H) (C) + (F)	117,812	121,561	3,749		
		日平均排出量 (H)/暦日	323	332	9		
		市民一人一日当たり(g) (H)/(Z)/暦日	876	889	13		

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量の推移

(単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	資源品	小計	総計
22	50,770	6,447	438	57,655	5,402	23,155	28,557	86,212
23	52,710	7,051	490	60,251	5,337	23,770	29,107	89,358
24	51,211	6,913	459	58,583	5,342	22,611	27,953	86,536
25	51,789	7,187	472	59,448	5,335	21,846	27,181	86,629
26	49,653	7,045	453	57,151	5,206	21,002	26,208	83,359
27	46,305	7,522	489	54,316	5,423	20,459	25,882	80,198
28	47,376	7,126	480	54,982	5,274	19,648	24,922	79,904
29	49,436	7,048	469	56,953	5,229	18,780	24,009	80,962
30	49,883	7,035	495	57,413	5,286	18,673	23,959	81,372
元	51,127	7,174	532	58,833	5,216	18,522	23,738	82,571

注1 粗大ごみは、平成8年10月から有料化となり、搬入量を記録している。

2 プラスチックについては、平成7年度から分別を開始し、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し、本格的に資源化を開始した。

3 有害ごみは、不燃ごみに含まれている。

イ. 事業系ごみ量の推移

(単位:t)

家庭系+事業系 (単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	小計	総計	ごみ量	資源品量	総量
22	28,564	399	198	29,161	204	204	29,365	86,816	28,761	115,577
23	28,599	360	216	29,175	197	197	29,372	89,426	29,304	118,730
24	29,731	470	203	30,404	195	195	30,599	88,987	28,148	117,135
25	30,755	467	172	31,394	167	167	31,561	90,842	27,348	118,190
26	31,380	436	155	31,971	149	149	32,120	89,122	26,357	115,479
27	32,649	440	142	33,231	125	125	33,356	87,604	25,950	113,554
28	34,582	523	172	35,277	124	124	35,401	90,319	24,986	115,305
29	35,478	421	166	36,065	105	105	36,170	93,064	24,068	117,132
30	35,729	426	158	36,313	127	127	36,440	93,778	24,034	117,812
元	38,255	454	160	38,869	121	121	38,990	97,753	23,808	121,561

注1 不法投棄ごみは、平成25年度は家庭系不燃ごみに、平成26年度以降は家庭系可燃ごみ・家庭系不燃ごみ・家庭系粗大ごみに含んでいる。

注2 平成27年度以降は、事業系可燃プラスチックを資源品量に含んでいる。

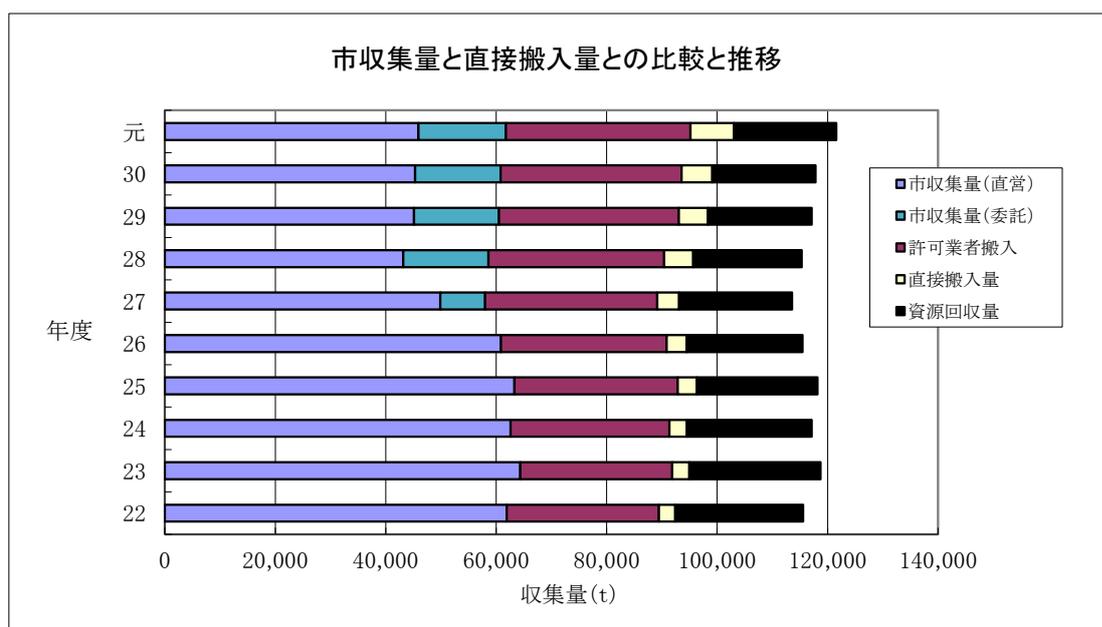
3 ごみの収集・直接搬入

(1) 収集量の推移

(単位:t)

年度	市収集量(直営)	市収集量(委託)	許可業者搬入	直接搬入量	資源回収量	総量
22	61,899	0	27,568	2,955	23,155	115,577
23	64,357	0	27,534	3,069	23,770	118,730
24	62,594	0	28,748	3,182	22,611	117,135
25	63,324	0	29,540	3,480	21,846	118,190
26	60,870	0	30,013	3,594	21,002	115,479
27	49,857	8,118	31,206	3,914	20,459	113,554
28	43,186	15,390	31,862	5,219	19,648	115,305
29	45,104	15,374	32,615	5,259	18,780	117,132
30	45,343	15,463	32,764	5,569	18,673	117,812
元	45,926	15,851	33,421	7,841	18,522	121,561

注1 平成27年10月から、家庭ごみ収集の一部委託化を行ったため、「市収集量(委託)」の区分を新設した。



(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口(Y) (各年度末現在)	市収集量 (直営+委託)							可燃 ごみ	不燃 ごみ
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量		
22	345,512	49,985	6,075	438	5,401	61,899	261	237	29,349	771
23	344,648	52,055	6,475	490	5,337	64,357	261	247	29,253	937
24	350,200	50,506	6,287	459	5,342	62,594	245	255	30,436	1,096
25	352,296	50,955	6,563	471	5,335	63,324	279	227	31,589	1,091
26	354,511	48,780	6,431	453	5,206	60,870	258	236	32,253	1,050
27	357,576	45,295	6,769	489	5,423	57,975	260	223	33,660	1,193
28	361,036	46,442	6,380	480	5,275	58,577	259	226	35,516	1,269
29	364,723	48,512	6,269	469	5,228	60,478	259	234	36,402	1,200
30	368,629	48,819	6,206	495	5,286	60,806	259	235	36,793	1,255
元	373,428	49,730	6,300	532	5,215	61,777	259	239	39,652	1,328

注1 平成19, 23, 27年度の日平均排出量は, 366日(うるう年)で算出している。

2 数値の端数は四捨五入しているため, 合計が合わない部分がある。

3 平成13年度から事業系ごみのプラスチック分別を始めた。

4 平成26年11月から平成27年3月まで, 使用済み小型家電の回収を国の実証事業として実施した。

イ. 令和元年度月別

月	人口(Y) (各月末現在)	市収集量 (直営+委託)							可燃 ごみ	不燃 ごみ
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量		
4	369,752	4,148	522	45	409	5,124	21	244	3,023	131
5	370,205	4,590	671	45	515	5,820	23	253	3,118	116
6	370,490	3,962	504	47	399	4,912	21	234	3,074	95
7	370,844	4,442	424	43	495	5,404	22	246	3,584	100
8	370,944	4,169	512	48	412	5,140	23	223	3,308	118
9	371,304	4,237	542	47	398	5,224	20	261	3,356	91
10	371,935	4,234	565	47	487	5,333	23	232	3,438	105
11	372,136	3,921	550	44	385	4,900	22	223	3,168	109
12	372,297	4,337	614	42	404	5,396	22	245	3,473	134
1	372,534	4,086	469	43	521	5,119	21	244	3,670	98
2	372,753	3,441	436	37	385	4,299	20	215	3,421	102
3	373,428	4,164	493	46	406	5,108	21	243	3,017	129
計	—	49,730	6,300	532	5,215	61,777	259	239	39,652	1,328

注1 数値の端数は四捨五入しているため, 合計が合わない部分がある。

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
198	205	30,524	293	104	23,155	0	115,577	317	916
216	197	30,603	295	104	23,770	0	118,730	324	941
203	195	31,930	295	108	22,611	0	117,135	321	916
172	168	33,020	309	107	21,846	0	118,190	324	919
155	149	33,607	307	110	21,000	2	115,479	316	892
142	126	35,120	308	114	20,455	4	113,554	310	868
173	124	37,081	308	120	19,645	3	115,306	316	875
166	106	37,874	310	122	18,776	4	117,132	321	880
158	127	38,333	310	124	18,645	28	117,812	323	876
160	122	41,262	310	133	18,488	34	121,561	332	889

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
20	10	3,184	25	127	1,598	3	9,909	330	893
16	9	3,260	28	116	1,748	2	10,831	349	944
12	10	3,191	26	123	1,518	2	9,622	321	866
9	11	3,704	26	142	1,315	3	10,425	336	907
12	9	3,449	27	128	1,547	3	10,138	327	882
13	10	3,471	25	139	1,490	3	10,188	340	915
11	11	3,566	27	132	1,397	3	10,298	332	893
12	10	3,299	26	127	1,588	3	9,789	326	877
16	10	3,634	26	140	1,808	3	10,841	350	939
14	9	3,790	24	158	1,441	3	10,353	334	897
10	8	3,542	24	148	1,462	3	9,306	321	861
15	11	3,173	26	122	1,577	3	9,861	318	852
160	122	41,262	310	133	18,488	34	121,561	332	889

(3) 令和元年度粗大ごみ品目別集計表

ア. 家具類

(単位：件、個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	789	753	856	710	844	852	875	723	755	831	653	855	9,496
ソファーベッド	21	20	17	19	16	24	24	15	10	16	17	23	222
ベ ッ ド	101	98	109	111	103	81	97	106	83	106	106	137	1,238
ベッド枠のみ	33	28	35	22	23	24	37	19	22	25	28	15	311
スプリング入り マットレス	95	86	109	91	131	138	123	83	86	110	87	113	1,252
ソファー	201	190	237	212	229	249	234	217	240	251	164	217	2,641
食器戸棚	60	63	49	64	55	46	66	58	52	57	49	61	680
タ ン ス	145	144	134	123	119	119	111	132	110	118	122	144	1,521
本 棚	62	33	49	59	41	32	55	42	38	26	48	42	527
下 駄 箱	4	10	5	4	11	5	4	11	6	8	2	5	75
机	40	35	32	30	23	35	32	23	29	36	33	55	403
座 卓	14	17	16	15	21	20	18	26	25	19	7	13	211
サイドボード	11	6	8	12	6	10	15	12	8	7	5	8	108
テーブル	38	37	36	36	31	39	43	26	40	26	36	55	443
エレクトーン	7	2	6	3	6	8	5	0	4	7	5	6	59
物干し台	2	7	7	5	10	2	9	4	8	4	5	4	67
浴 槽													0
ライティング デスク	4	3	4	1	8	3	2	5	5	4	1	2	42
マッサージ椅子	16	21	13	17	29	21	23	18	16	31	17	18	240
オーディオ ラック	4	3	1	0	1	6	0	6	2	2	1	2	28
そ の 他	273	234	282	231	289	278	276	229	265	244	228	271	3,100
計(点数)	1,131	1,037	1,149	1,055	1,152	1,140	1,174	1,032	1,049	1,097	961	1,191	13,168

イ. 布団類

(単位：件、個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	307	353	499	285	435	428	382	444	355	357	248	290	4,383
布団(枚数)	1,047	1,283	1,624	1,000	1,292	1,389	1,350	1,450	1,205	1,098	845	1,089	14,672
座布団(枚数)	167	311	313	162	392	327	272	323	274	190	183	237	3,151

ウ. 収集件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収集件数	1,014	1,021	1,277	961	1,189	1,218	1,181	1,122	1,047	1,124	874	1,087	13,115

注 品目別の件数は当該月内の回収件数で、申込み件数とは異なる。

(4) 令和元年度月別焼却対象物搬入量

ア. 北部クリーンセンター

(単位: kg)

月	可燃ごみ	不燃・粗大 破砕物	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	4,264,430	655,570	52,950	57,820	21,640	45,550	0	5,097,960
5月	4,469,570	754,560	41,090	65,170	16,340	148,460	0	5,495,190
6月	4,200,770	575,400	79,590	57,970	20,680	52,100	0	4,986,510
7月	4,907,800	496,130	113,400	56,170	23,140	47,110	0	5,643,750
8月	4,540,480	552,540	45,440	62,700	26,240	40,520	0	5,267,920
9月	4,580,340	668,880	25,170	55,360	16,950	37,400	0	5,384,100
10月	4,634,990	664,810	49,960	63,040	25,840	99,290	0	5,537,930
11月	4,184,940	640,400	25,890	49,500	25,310	41,860	0	4,967,900
12月	4,711,760	709,260	46,600	47,120	30,350	42,020	0	5,587,110
1月	4,338,810	491,130	44,560	54,320	34,100	639,950	0	5,602,870
2月	3,791,450	578,100	43,970	41,850	17,630	644,270	0	5,117,270
3月	4,233,490	594,150	60,550	44,650	21,850	107,090	0	5,061,780
計	52,858,830	7,380,930	629,170	655,670	280,070	1,945,620	0	63,750,290

イ. 南部クリーンセンター

(単位: kg)

月	可燃ごみ	粗大	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	2,902,820	3,410	0	0	0	0	0	2,906,230
5月	3,549,770	5,290	0	0	0	0	0	3,555,060
6月	2,826,810	4,690	0	0	0	0	0	2,831,500
7月	3,115,270	3,560	0	0	0	0	0	3,118,830
8月	2,933,560	3,620	0	0	0	0	0	2,937,180
9月	3,008,270	3,720	0	0	0	0	0	3,011,990
10月	2,990,930	4,040	0	0	0	0	0	2,994,970
11月	2,899,480	5,100	0	0	0	0	0	2,904,580
12月	3,092,640	4,430	0	0	0	0	0	3,097,070
1月	2,822,070	2,900	0	0	0	0	0	2,824,970
2月	2,457,400	2,950	0	0	0	0	0	2,460,350
3月	2,891,760	3,410	0	0	0	0	0	2,895,170
計	35,490,780	47,120	0	0	0	0	0	35,537,900

注1 「可燃ごみ」には、他自治体との相互協定により受け入れた分を含むため、旧柏地域のごみ排出量とは一致しない。

(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移

(単位:t)

年度	南北クリーンセンター搬入量				合計
	可燃ごみ	不燃・粗大破砕物等	し尿汚泥	残渣・災害対応等	
22	79,334	7,773	954	1,279	89,340
23	81,308	8,081	823	1,547	91,759
24	80,942	7,970	838	1,434	91,184
25	80,532	7,850	867	1,396	90,645
26	78,828	7,952	830	1,396	89,006
27	78,941	8,206	813	1,365	89,325
28	81,896	7,894	686	1,530	92,006
29	84,853	7,384	701	1,677	94,615
30	85,540	6,987	583	1,359	94,469
元	88,350	7,428	629	2,881	99,288

4 ごみの処理

(1) 令和元年度月別焼却処理日量

(単位：t, 日, t/日)

ア. 北部クリーンセンター

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	5,098	4,932	29	170
5月	5,495	5,999	31	194
6月	4,987	5,564	30	185
7月	5,644	4,887	30	163
8月	5,268	6,485	31	209
9月	5,384	5,508	30	184
10月	5,538	5,390	30	180
11月	4,968	5,196	29	179
12月	5,587	6,204	30	207
1月	5,603	5,994	28	214
2月	5,117	5,373	29	185
3月	5,061	5,380	29	186
計			356	188
(暦日)	63,750	66,912	366	183

イ. 南部クリーンセンター

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	2,906	3,018	30	101
5月	3,555	3,524	31	114
6月	2,832	581	6	97
7月	3,119	3,393	31	109
8月	2,937	3,409	31	110
9月	3,012	3,299	30	110
10月	2,995	3,412	31	110
11月	2,905	3,279	30	109
12月	3,097	2,927	25	117
1月	2,825	1,521	15	101
2月	2,460	3,027	29	104
3月	2,895	3,682	31	119
計			320	110
(暦日)	35,538	35,072	366	96

注1 搬入量は焼却のため各クリーンセンターに搬入した量、焼却量はごみホッパへ投入した量を集計している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 破砕処理の実績と推移

(単位：t)

年度	破砕処理施設処理量	内 訳	
		破砕物	磁性物
22	8,683	7,715	968
23	9,007	8,030	977
24	8,928	7,934	994
25	8,807	7,807	1,000
26	8,827	7,913	914
27	9,026	8,163	863
28	8,545	7,853	692
29	8,022	7,345	677
30	7,545	6,950	595
元	8,038	7,439	599

注 平成12年度以降の破砕処理施設処理量は、防火・防塵対策用の注水量を含んでいる。

(3) 最終処分場への搬入実績と推移

(単位：t)

年度	市搬入		
	北部クリーンセンター	南部クリーンセンター	合計
	焼却灰	溶融飛灰固化物	
22	5,599	306	5,905
23	1,791	23	1,814
24	0	0	0
25	0	0	0
26	0	0	0
27	0	0	0
28	0	0	0
29	0	0	0
30	0	0	0
元	0	0	0

注1 平成23年度末で柏市最終処分場の使用期限満了。

5 ごみの組成

(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成 (単位：%)

		平成30年度 (4回の平均)	令和元年度				
			31.5.17 実施	31.8.9 実施	1.11.12 実施	1.2.7 実施	平均
可燃性	紙・布類	35.23	46.20	38.00	31.60	38.70	38.63
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	28.11	19.00	23.10	32.00	25.50	24.90
	木・わら・竹類	15.43	11.90	21.20	18.50	11.30	15.73
	厨芥類	13.88	10.90	15.90	12.50	13.90	13.30
	小計	92.65	88.00	98.20	94.60	89.40	92.55
不燃性	金属類	1.53	1.10	0.00	0.70	2.20	1.00
	ガラス・陶器類	0.40	0.40	0.10	0.40	1.70	0.65
	石・コンクリート	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	1.93	1.50	0.10	1.10	3.90	1.65
その他		5.45	10.50	1.70	4.30	6.70	5.80
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 1 清掃工場内可燃ピット（上，中，下層の3層）で、家庭系・事業系を合わせた焼却ごみから採取している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成 (単位：%)

		平成30年度 (4回の平均)	令和元年度				
			1.6.3 実施	1.9.3 実施	1.12.3 実施	2.3.3 実施	平均
可燃性	紙・布類	62.40	49.40	40.60	53.70	45.30	47.25
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	21.53	23.80	13.40	14.60	24.70	19.13
	木・わら・竹	1.85	2.40	25.90	7.50	16.00	12.95
	厨芥類	11.78	13.90	14.00	16.70	8.80	13.35
	不燃物	0.33	8.80	2.40	4.70	2.90	4.70
	その他	2.13	1.70	3.70	2.80	2.30	2.63
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

6 不法投棄

(1) 不法投棄の処理状況

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
総処理件数(件)		1,278	354	248	334	297	259	244	203	235	142
内訳	市処理件数(件)	1,271	348	244	328	293	254	231	197	230	139
	委託処理件数 (車両)(台)	3	2	0	2	0	0	8	0	0	0
	委託処理件数 (廃棄物)(件)	4	4	4	4	4	5	5	6	5	3
総処理量(t)		158	48	42	43	32	29	26	23	21	18
内訳	市処理量(t)	136	29	21	24	18	16	17	13	11	10
	委託処理量(t)	22	19	21	19	14	13	9	10	10	8

- 注1 総処理件数には、車両処理台数が含まれる。
 2 平成20年度から、数値に旧沼南地域分を含んでいる。
 3 平成23年度より、市処理件数・市処理量の集計方法を改めたため減少している。

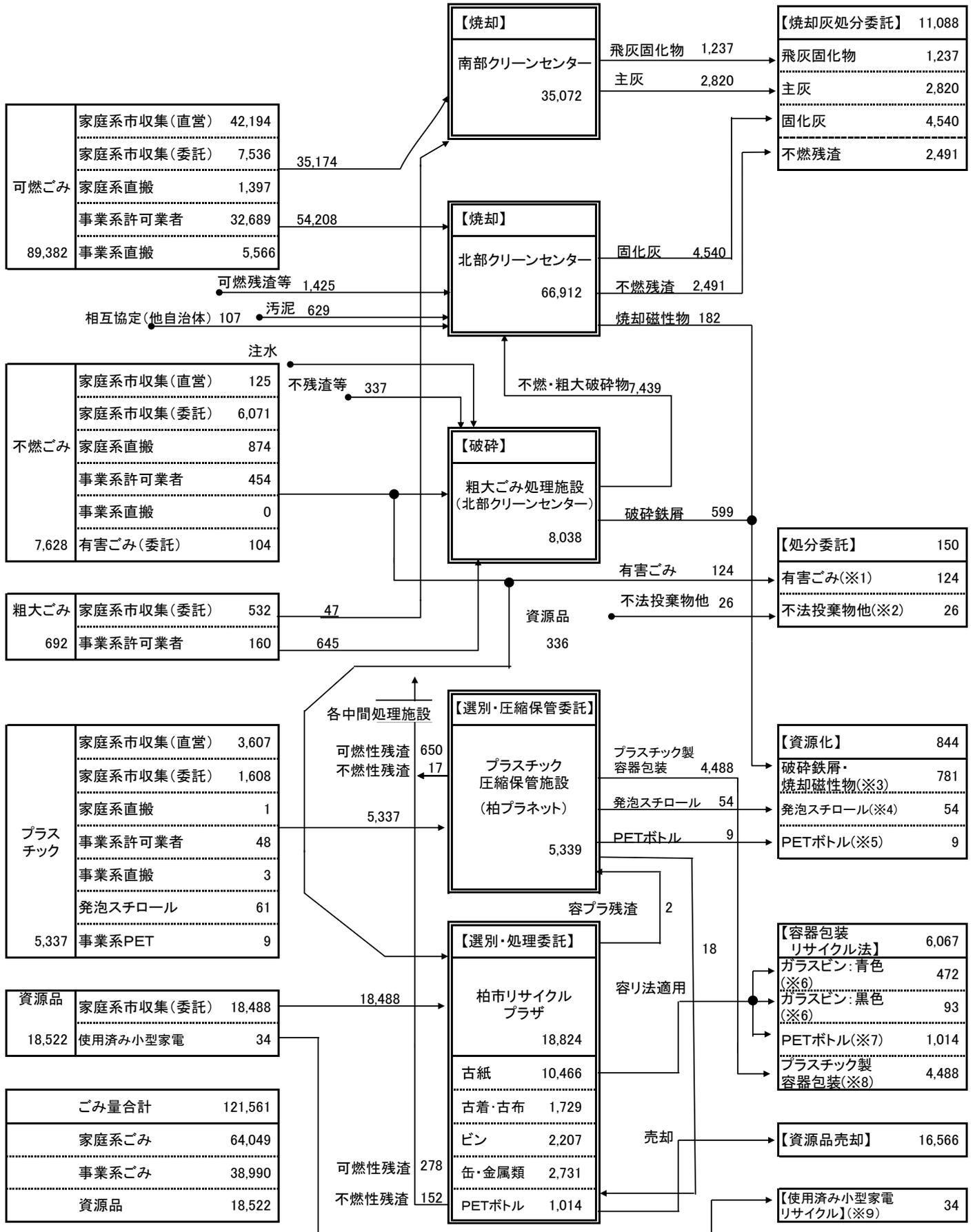
(2) 不法投棄の通報件数

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
環境美化推進員	152	78	41	43	21	5	6	14	3	4
市民	1,053	237	186	268	198	216	149	83	169	67
市職員	66	33	17	17	74	33	76	100	58	68
計	1,271	348	244	328	293	254	231	197	230	139

- 注1 平成19年度から「環境美化推進員」を「柏市美化サポーター」と改め、平成29年3月31日現在
 45名で構成されている。
 2 平成20年度から、数値に旧沼南地域分を含んでいる。
 3 平成23年度より、通報件数の集計方法を改めたため減少している。

7 旧柏地域ごみ処理の流れ

(単位:t)



注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

注 柏プラネット及び柏市リサイクルプラザにおいては、搬入物のうち年度内に処理しきれない部分が生じるため、搬出量と搬入量に差異が生じる。

(単位：t)

No.	処理先（委託先等）	処理量	処理方法
※1	(北海道北見市) 野村興産(株)	124	重金属類を資源化処理
※2	→(茨城県ひたちなか市) 株カツタ	4	焼却
	→(千葉県市川市) 株市川環境エンジニアリング	1	再生原料へ資源化
	→(茨城県坂東市) 株茨大	21	再資源化
※3	(柏市) 柏市再生資源事業協業組合	781	売却
※4	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	54	売却
※5	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	9	売却
※6	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県龍ヶ崎市) 硝和ガラス(株)	565	再生砂化
※7	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県猿島郡境町) 遠東石塚グリーンペット(株)	526	プラスチック原料化
	→(茨城県笠間市) ジャパンテック(株)	488	プラスチック原料化
※8	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(千葉県松戸市) 株バース・ヴィジョン	3,370	プラスチック原料化
	→(神奈川県川崎市) 昭和電工(株)	1,118	ガス化
※9	(千葉県横芝光町) 丸源起業(株)	12	再生原料へ資源化
	(愛知県名古屋市の) リネットジャパングループ(株)	21	再生原料へ資源化

(注)放射性物質を含む焼却灰については、平成23年度から本書発行時点に至っても、引き続き緊急的かつ臨時的な措置を講じている状況にあります。また、今後ごみの適正処理を継続させるため、これらの廃棄物の処分の委託先については掲載しておりません。

I 部

(旧柏地域)

第2章

減量・資源化

1 ごみ減量啓発事業

(1) ゴミゼロ運動の実績

(単位:人, t)

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
参 加 人 員	ボランティア団体	1,829	1,097	1,075	2,190	2,217	2,193	2,502	1,925	1,749	1,430	
	一般参加者	23,905	18,477	24,445	22,455	22,082	23,969	25,136	24,752	21,698	21,709	
	市職員	374	386	456	495	451	582	633	694	655	686	
	計	26,108	19,960	25,976	25,140	24,750	26,744	28,271	27,371	24,102	23,825	
回 収 内 容	資源品	空き缶	1.8	1.5	1.6	1.7	1.9	1.7	1.6	1.3	1.5	2.1
		空き瓶	1.9	1.4	1.6	1.7	1.9	1.5	1.6	1.6	1.9	
		PETボトル	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6	
	可燃ごみ	9.4	4.3	7.5	6.5	6.6	5.1	5.9	6.1	6.4	4.5	
	不燃ごみ	7.5	3.1	4.8	6.0	6.5	3.5	4.7	3.3	4.2	3.4	
	プラスチックごみ	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	-	-	-	
	計	21.4	11.0	16.4	17.0	18.0	12.7	14.7	12.8	14.6	10.0	

注 1 「ゴミゼロ運動」は、環境美化運動として昭和57年から「関東地方環境美化運動の日(5月30日前後の日曜日)」を中心に実施している。

注 2 令和元年度からゴミゼロ運動の分別区分が変更。可燃ごみは容器包装プラスチック類及び草木ごみを含むもの。

(2) 清掃施設見学会の実績

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
開催数	23	17	15	14	13	21	20	16	17	16

注 ごみ処理の現状を体験し、ごみ減量の重要性を認識してもらうために、市内の清掃施設(柏市リサイクルプラザ、柏プラネット、第2清掃工場等)を見学するもの。対象は市民。平成3年度から「ごみ体験ツアー」として実施しており、平成15年度から名称を「清掃施設見学会」に改めた。平成19年度からは柏市全域の実績を掲載している。

(3) ごみ減量説明会の実績

年度	開催数	説明会での主な内容
29	7	循環型社会と3R, ごみ減量の手法, 分別の方法, 不適切排出事例
30	4	循環型社会と3R, ごみ減量の手法, 分別の方法, 不適切排出事例
元	6	循環型社会と3R, ごみ減量の手法, 分別の方法, 不適切排出事例

注 町会, 自治会や各種団体を対象に, ごみ減量, 資源化について説明するもの。平成4年から実施している。

(4) 生ごみ処理容器の補助の推移

(単位:基,世帯,千円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
コンポスト	49	42	41	43	27	38	19	25	9	25
EM菌等の微生物を利用した処理容器	37	67	39	38	28	30	21	8	17	15
機械式処理機	70	51	39	40	43	31	41	48	58	44
計	156	160	119	121	98	99	81	81	84	84
世帯数	135	131	103	96	86	84	71	77	80	76
補助金額	856	730	577	558	553	449	503	579	532	466

注1 柏市全域の実績を掲載している。

2 生ごみ処理容器の補助内容は下表のとおり。

対象	生ごみ処理容器等
補助金の額	容器等1基につき、コンポスト・EM容器は購入価格の2分の1、機械式は購入価格の3分の1に相当する額とし、10,000円を限度とする。
対象となる容器の数	1世帯または1集会施設当たり、1年度につき2基を限度とする。ただし、機械式は、初回の購入を除き、購入日から5年を経過するごとに1基を限度とする。

※平成7年9月からEM菌等の微生物を利用したものや機械式の生ごみ処理機にも補助を拡大、平成8年4月には補助限度額を1基当たり30,000円に引き上げた。

※平成17年4月1日から機械式生ごみ処理機の補助率(3分の1に相当する額)と補助基準(5年度に1基が限度)を変更した。

※平成18年4月1日から上限額を10,000円に変更。補助総額を当初予算の範囲内とした。

(5) 環境(ごみ)学習の実績

年度	実施内容
29	出前授業: 柏第三小学校4年生(164名) 他 計 20校 計20回 1,711名
30	出前授業: 柏の葉小学校4年生(144名) 他 計 21校 計21回 1,590名
元	出前授業: 風早北部小学校4年生(140名) 他 計 16校 計17回 1,219名

注 出前授業の内容は、小学校へ出向き、ごみ問題について、ゲーム等を通じ子供たちにわかりやすく説明するもの。

(6) リサイクルプラザリボン館事業

ア. リサイクル教室実施状況[リサイクルプラザリボン館]

年度	講座名	実施回数	延べ受講者数
29	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 帯からトートバッグ作り 等	102	729
30	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 帯からトートバッグ作り 等	101	712
元	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 帯からトートバッグ作り 等	89	626

イ. その他啓発イベント

年度	実施日	名 称	開催場所	来場者
29	6月4日	フリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	390人
30	6月3日	フリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	300人
元	6月2日	フリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	350人

ウ. こどもエコ探検ツアー

実施日	見学先	対象者	参加者
8月1日	南部クリーンセンター, 第五・第六水源地他	市内小学3~6年生	18名

エ. リサイクル家具の販売

家 具		
展 示	申 込 者	購 入 者
211点	218名	93名

注1 平成29年度から自転車の販売を休止した。

オ. リサイクルプラザリボン館施設利用状況

区 分	見学／視察			講座・講演会			合 計
	行 政	各種団体	一 般	受講者	講 師	運営委員等	
件 数	1	53	—	89	—	—	143
人 数	4	3889	1274	626	114	183	6090

(7)リサイクルフェア

回	開催年月日・場所	参加者数	主 な 内 容
第19回 平成29年度	H29.10.1(日) 柏市リサイクルプラザ	450名	フリーマーケット, ソーラークッキング, リサイクル作品コンテスト, エコクイズ, 3R 体験コーナー
第20回 平成30年度	中止	—	—
第21回 令和元年度	R元.10.6(日) 柏市リサイクルプラザ	300名	フリーマーケット, ソーラークッキング, エコクイズ, 3R 体験コーナー, 啓発品展示 等

(8)ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行

号	発行日	主 な 内 容
第 41 号	H29.10.15	食品ロスについて(年間量等)/食品ロスの原因/今日からできるロス削減/ 野菜の保存方法/消費期限と賞味期限/フードバンク活動/食べ残しゼロの すすめ/プラスチック製ごみの出し方/スプレー缶・PETボトルの出し方/ご つ紙の分別/ごみ分別アプリ
第 42 号	H30.10.15	プラスチックごみの分別方法/プラスチックごみの分別フローチャート/海洋 プラスチック問題とは/医療系廃棄物は医療機関等へ返却を/平成 30 年 4 月からのごみ出し方法の変更点/リユースショップ「ショップリボン」の案内/ 分かりづらい分別について/ごみ分別アプリ
第 43 号	R1.10.15	紙類の分別方法/スプレー缶の排出方法/有害ごみの分別方法/食品ロス の削減/古布類の分別方法/リユースショップ「ショップリボン」の案内/清掃 工場等への持ち込み手数料の案内

注1 4面、不定期発行(創刊 H5.12.7)。

2 第 37 号までは、町会・自治会を通じ、全戸配布。第 38・39 号は単独で新聞折込にて配布。第 40 号以降は、市広報紙の別冊として新聞折込で配布。

(9) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
対象事業所数	156	156	151	198	212	214	226	197	229	234
提出事業所数	127	125	127	146	175	157	197	175	204	204
立入り事業所数	10	0	5	10	10	10	7	10	8	9

注 柏市廃棄物処理清掃条例第23条の規定に基づき、指定多量廃棄物排出者に対し「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を依頼した事業所数、提出数、市が立入調査した事業所数。平成6年度から実施。

(10) 3R推進事業所

	事業所名	住 所	推奨開始年月日
1	パウダーテック株式会社	十余二217	平成27年4月1日
2	株式会社DNPテクノパック 柏工場	十余二409	平成27年4月1日
3	株式会社斎藤英次商店	柏6-1-1流鉄柏ビル3階	平成27年4月1日
4	京葉ガス株式会社東葛支社	柏211-5	平成29年4月1日
5	伊藤ハム株式会社東京工場	根戸1-3	平成29年4月1日

注 発泡トレイ回収協力店、リサイクル協力店・エコオフィス、買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し、平成 27 年 4 月から開始。(2 年ごとに推奨申請)

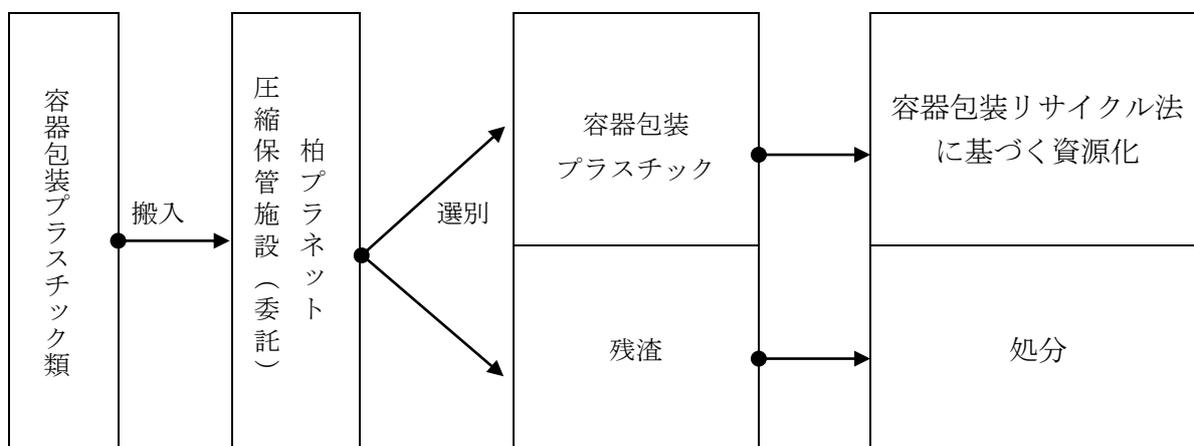
(11) 3R推進店

	事業所名	住所	推奨開始年月日
1	ヨークマート花野井店	花野井681	平成27年4月1日
2	リビングショップ間宮	加賀3-21-2	平成27年4月1日
3	生活クラブ生活協同組合 松葉町デポー	松葉町3-15-1	平成27年4月1日
4	株式会社いなげや沼南店	大井1885-1	平成27年4月1日
5	柏市役所職員組合売店	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日
6	ららぽーと柏の葉東急ストア	若柴175	平成27年4月1日
7	農産物直売所道の駅しょうなん	箕輪新田59-2	平成27年4月1日
8	株式会社アグリプラス かしわで	高田100	平成27年4月1日
9	マミーマート光ヶ丘店	光ヶ丘2-25-10	平成27年4月1日
10	株式会社サンベルクス 柏つくしが丘店	つくしが丘5-13-1	平成27年4月1日
11	ベルクス新豊四季店	豊四季135-15	平成27年4月1日
12	株式会社東武ストア新柏店	新柏1-4-1	平成27年4月1日
13	株式会社ヨークマート新柏店	名戸ヶ谷888-1	平成27年4月1日
14	株式会社フードスクエアカスミ 南柏駅前店	南柏中央3-2	平成27年4月1日
15	イオンリテール株式会社 イオン柏店	豊町2-5-25	平成27年4月1日
16	株式会社京北スーパー布施店	布施新町1-4-4	平成27年4月1日
17	株式会社ライフ 増尾店	増尾台3-5-15	平成27年4月1日
18	株式会社ピーコックストア 豊四季店	豊四季台4-1-20	平成27年4月1日
19	マックスバリュ 柏松ヶ崎店	大山台1-6	平成27年4月1日
20	フードスクエアカスミ 柏中新宿店	中新宿3丁目11-1	平成27年4月1日
21	フードマーケットカスミ 柏たなか駅前店	小青田1丁目1番地14	平成27年4月1日
22	生活クラブ生協デポー大津ヶ丘	大津ヶ丘3-4-1-105	平成27年4月1日
23	J's cafe & shop	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日
24	フードスクエアカスミ柏千代田店	千代田2-7-11	平成29年4月1日

注 発泡トレイ回収協力店, リサイクル協力店・エコオフィス, 買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し, 平成27年4月から開始。(2年ごとに推奨申請)

2 容器包装プラスチック資源化事業

(1) プラスチックの資源化の流れ



(2) プラスチック収集量と資源化量

(単位：t)

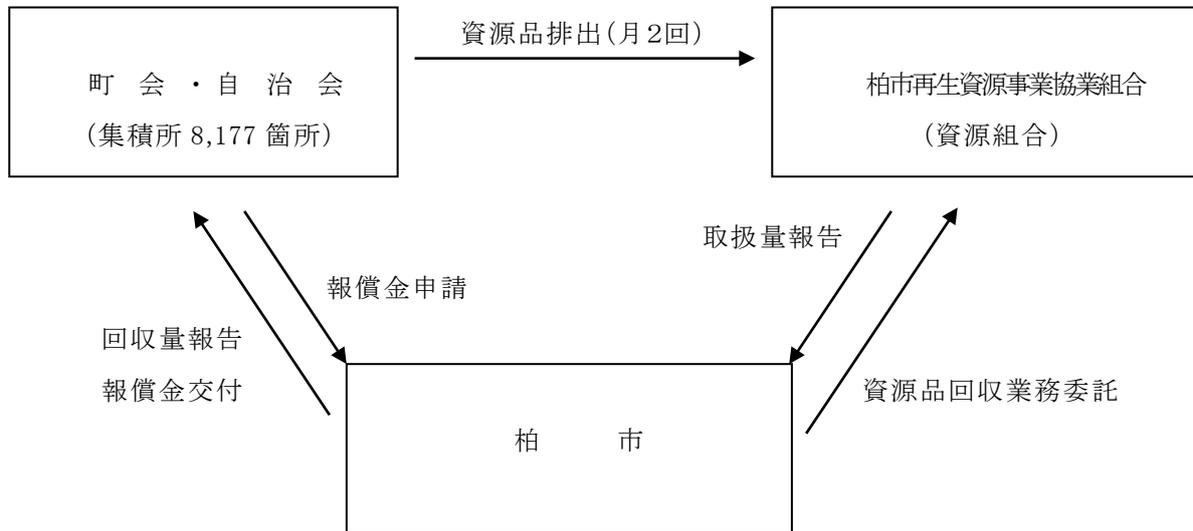
年度	家庭系 搬入量	事業系 搬入量	搬入量計	容器包装 プラスチック	処理委託費 (千円)
22	5,402	204	5,606	4,786	352,999
23	5,337	197	5,534	4,694	294,599
24	5,342	195	5,537	4,508	285,769
25	5,335	167	5,502	4,519	269,667
26	5,206	149	5,355	4,361	260,935
27	5,423	125	5,548	4,539	254,399
28	5,274	124	5,398	4,577	261,624
29	5,231	105	5,336	4,526	277,299
30	5,288	127	5,414	4,578	290,520
元	5,218	121	5,339	4,488	283,815

- 注1 清掃工場負荷軽減のため、平成7年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成7～11年度は、主に固形燃料(RDF)へと資源化した。
- 2 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、同年から、収集したプラスチックを容器包装プラスチック・容器包装以外のプラスチック・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、容器包装以外のプラスチックは従来と同様に固形燃料へと資源化委託した。
- 3 平成17年度からプラスチックの分別を変更し、分別収集するプラスチックは容器包装プラスチック類のみとした。収集した容器包装プラスチック類・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡している。
- 4 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

3 資源品回収事業

(1) 資源回収システムの概要

平成31年4月1日現在



注1 市から町会・自治会への報償金は、回収量1キロ当たり3円。

(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要

平成31年4月1日現在

名称	柏市再生資源事業協業組合			
場所	柏市十余二348-212			
設立	昭和56年9月18日に柏市再生資源事業協同組合を設立 平成14年3月14日に柏市再生資源事業協業組合へ改称			
資本金	42,000千円(100千円×420口)			
組合員数	14名			
従業員数	108人(パートを含む)			
内訳	回収	35人	PET	7人
	金属	15人	古紙	20人
	カレット	12人	事務他	21人

(3)資源回収品目

平成31年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞,ダンボール,雑誌・ざつ紙(包装紙,空き箱など)	<ul style="list-style-type: none"> 品目別に小さくひもで束ねて出す。 ざつ紙は雑誌等にはさむか, 不要の紙袋に入れて出す。 ビニール加工した紙類は出さない。
紙パック類	牛乳やジュース類のパック	<ul style="list-style-type: none"> 洗って開いて乾かしたものを出す。 内側が銀色(アルミ箔でコーティングされたもの)は出さない。 雨の日には出さない。
古着・古布類	各種衣類,カーテン,シーツ,毛布,タオルケットなど	<ul style="list-style-type: none"> ボタン,ファスナーはつけたまま出す。 まとめてひもで束ねて出す。 カーペット,枕,切断くず,油汚れのもの,合成皮革,使用済みウエスは出さない。 雨の日には出さない。
PETボトル	飲料用,酒類,しょうゆ用などのペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 中を軽くすすいでふたとラベルを取り,踏みつぶしてから出す。 集積所に用意してある「PETボトル」と表示した袋に入れる。
空ビン類	飲料用のビン,食料用のビン,酒瓶など	<ul style="list-style-type: none"> ふたを取り,集積所に用意してある「空ビン入れ」と表示した袋に入れる。 化粧品のビンは出さない。 電球,蛍光管,鏡,アンプル,耐熱ガラス製品,その他特殊ガラス製のものは出さない。 ビンの中に残っているものは,軽くすすいできれいにする。
空カン類	飲料の缶,食料の缶,卓上ガスボンベ,スプレー缶など	<ul style="list-style-type: none"> 集積所に用意してある「空カン入れ」と表示した袋に入れる。 缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 スプレー缶は,中身を使い切り,穴を開けない。
金属類	自転車,鍋,フライパン,金属のふた,石油ストーブ,その他ほとんど金属でできているもの	<ul style="list-style-type: none"> 品目別に並べて出す。 スプーン,フォーク,くぎ等の小さい金属類は「空カン入れ」と表示した袋に入れる。 自転車は「資源品」と表示する。 大型金属類(30kg, 3m超)は無料回収。

(4) 品目別資源品処理量の推移

(単位:t)

年度	古着・古布類	金属・空カン類	空ビン類	古紙類	PETボトル	計
22	1,718	2,485	2,498	15,399	964	23,063 (搬入量23,155)
23	1,956	2,540	2,516	15,419	1,127	23,558 (搬入量23,770)
24	1,765	2,445	2,513	14,654	1,078	22,456 (搬入量22,611)
25	1,739	2,396	2,449	14,154	1,020	21,758 (搬入量21,846)
26	1,663	2,421	2,468	13,345	971	20,867 (搬入量21,000)
27	1,727	2,401	2,459	12,859	957	20,402 (搬入量20,455)
28	1,635	2,452	2,437	12,042	955	19,521 (搬入量19,645)
29	1,675	2,457	2,330	11,258	952	18,672 (搬入量19,076)
30	1,694	2,592	2,269	10,852	1,013	18,420 (搬入量18,956)
元	1,729	2,731	2,207	10,466	1,014	18,146 (搬入量18,845)

注1 PETボトルの資源品回収を平成9年度から開始。

2 搬入量との差は残渣等によるもの。

3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(5) 小型家電市・宅配回収量の推移

年度	ボックス回収	イベント回収	宅配回収	合計
29	5,135kg	1.8kg		5,137kg
30	15,159kg	1.0kg	14,220kg	29,380kg
元	13,869kg	7.1kg	21,058kg	34,934kg

注1 旧柏地域・旧沼南地域について統一的に回収しているため、実績は両地域の合計値を記載。

2 平成26年11月から27年3月までの期間は国の実証事業として実施。

3 平成29年6月から柏駅前行政サービスセンターに回収ボックスを設置し、設置箇所が18箇所となった。

4 平成30年4月から使用済み小型家電回収ボックスによるパソコンの回収を開始。

5 平成30年4月からリネットジャングループ(株)によるパソコンの宅配回収を開始。

(6) 年度別資源品処理状況

(単位:kg, 円)

年 度	22	23	24	25	26
古紙類	15,398,750	15,419,330	14,654,200	14,153,950	13,345,140
(割合・%)	66.8	65.5	65.3	65.0	64.0
古着・古布類	1,718,220	1,955,710	1,765,160	1,739,120	1,663,090
(割合・%)	7.4	8.3	7.9	8.0	8.0
PETボトル	963,700	1,126,720	1,078,250	1,019,580	970,540
(割合・%)	4.2	4.8	4.8	4.7	4.7
空ビン類	2,497,584	2,516,140	2,513,490	2,449,470	2,467,850
(割合・%)	10.8	10.7	11.2	11	12
金属・空カン類	2,485,140	2,539,740	2,444,970	2,396,150	2,420,650
(割合・%)	10.8	10.8	10.9	11.0	11.6
合計	23,063,394	23,557,640	22,456,070	21,758,270	20,867,270
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容り法負担金	620,739	460,493	347,060	314,384	450,719
報償金	68,566,770	70,405,620	66,942,420	64,835,460	62,320,920
支給対象団体数	271	271	272	274	274

年 度	27	28	29	30	元
古紙類	12,858,500	12,042,050	11,257,990	10,852,050	10,465,660
(割合・%)	63.0	61.7	60.3	58.6	57.7
古着・古布類	1,727,320	1,635,180	1,674,670	1,694,370	1,728,680
(割合・%)	8.5	8.4	9.0	9.2	9.5
PETボトル	956,860	955,120	951,900	1,012,970	1,013,890
(割合・%)	4.7	4.9	5.0	5.5	5.6
空ビン類	2,458,630	2,437,190	2,330,260	2,269,180	2,207,280
(割合・%)	12.1	12.5	12.5	12.3	12.2
金属・空カン類	2,400,700	2,451,530	2,457,260	2,591,780	2,730,540
(割合・%)	11.8	12.6	13.2	14.0	15.0
合計	20,402,010	19,521,070	18,672,080	18,503,240	18,146,050
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容り法負担金	605,178	2,033,794	538,725	559,757	1,141,502
報償金	60,692,460	58,204,860	55,609,920	55,225,860	54,711,870
支給対象団体数	276	281	285	289	292

(7) 資源化率の推移

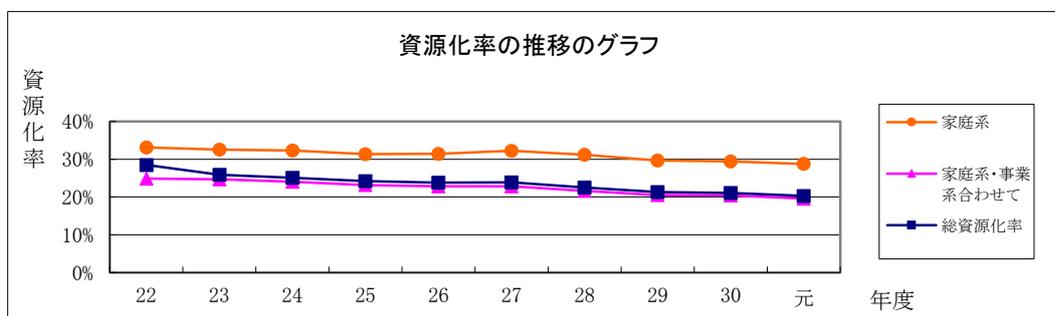
ア. 総資源化率

(単位:t)

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
可燃・不燃・粗大①		86,816	89,426	88,987	90,842	89,122	87,547	90,259	93,064	93,778	97,753
資源化物	分別収集時										
	資源品	23,155	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645	18,776	18,645	18,488
	プラスチック	5,606	5,534	5,537	5,502	5,355	5,548	5,398	5,288	5,361	5,286
	小型家電	—	—	—	—	2	4	3	4	28	34
	小計②	28,761	29,304	28,147	27,348	26,357	26,007	25,046	24,068	24,034	23,808
	中間処理後										
	エコセメント	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熔融資源化	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却磁性物	253	270	257	229	211	220	229	202	168	182
	スラグ	2,368	126	0	0	0	0	0	0	0	0
	メタル	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破砕鉄屑	968	977	994	1,000	914	863	692	677	595	599
	小計③	4,109	1,373	1,251	1,229	1,125	1,083	921	879	763	781
廃乾電池等④	31	26	27	27	31	33	30	28	106	124	
合計⑤(②+③+④)	32,901	30,703	29,425	28,604	27,513	27,123	25,997	24,975	24,903	24,713	
総ごみ量⑥(①+②)	115,577	118,730	117,134	118,190	115,479	113,554	115,305	117,132	117,812	121,561	
総資源化率 (⑤/⑥*100)	28.5%	25.9%	25.1%	24.2%	23.8%	23.9%	22.5%	21.3%	21.1%	20.3%	

注1 プラスチックについては、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し本格的に資源化を開始した。

2 小型家電については、平成26年11月から国の実証事業として資源化を開始した。



イ. 家庭系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
家庭系	可燃・不燃・粗大ごみ	57,655	60,251	58,583	59,448	57,151	54,316	54,982	56,953	57,413	58,833
	資源品	23,155	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645	18,776	18,645	18,488
	プラスチック	5,402	5,337	5,342	5,335	5,206	5,423	5,274	5,229	5,286	5,216
	小型家電	—	—	—	—	2	4	3	4	28	34
	資源品計	28,557	29,107	27,953	27,181	26,208	25,882	24,922	24,009	23,959	23,738
	総ごみ量	86,212	89,358	86,536	86,629	83,359	80,198	79,904	80,962	81,372	82,571
	資源化率	33.1%	32.6%	32.3%	31.4%	31.4%	32.3%	31.2%	29.7%	29.4%	28.7%

ウ. 事業系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
事業系	可燃・不燃・粗大ごみ	29,161	29,175	30,404	31,394	31,971	33,231	35,337	36,111	36,365	38,920
	プラスチック	204	197	195	167	149	68	64	59	75	70
	資源品計	204	197	195	167	149	68	64	59	75	70
	総ごみ量	29,365	29,372	30,599	31,561	32,120	33,299	35,401	36,170	36,440	38,990
	資源化率	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

エ. 家庭系・事業系を合わせた資源化率

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
資源化率 (中間処理後の資源を除く)		24.9%	24.7%	24.0%	23.1%	22.8%	22.9%	21.7%	20.5%	20.4%	19.6%

I 部

(旧柏地域)

第3章

し尿処理等

1 概要

(1) し尿処理状況（人口比）の推移

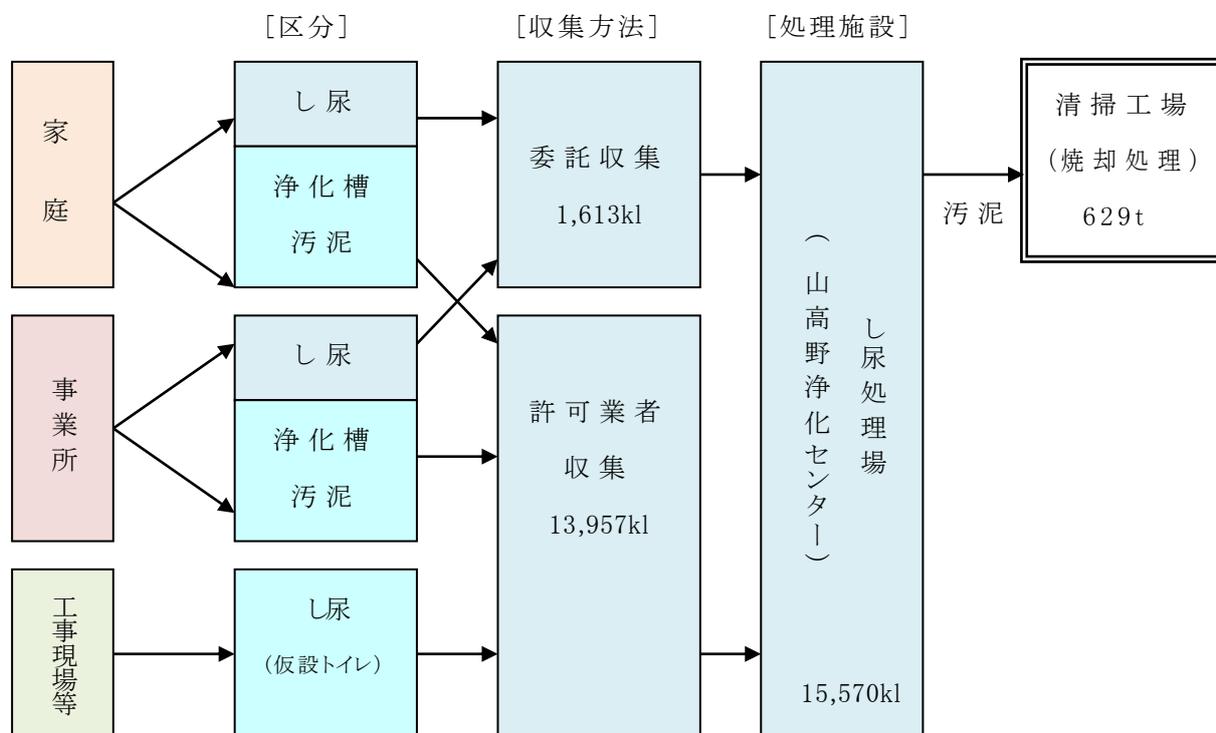
（単位：人，％）

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
	人口	人口比	人口	人口比	人口	人口比	人口	人口比
22	285,199	82.6	56,688	16.4	3,625	1.0	345,512	100.0
23	286,473	83.1	54,764	15.9	3,411	1.0	344,648	100.0
24	315,572	90.1	31,436	9.0	3,192	0.9	350,200	100.0
25	318,109	90.3	31,207	8.9	2,980	0.8	352,296	100.0
26	324,259	91.5	27,448	7.7	2,804	0.8	354,511	100.0
27	328,598	91.9	26,329	7.4	2,649	0.7	357,576	100.0
28	333,329	92.3	25,248	7.0	2,459	0.7	361,036	100.0
29	337,331	92.5	25,108	6.8	2,284	0.6	364,723	100.0
30	341,580	92.7	24,849	6.7	2,200	0.6	368,629	100.0
元	345,986	92.7	25,339	6.8	2,103	0.6	373,428	100.0

注1 し尿の収集は市が委託により行い、処理は直営のし尿処理場で行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者が収集し、し尿処理場で処理。

(2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場・イベント会場等の仮設トイレは許可業者により収集を行っている。

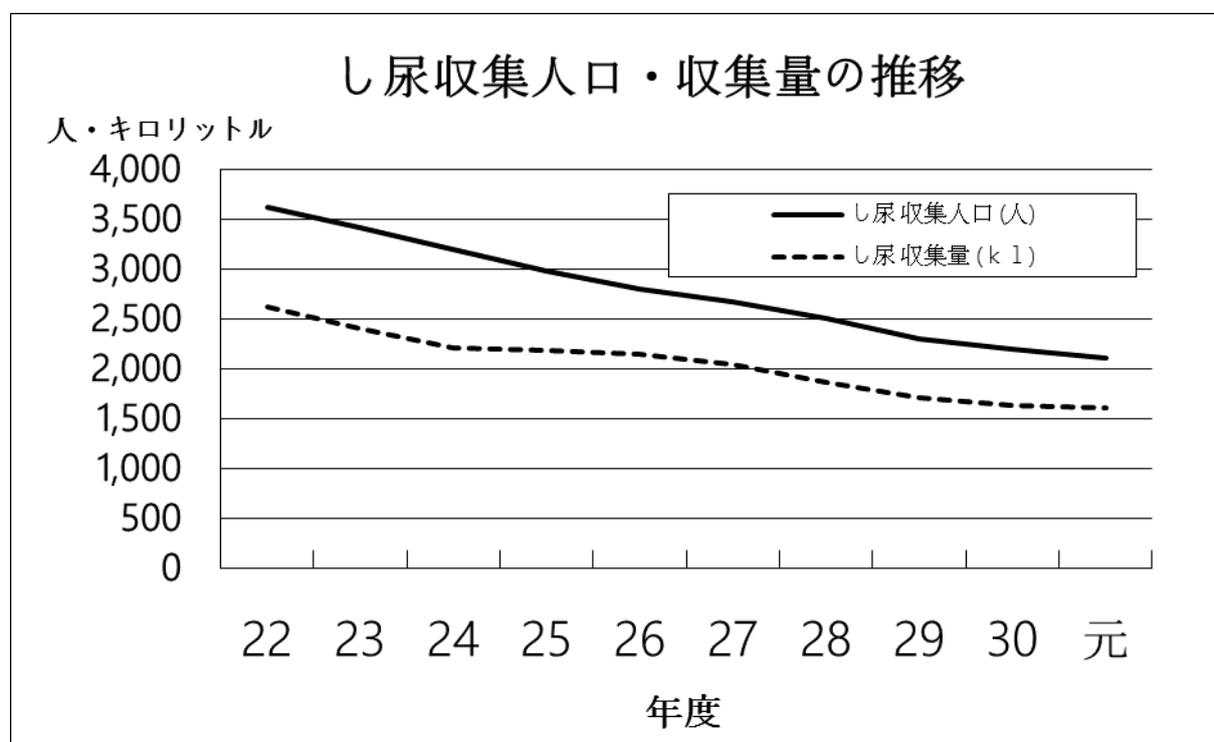
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

2 し尿の収集

年度	し 尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (kl)	収集日数 (日)	収集日量 (kl)
22	1,526	3,625	2,624	243	11
23	1,449	3,411	2,400	246	10
24	1,369	3,192	2,207	245	9
25	1,292	2,980	2,183	246	9
26	1,228	2,804	2,145	245	9
27	1,177	2,670	2,039	245	8
28	1,117	2,511	1,870	246	8
29	1,034	2,302	1,717	245	7
30	1,002	2,200	1,637	244	7
元	968	2,103	1,613	243	7

注1 収集戸数には、事業所を含む。

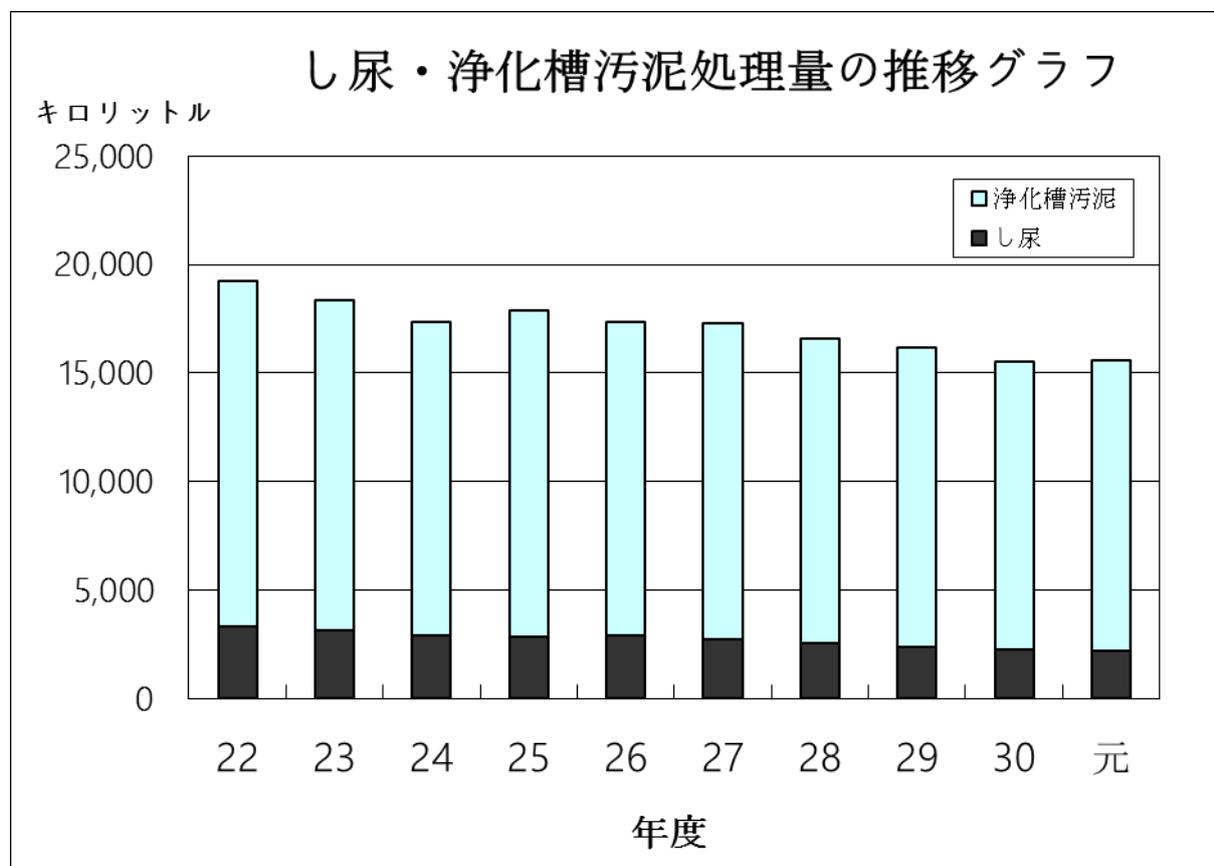
2 許可業者が収集する仮設トイレは含まない。



3 し尿の処理

(単位：k l)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
22	365	3,301	15,956	19,257	9	44	53
23	366	3,162	15,178	18,340	9	41	50
24	365	2,922	14,416	17,338	8	40	48
25	365	2,846	15,024	17,870	8	41	49
26	365	2,889	14,440	17,329	8	40	48
27	366	2,707	14,569	17,276	7	40	47
28	365	2,534	14,046	16,580	7	38	45
29	365	2,356	13,831	16,187	6	38	44
30	365	2,267	13,260	15,527	6	36	42
元	366	2,209	13,361	15,570	6	37	43



4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）

（単位：基，千円）

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
14	26,392	3,156	29,548	5	18	23	9,843
15	26,366	3,362	29,728	8	22	30	12,507
16	25,393	3,581	28,974	7	16	23	7,252
17	21,040	3,098	24,138	2	19	21	7,488
18	17,615	3,611	21,226	3	9	12	3,174
19	17,277	3,744	21,021	2	7	9	4,230
20	17,067	3,819	20,886	4	4	8	4,392
21	17,056	3,949	21,005	2	4	6	3,186
22	16,128	3,747	19,875	0	11	11	7,084
23	15,243	3,896	19,139	0	8	8	5,286
24	15,230	4,042	19,272	0	11	11	5,820
25	15,227	4,168	19,395	0	1	1	576
26	15,223	4,289	19,512	0	1	1	444
27	15,220	4,373	19,593	0	2	2	818
28	15,210	4,487	19,697	0	2	2	818
29	15,118	4,573	19,691	0	1	1	576
30	15,048	4,568	19,616	0	1	1	486
元	14,929	4,631	19,560	0	2	2	1,034

注1 補助の内容：下水道認可区域以外の区域（概ね市街化調整区域）において、単独浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付。

2 補助金額は合併処理浄化槽の処理能力や人槽等によって異なる。

（1）単独浄化槽から転換する場合

332千円～963千円

（2）汲み取り便所から転換する場合

332千円～963千円

5 あき地の管理指導実施件数

年度	事前指導件数	苦情処理件数 (あき地以外の苦情も含む)	草刈り機貸出し台数
22	325(内 41)	288(内 35)	355
23	308(内 39)	365(内 62)	369
24	305(内 38)	371(内 107)	—
25	113(内 24)	315(内 63)	—
26	131(内 30)	433(内 65)	—
27	100(内 21)	430(内 81)	—
28	139(内 32)	304(内 62)	—
29	96(内 20)	315(内 53)	—
30	77(内 7)	306(内 42)	—
元	164(内 27)	306(内 58)	—

- 注 1 「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、事前指導通知及び苦情対応を行っている。
 2 衛生害虫駆除等の相談を行っている。
 令和元年度相談件数 306件(20年度から沼南地域分を含む)
 3 平成20年度から柏市全域の実績。()内は旧沼南地域の件数(20年度から組織の統廃合により加入)

6 犬・猫等の死体処理件数

(単位：頭)

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
種類別	犬	13	9	9	18	4	8	5	9	7	4	
	猫	576	692	623	680	668	682	611	546	590	571	
	その他	230	230	194	233	246	296	320	302	317	328	
有料・無料別	有料	犬	0 (46)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		猫	0 (29)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0 (20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0 (95)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	犬	13	9	9	18	4	8	5	9	7	4
		猫	576	692	623	680	668	682	611	546	590	571
		その他	234	230	194	233	246	296	320	302	317	328
		小計	823	931	826	931	918	986	936	857	914	903
年間処理数		823	931	826	931	918	986	936	857	914	903	

- 注 1 ()内は北部南部清掃工場に直接搬入された頭数。
 2 犬・猫等の死体は、環境サービス事務所が戸別に収集または直接搬入により清掃工場焼却処理している。(20年度、環境サービス事務所等は統合され環境サービス課が発足)
 3 20年度から道路サービス事務所、環境サービス事務所、沼南支所が無料で収集していたものは環境サービス課が一括して民間委託し、戸別の有料収集は廃止した。

Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第1章

ごみ処理事業

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 ごみの分別方法及び処理方法

平成31年4月1日現在

(旧沼南地域)

	燃やす ごみ	プラスチック系ごみ	ペットボトル	資源ごみ	燃やさない ごみ	危険・ 有害物	粗大ごみ
ごみの種類	生ごみ類 落ち葉・草 木の枝・板 汚れの落と しにくい容 器包装プラ スチック類 資源になら ない紙くず 類	容器包装プ ラスチック 類(トレイ、 発泡スチロ ール、レジ 袋等)	ペットボトル	空き缶類 空きビン類 金属類 小型電気製品類 布類 古紙類	革・ゴム製品 硬質プラ ガラス せともの その他	ライター 刃物類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計	3辺の合計 が1m以上 のもの
収集容器	指定袋 (半透明)	指定袋 (赤)	専用 ネット	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外) 紐で縛る	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	—
収集回数	週3回	週1回	月2回	週1回	月2回	月1回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(100%)						
処理方法	焼却処理 (焼却灰・ 焼却不燃物 は資源化処 理及び最終 処分)	再生資源化 (容器包装リサイクル法及び売却、資 源化)			破碎・選別処理 (選別後資源化、その他 可燃物については焼却 処理)		焼却処理 及び破碎選 別処理
処理施設	クリーンセン ターしらさぎ/民 間委託	圧縮梱包施設 (民間委託)		選別施設 (民間委託)	クリーンセンターしらさぎ/ 民間委託		クリーンセン ターしらさぎ /民間委託

2 手数料収入の推移（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

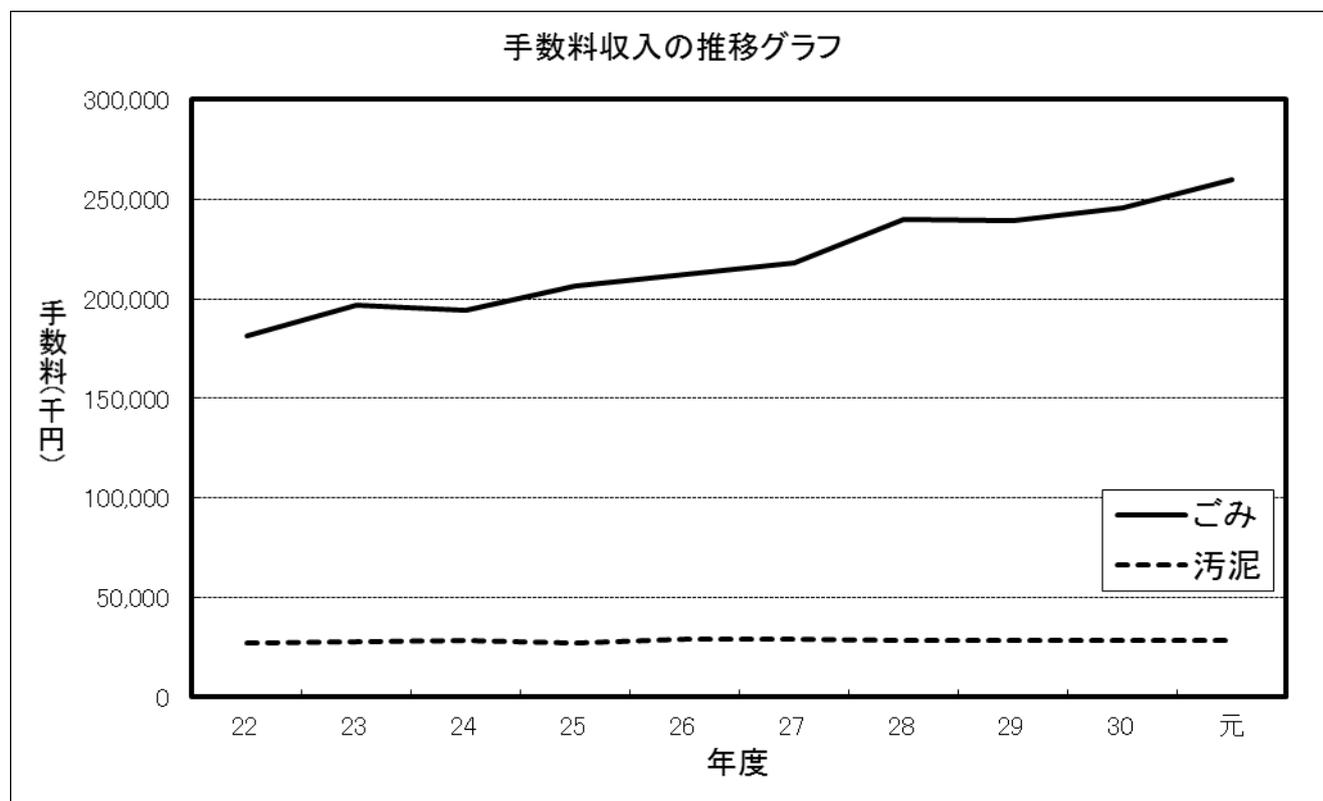
（単位：千円，％）

年度	ごみ		汚泥		手数料 合計 (A)	清掃費 総額 (B)	A/B
	手数料	構成比	手数料	構成比			
22	181,671	87.0	27,089	13.0	208,760	2,291,415	9.1
23	196,817	87.7	27,684	12.3	224,501	2,459,946	9.1
24	194,149	87.3	28,275	12.7	222,424	2,492,525	8.9
25	206,505	88.3	27,427	11.7	233,932	2,628,602	8.9
26	212,444	88.0	28,885	12.0	241,329	3,085,897	7.8
27	218,338	88.3	28,901	11.7	247,239	3,418,308	7.2
28	240,138	89.3	28,857	10.7	268,995	2,547,850	10.6
29	239,177	89.4	28,470	10.6	267,647	2,763,362	9.7
30	245,378	89.6	28,451	10.4	273,829	2,762,962	9.9
元	259,991	90.0	28,761	10.0	288,752	2,772,166	10.4

注1 手数料の額は、環境衛生組合の歳入による処理手数料である。

2 清掃費は、周辺整備費及び還元施設費等を含めた環境衛生組合の歳出による額である。

3 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料、粗大ごみ処理手数料及び許可申請手数料を含む



3 ごみ量

(1) 平成30・令和元年度ごみ量の増減

		単位	30年度	元年度	増減	備考	
人口(A) (毎年度末日人口)		人	52,428 (住基人口)	52,700 (住基人口)	272		
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	7,475	7,569	94		
	プラスチック系ごみ	t/年	800	797	▲3		
	ペットボトル	t/年	135	137	2		
	資源ごみ	t/年	1,972	1,989	17		
	燃やさないごみ	t/年	718	724	6		
	危険・有害物	t/年	21	21	0		
	粗大ごみ	t/年	277	310	33		
	使用済み小型家電	t/年	1	1	0		
	合計(B)	t/年	11,399	11,548	149		
事業系ごみ	燃やすごみ	t/年	4,510	4,826	316		
	※燃やさないごみ	t/年	118	149	31		
	資源ごみ	t/年	0	0	0		
	プラスチック系ごみ	t/年	0	0	0		
	合計(C)	t/年	4,628	4,975	347		
合計(D)(B+C)		t/年	16,027	16,523	496		
資源化量	金属類	t/年	442	493	51		
	カレット類	t/年	330	302	▲28		
	固形燃料化	t/年	0	0	0		
	紙類・布類・その他	t/年	1,423	1,495	72		
	乾電池・蛍光灯	t/年	21	10	▲11		
	圧縮梱包物	t/年	555	532	▲23		
合計(E)	t/年	2,771	2,832	61			
家庭系ごみ	市民一人一日当り (B/A/暦日)		g/日	596	599	3	
	燃やすごみ	g/日	391	392	1		
	プラスチック系ごみ	g/日	42	41	▲1		
	ペットボトル	g/日	7	7	0		
	資源ごみ	g/日	103	103	0		
	燃やさないごみ	g/日	38	38	0		
	危険・有害物	g/日	1	1	0		
	粗大ごみ	g/日	14	16	2		
計	資源化	資源化総量(E)	t/年	2,771	2,832	61	
		市民一人一日当り (E/A/暦日)	g/日	145	147	2	
	総ごみ量	総ごみ量(D)	t/年	16,027	16,523	496	
		市民一人一日当り (D/A/暦日)	g/日	838	857	19	

注 事業系燃やさないごみ量には不法投棄及び官公庁分、災害廃棄物を含む。

注 数値の端数は四捨五入しているため合計が合わない部分がある。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量

(単位：t)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	プラスチック	ペットボトル	危険有害物	粗大ごみ	総計
22	7,415	712	2,464	873	139	24	276	11,903
23	7,580	740	2,435	870	155	25	294	12,099
24	7,579	711	2,380	855	152	23	283	11,983
25	7,544	724	2,373	855	147	23	336	12,002
26	7,664	703	2,313	846	138	22	299	11,985
27	7,650	751	2,272	846	138	23	290	11,970
28	7,632	713	2,133	838	132	22	261	11,731
29	7,434	718	2,038	808	130	21	287	11,436
30	7,475	718	1,973	800	135	21	277	11,399
元	7,569	724	1,990	797	137	21	310	11,548

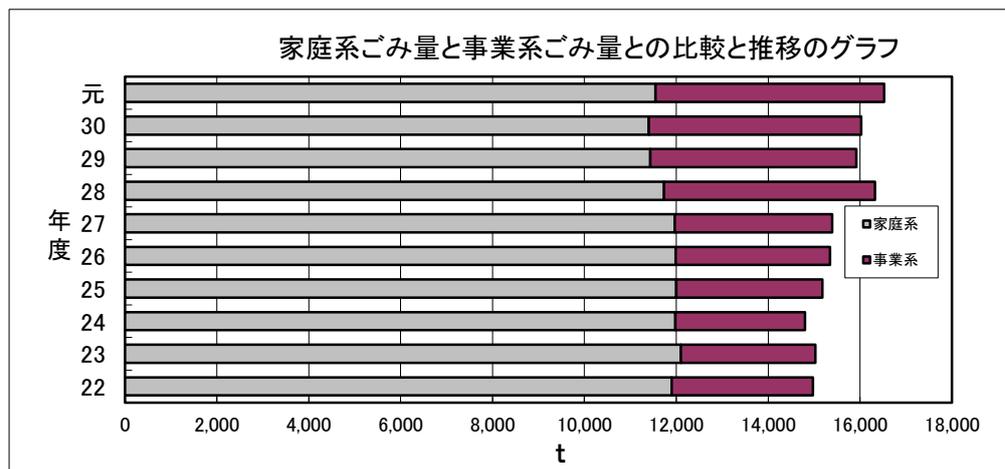
注 平成26年度から資源ごみには小型家電を含む。

イ. 事業系ごみ量

(単位：t) ウ. 家庭系+事業系 (単位：t)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	総計	家庭系	事業系	総計
22	2,891	178	3,069	11,903	3,069	14,972
23	2,691	237	2,928	12,099	2,928	15,027
24	2,680	137	2,817	11,983	2,817	14,800
25	3,031	147	3,178	12,002	3,178	15,180
26	3,193	166	3,359	11,985	3,359	15,344
27	3,315	107	3,422	11,970	3,422	15,392
28	4,491	101	4,592	11,731	4,592	16,323
29	4,366	115	4,481	11,436	4,481	15,917
30	4,510	118	4,628	11,399	4,628	16,027
元	4,826	149	4,975	11,548	4,975	16,523

注 事業系ごみの燃やさないごみには、不法投棄、官公庁分及び災害廃棄物を含む。



4 ごみの収集・直接搬入

(1) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口 (各年度末 現在)	市収集量									
		燃やす ごみ	プラス チック	ペット ボトル	燃やさ ないご み	危険・ 有害物	資源 ごみ	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
22	51,555	7,373	873	139	577	24	2,464	68	11,518	308	37
23	51,603	7,531	870	155	586	25	2,435	73	11,675	309	38
24	52,137	7,528	855	152	573	23	2,380	67	11,578	306	38
25	52,065	7,491	855	147	574	23	2,373	70	11,533	306	38
26	52,324	7,614	846	138	554	22	2,313	68	11,555	306	38
27	52,457	7,592	846	138	592	23	2,272	68	11,531	307	38
28	52,621	7,569	838	132	567	22	2,133	68	11,329	308	37
29	52,495	7,366	808	130	562	21	2,037	75	10,999	307	36
30	52,428	7,403	800	135	561	21	1,972	80	10,972	306	36
元	52,700	7,487	797	137	562	21	1,989	84	11,077	307	36

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

イ. 令和元年度月別

月	人口 (各月末 現在)	市収集量									
		燃やす ごみ	プラス チック	ペット ボトル	燃やさ ないご み	危険・ 有害物	資源 ごみ	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
4月	52,496	622	67	10	45	2	169	7	922	26	35
5月	52,577	699	70	11	55	1	191	7	1,034	27	38
6月	52,575	614	63	13	45	2	151	7	895	25	36
7月	52,656	684	69	11	39	1	155	7	966	27	36
8月	52,677	653	68	15	44	1	166	6	953	26	37
9月	52,599	652	62	14	52	2	152	7	941	25	38
10月	52,621	633	68	12	49	2	160	10	934	27	35
11月	52,665	593	64	11	48	2	162	6	886	26	34
12月	52,623	585	63	10	55	2	180	7	902	24	38
1月	52,665	627	74	11	44	2	175	7	940	24	39
2月	52,705	527	61	9	39	2	148	6	792	25	32
3月	52,700	598	68	10	47	2	180	7	912	25	36
計	—	7,487	797	137	562	21	1,989	84	11,077	307	36

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(単位：t) (単位：g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)						小型家電回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A/暦日	一人当たり排出量 B/人口
燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	計	搬入日数	搬入日量				
2,934	312	208	3,454	308	11	—	14,972	41	815
2,740	391	221	3,352	309	11	—	15,027	41	775
2,731	276	215	3,222	306	11	—	14,800	41	786
3,084	297	266	3,647	306	12	—	15,180	42	787
3,243	316	231	3,790	306	12	0.5t未満	15,345	42	803
3,372	266	222	3,860	307	13	1	15,392	42	801
4,554	247	193	4,994	308	16	0.5t未満	16,323	45	855
4,434	271	212	4,917	307	16	1	15,917	44	838
4,582	275	197	5,054	306	17	1	16,027	44	839
4,908	311	226	5,445	307	18	1	16,523	45	857

(単位：t) (単位：g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)						小型家電回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A/暦日	一人当たり排出量 B/人口
燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	計	搬入日数	搬入日量				
436	34	17	487	26	19	0	1,409	47	895
394	29	24	447	27	17	0	1,481	48	913
379	25	16	420	25	17	0	1,315	44	837
457	20	15	492	27	18	0	1,458	47	893
422	24	20	466	26	18	0	1,419	46	873
430	22	21	473	25	19	0	1,414	47	894
429	24	20	473	27	18	0	1,407	45	855
409	33	20	462	26	18	0	1,348	45	854
389	27	21	437	24	18	0	1,339	43	817
392	23	17	432	24	18	0	1,372	44	835
359	22	16	397	25	16	0	1,189	41	778
413	27	20	460	25	18	1	1,373	44	835
4,908	311	226	5,445	307	18	1	16,523	45	857

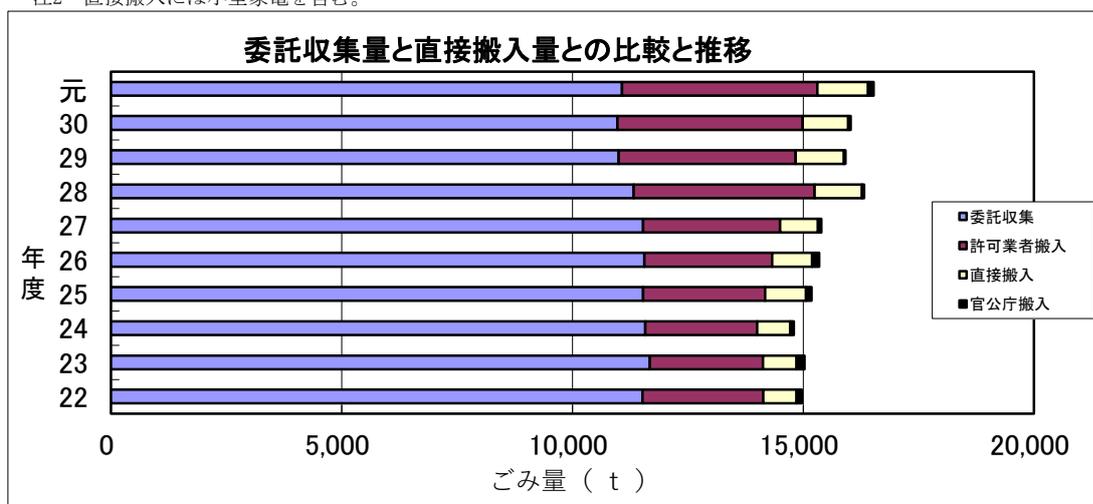
(2) 収集量の推移

(単位：t)

年度	委託収集	許可業者搬入	直接搬入	官公庁搬入	総量
22	11,518	2,615	722	117	14,972
23	11,675	2,451	731	170	15,027
24	11,578	2,427	710	85	14,800
25	11,533	2,642	889	116	15,180
26	11,555	2,772	868	150	15,345
27	11,531	2,969	818	74	15,392
28	11,329	3,919	1,023	52	16,323
29	11,000	3,838	1,042	37	15,917
30	10,972	4,014	993	48	16,027
元	11,077	4,229	1,101	117	16,524

注1 数値の端数は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注2 直接搬入には小型家電を含む。



(3) 令和元年度粗大ごみ集計表

月	持ち込み			戸別収集(受付件数)			戸別収集 処理券販売枚数
	件数(件)	点数(点)		件数(件)	点数(点)		
		可燃物	不燃物		可燃物	不燃物	
4月	988	359	1,824	170	84	201	946 (27)
5月	1,126	420	2,086	185	120	225	
6月	989	352	1,810	158	115	204	
7月	914	261	1,593	187	114	232	1,074 (35)
8月	1,083	357	1,842	175	85	249	
9月	1,038	342	1,832	196	103	252	
10月	1,110	405	2,087	244	156	274	1,057 (30)
11月	1,058	381	2,138	198	91	237	
12月	1,247	272	2,345	216	120	264	
1月	900	291	1,728	145	107	195	970 (30)
2月	875	304	1,600	158	88	192	
3月	1,167	396	2,189	186	130	221	
合計	12,495	4,140	23,074	2,218	1,313	2,746	4,047 (122)

注 処理券販売枚数 () 内の数値は、クリーンセンターの販売枚数である。

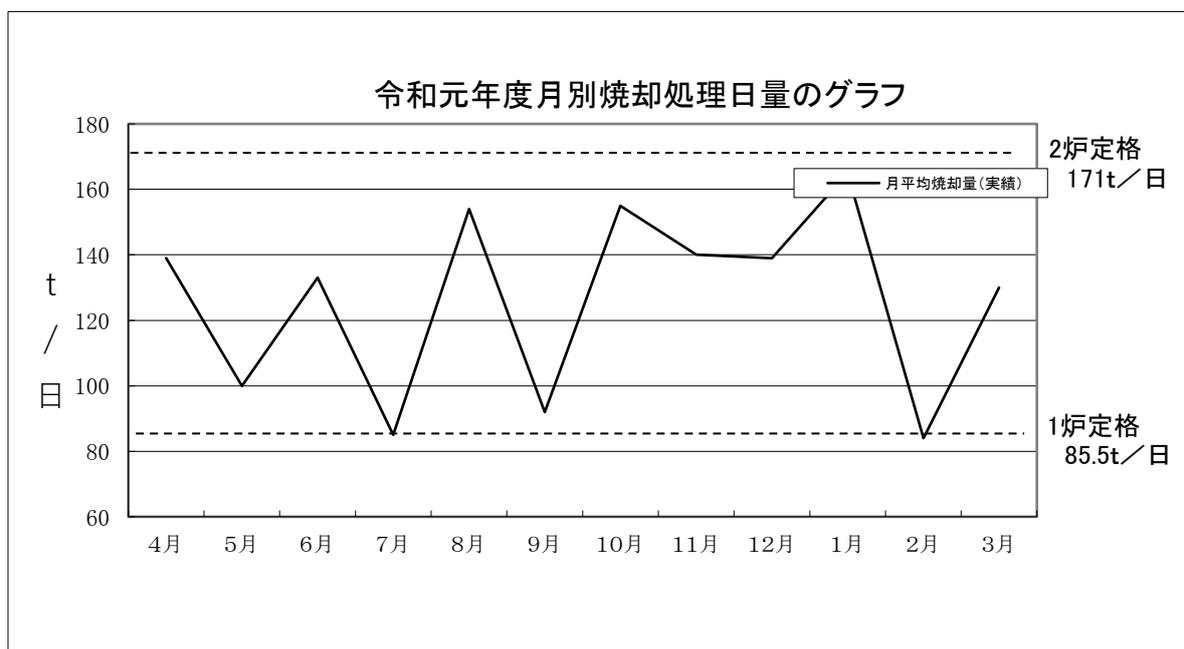
5 ごみの処理

(1) 令和元年度月別焼却処理日量

(単位：t)

月	可燃ごみ (しらさぎ搬入)	焼却量	稼働日数	日量
4月	3,353	3,469	25	139
5月	3,583	3,103	31	100
6月	3,206	3,993	30	133
7月	3,590	2,628	31	85
8月	3,374	4,768	31	154
9月	3,401	2,760	30	92
10月	3,494	3,103	20	155
11月	3,159	4,063	29	140
12月	3,145	3,610	26	139
1月	3,236	3,465	21	165
2月	2,760	2,435	29	84
3月	3,165	3,648	28	130
計	39,464	41,045	331	124
(暦日)			366	112

- 注1 可燃ごみには、燃やすごみ及び可燃性粗大ごみ、可燃残渣を含む。
 2 可燃ごみの搬入量及び焼却量は、施設全体の処理量である。
 3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。



(2) 焼却処理の実績と推移

(単位：t)

年度	清掃工場搬入及び処理量		焼却残渣量		一日当たり平均焼却処理量	
	可燃ごみ等 (しらさぎ搬入)	焼却量(A)	灰・ガレキ	燃鉄	(A)／ 稼働日	(A)／ 暦日
22	36,880	38,189	3,967	212	108	105
23	37,886	39,806	4,129	205	110	109
24	37,107	39,049	4,086	191	110	107
25	37,337	37,736	3,944	198	106	103
26	37,623	40,156	3,901	192	118	110
27	37,686	38,217	3,872	181	113	104
28	38,424	38,992	3,891	137	114	107
29	37,929	37,975	3,742	160	112	104
30	38,309	38,009	3,801	164	118	104
元	39,464	41,045	3,855	180	124	112

注 焼却処理の実績は、施設全体の処理量である。

6 ごみの組成

(単位：%)

	30年度 (4回の平均)	元年度				
		2019/5/17 実施	2019/8/2 実施	2019/11/8 実施	2020/2/20 実施	平均
紙類, 布類	48.35	47.80	44.50	46.90	44.40	45.90
プラスチック類	18.95	19.40	23.10	21.30	22.70	21.63
木・竹・わら類	3.35	2.60	3.10	4.10	2.60	3.10
厨芥類	24.63	25.50	23.90	23.40	25.20	24.50
不燃物	0.78	0.80	0.90	0.60	0.70	0.75
その他	3.95	3.90	4.50	3.70	4.40	4.13
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 燃やすごみの組成。

7 犬・猫等の死体処理件数

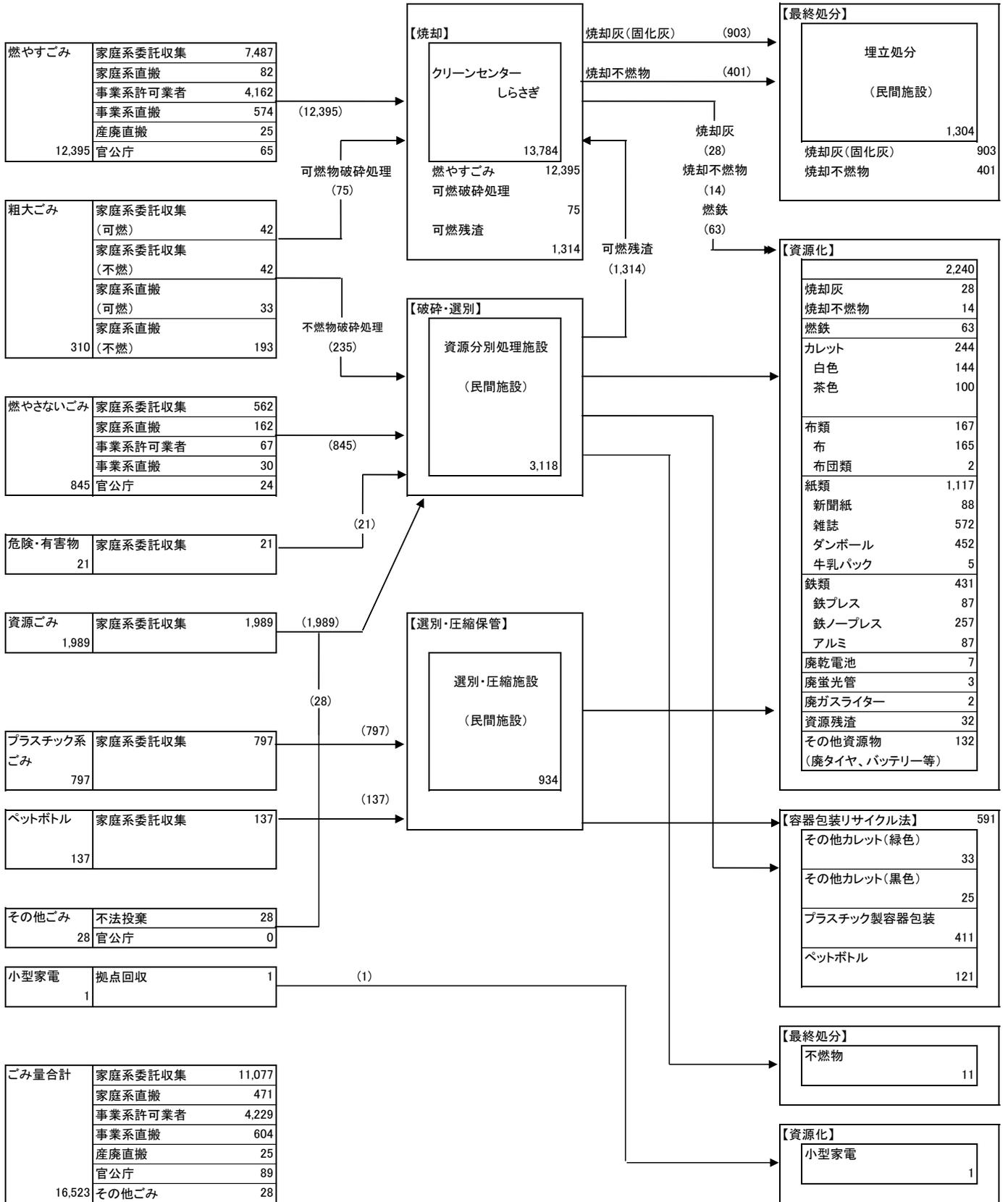
(単位：頭)

年 度			24	25	26	27	28	29	30	元
有料・無料別	有料	犬・猫等	34	4	22	19	34	27	26	27
	無料	犬・猫等	218	249	227	220	275	277	263	258
年間処理数			254	253	249	239	309	304	289	285

注 犬・猫等の死体処理は、市民が直接搬入するもの（有料）及び、市が収集した飼い主の不明なものについて、クリーンセンターしらさぎで焼却処理している。

8 ごみ処理の流れ

(単位:t)



焼却処理量の搬入按分	
焼却灰・焼却不燃物・燃鉄	柏市(旧沼南地域分) 34.71%
	鎌ヶ谷市 65.29%

Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第2章

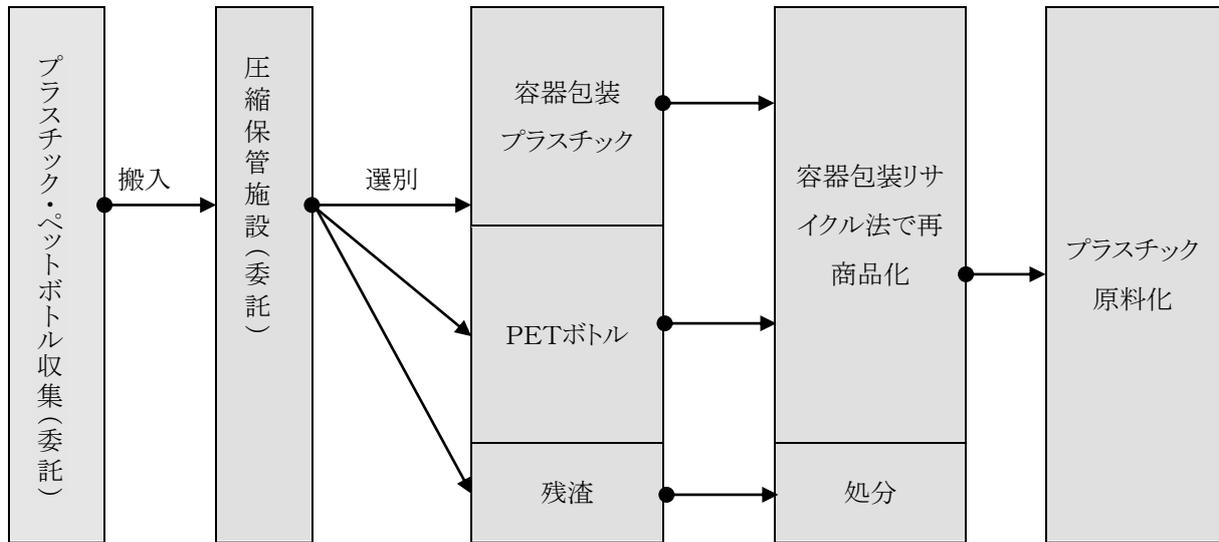
減量・資源化

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 資源化事業

(1)プラスチック系ごみの資源化

ア. プラスチック系ごみの資源化の流れ



イ. プラスチック系ごみの収集量と資源化量

(単位:t)

年度	家庭系搬入量		搬入量計	資源化量	処理委託費 (千円)
	プラスチック	ペットボトル			
22	873	139	1,012	672	62,580
23	870	155	1,025	755	62,580
24	855	152	1,007	758	62,580
25	855	147	1,002	756	65,066
26	846	138	984	687	66,925
27	846	138	984	666	62,669
28	838	132	970	596	64,046
29	808	130	938	512	64,046
30	800	135	935	555	64,908
元	797	137	934	533	65,885

注1 プラスチック系ごみの資源化量は、プラスチック選別・圧縮施設以外から発生したものを含む。

2 清掃工場負荷軽減のため、平成10年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成10～14年度は、固形燃料料(RPF)へと資源化した。

3 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

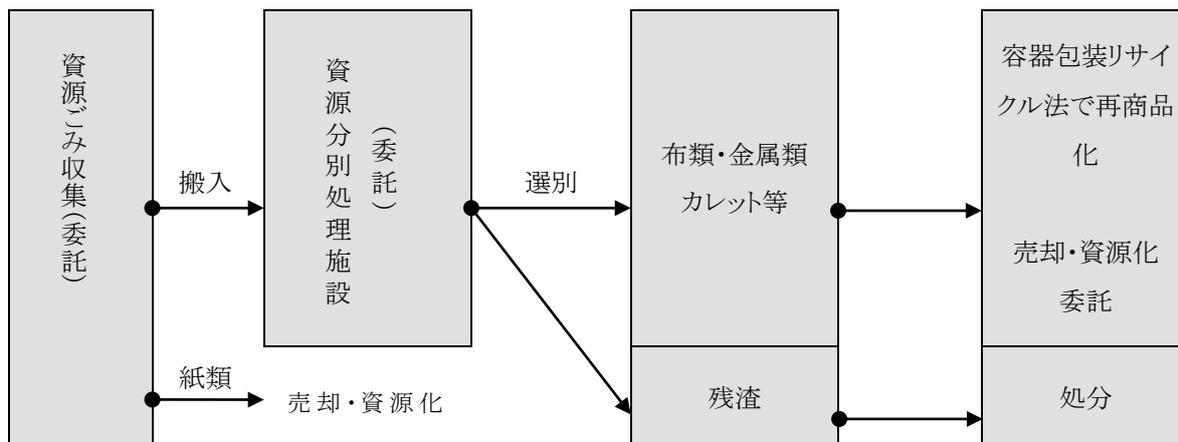
4 平成17年度からPETボトルは、市場において原料としての商品価値が上昇したため、圧縮梱包後、民間事業者へ売却、資源化することとした。

5 平成20年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、民間事業者への売却と(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

6 平成21年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

(2) 資源ごみの資源化

ア. 資源ごみの資源化の流れ

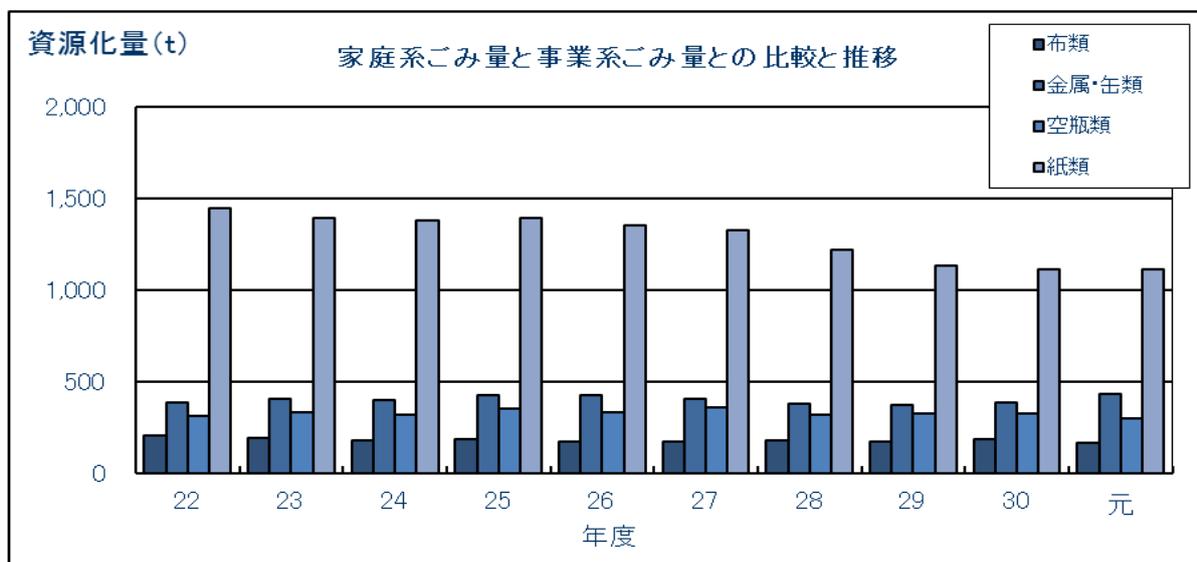


イ. 資源ごみの資源化量

(単位:t)

年度	布類	金属・缶類	空瓶類	紙類	計
22	205	388	311	1,450	2,355
23	194	405	334	1,398	2,331
24	182	401	324	1,385	2,292
25	186	426	353	1,393	2,358
26	173	426	337	1,354	2,290
27	171	406	360	1,326	2,263
28	179	380	320	1,223	2,102
29	172	376	326	1,135	2,009
30	185	385	330	1,113	2,013
元	167	431	303	1,117	2,018

注 四捨五入により調整を行っているため、実際の数値と異なる場合がある。



(3) 資源ごみ回収品目及びペットボトル

平成31年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞, ダンボール, 雑誌・ざつ紙(包装紙, 空き箱など)	・品目別にひもで束ねて出す。
	牛乳やジュース類のパック	・洗って開いて乾かしたものを出す。
布類	各種衣類, カーテン, シーツ, 毛布, タオルケット, 座布団(中身が綿のもの)など	・まとめてひもで束ねて出す。 ・雨の日は濡れないようにして出す。
空きビン類	飲料用のビン, 食料用のビン, 酒瓶など	・ふたを取り, 黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・化粧品のビンは燃やさないごみで出す。
空き缶類	飲料用の缶, 食料品の缶, 卓上ガスボンベ, スプレー缶など	・黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・スプレー缶は, 中身を出し切る。
金属類	なべ, やかん, フライパン, アイロン, 傘, トースター, 針金ハンガー, 空気入れ, 小型電気製品など	・黒以外の中身の見える袋で出す。
ペットボトル	飲料用, 酒類, しょうゆ用のペットボトル	・中をかるくすすいでふたを取り, ラベルを取ってから出す。 ・集積所に用意してあるネットに入れる。

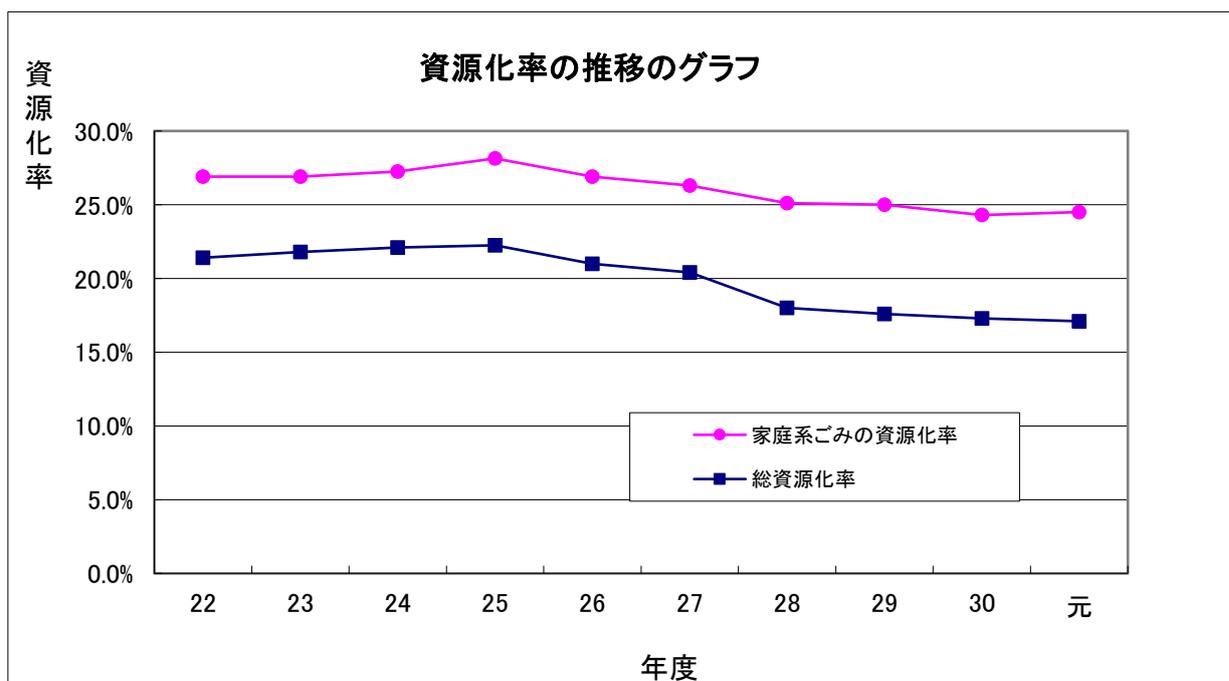
(4) 資源化率の推移

(単位:t)

年度	可燃・不燃・粗大・危険有害物・直接埋立	資源ごみ	プラスチック	燃鉄焼却灰等	乾電池 蛍光管 ライター	計	総ごみ量	家庭系ごみの資源化率	総資源化率
22	11,765	2,440	672	68	27	3,207	14,972 (11,903)	26.9%	21.4%
23	11,676	2,412	755	63	24	3,254	14,930 (12,100)	26.9%	21.8%
24	11,531	2,427	758	60	21	3,266	14,797 (11,983)	27.3%	22.1%
25	11,742	2,538	756	63	20	3,377	15,180 (12,002)	28.1%	22.3%
26	12,120	2,461	687	62	14	3,224	15,344 (11,985)	26.9%	21.0%
27	12,246	2,393	666	59	29	3,147	15,392 (11,970)	26.3%	20.4%
28	13,379	2,285	596	48	15	2,944	16,323 (11,731)	25.1%	18.0%
29	13,113	2,213	512	55	24	2,804	15,917 (11,436)	25.0%	17.6%
30	13,256	2,135	555	57	24	2,771	16,027 (11,399)	24.3%	17.3%
元	13,691	2,183	533	105	12	2,833	16,524 (11,548)	24.5%	17.1%

注1 プラスチックは、平成14年度まで、固形燃料化(RPF)し、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

2 総ごみ量は、災害廃棄物を除いた数値であり()は、家庭系ごみの総量である。



Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第3章

し尿処理等

※旧沼南地域について、アクアセンターあじさいに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 概要

(1) し尿処理状況の推移

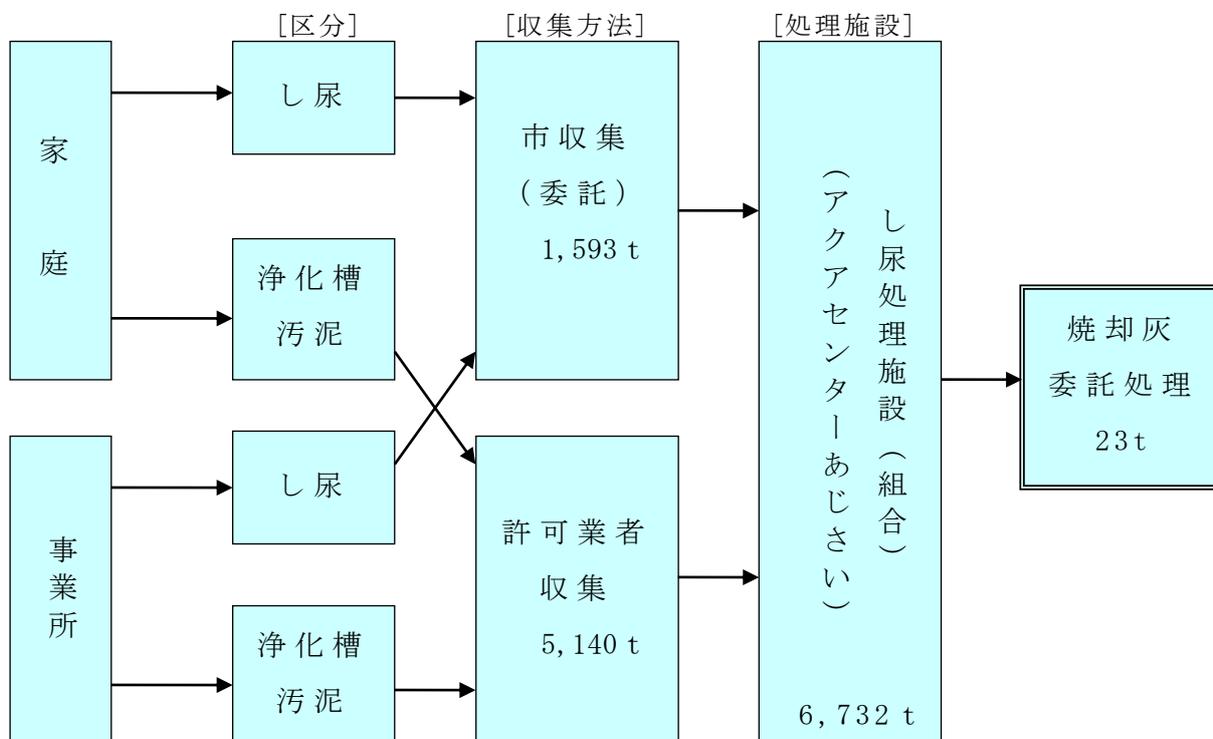
(単位：人，%)

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)
22	37,735	73.2	11,623	22.5	2,197	4.3	51,555	100.0
23	38,402	74.4	11,098	21.5	2,103	4.1	51,603	100.0
24	39,080	75.0	11,096	21.3	1,961	3.8	52,137	100.0
25	38,944	74.8	11,195	21.5	1,926	3.7	52,065	100.0
26	38,925	74.4	11,614	22.2	1,785	3.4	52,324	100.0
27	38,915	74.2	11,831	22.5	1,711	3.3	52,457	100.0
28	39,117	74.3	11,858	22.5	1,646	3.1	52,621	100.0
29	38,825	74.0	12,101	23.0	1,569	3.0	52,495	100.0
30	38,766	73.9	12,140	23.2	1,522	2.9	52,428	100.0
元	38,816	73.7	12,408	23.5	1,476	2.8	52,700	100.0

注1 し尿の収集は、市が委託により収集し、処理はすべて組合が行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者（旧沼南地域許可業者）が収集し、し尿処理施設（組合）で処理。

(2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場は依頼のあった時点で臨時的な収集を行っている。

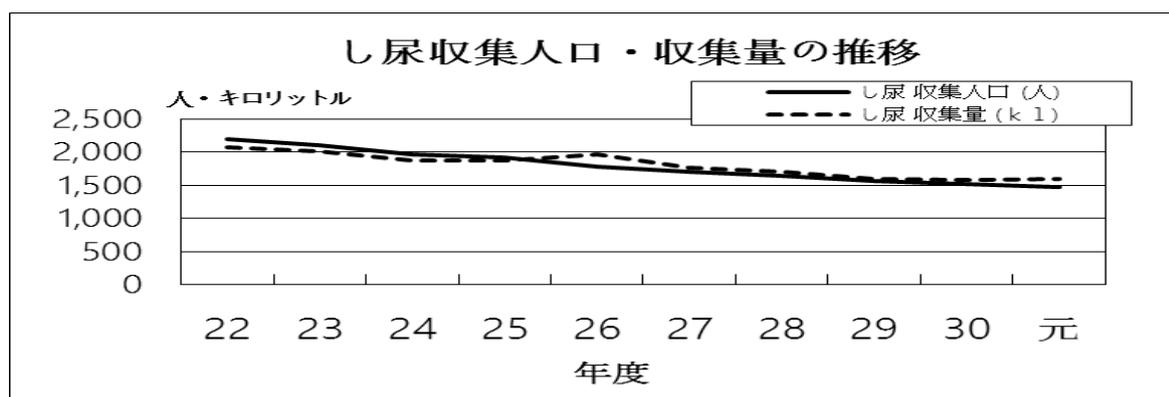
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

3 焼却灰は、処理量の搬入按分（柏市（旧沼南地域分）22.2%，白井市15.6%，鎌ヶ谷市62.2%）。

2 し尿の収集

年度	し尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (t)	収集日数 (日)	収集日量 (t)
22	852	2,197	2,066	247	8
23	826	2,103	2,009	247	8
24	776	1,961	1,878	247	8
25	772	1,926	1,881	247	8
26	727	1,785	1,959	248	8
27	712	1,711	1,767	246	7
28	693	1,646	1,701	246	7
29	664	1,569	1,604	244	7
30	653	1,522	1,578	245	6
元	642	1,476	1,593	243	7

注 平成18年度以降のし尿収集戸数は、市町合併後に導入した清掃管理システムにより算定。



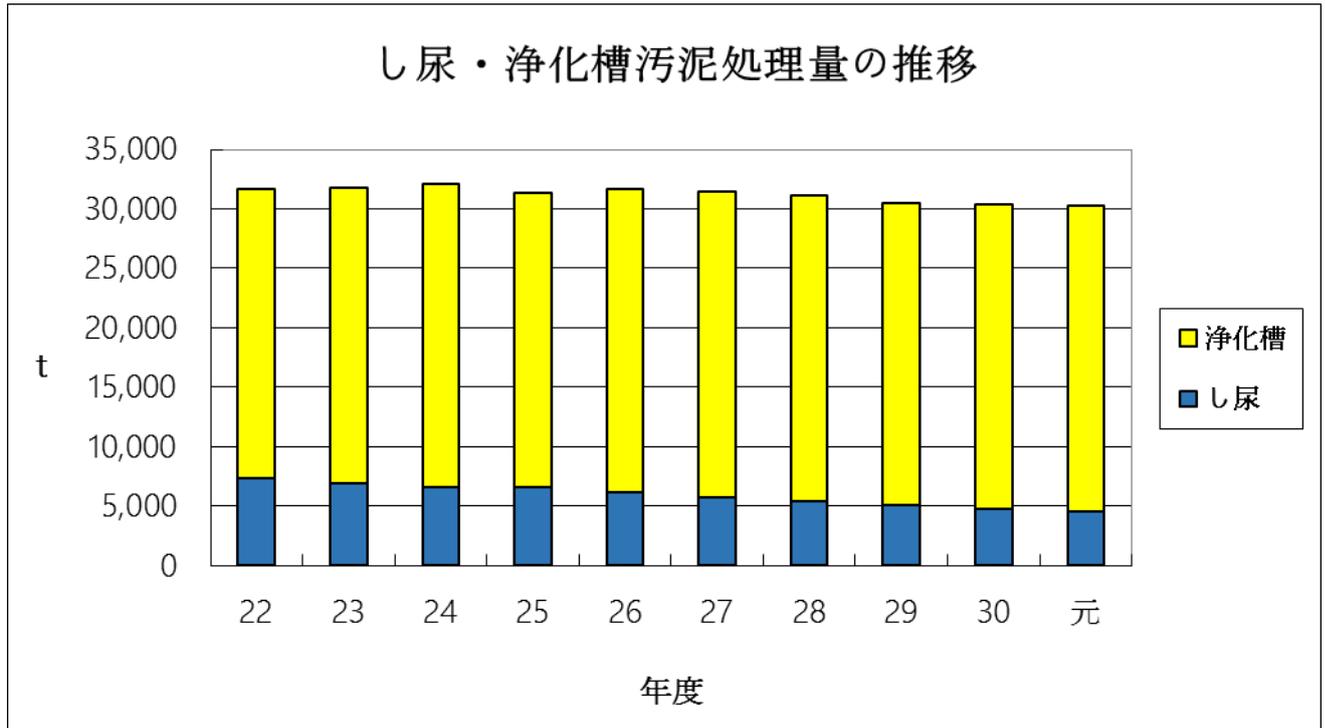
3 し尿の処理

(単位：t)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽 汚泥	合計	し尿	浄化槽 汚泥	合計
22	365	7,349	24,317	31,666	20	67	87
23	366	6,865	24,961	31,826	19	68	87
24	365	6,610	25,509	32,119	18	70	88
25	365	6,547	24,818	31,365	18	68	86
26	365	6,211	25,503	31,714	17	70	87
27	366	5,756	25,666	31,422	16	70	86
28	365	5,392	25,726	31,118	15	70	85
29	365	5,068	25,434	30,502	14	70	84
30	365	4,726	25,609	30,335	13	70	83
元	366	4,596	25,718	30,314	13	70	83

注 し尿および浄化槽汚泥の処理量は、施設全体の処理量である。

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



4 浄化槽設置基数の推移 (旧沼南地域)

(単位：基，千円)

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
22	2,431	1,450	3,881	0	12	12	7,580
23	2,299	1,508	3,807	0	9	9	5,752
24	2,297	1,564	3,861	0	8	8	4,112
25	2,293	1,626	3,919	0	14	14	6,384
26	2,289	1,689	3,978	0	6	6	2,664
27	2,288	1,736	4,024	0	3	3	1,332
28	2,286	1,788	4,074	0	2	2	888
29	2,239	1,841	4,080	0	3	3	1,332
30	2,217	1,938	4,155	0	1	1	444
元	2,208	2,003	4,210	0	1	1	444

注 1 補助の対象：下水道認可区域以外の地域，単独浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付する。

2 平成18年度以降の浄化槽設置基数は，一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）からの実績報告をもとに，市町村合併後に導入した浄化槽管理システムにより稼働中の浄化槽基数を算出したもの。

卷末資料

資料1 清掃事業の沿革年表

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
S 29	9 11	市制施行。 清掃条例制定。						
35	10	衛生課清掃係発足。						
36					3	市宮塵芥焼却場 (18.7t / 日) 竣工。		
39	4	機構改革により衛生部 環境衛生課清掃係となる。						
40				3 第一し尿処理場 (72kl / 日) 竣工。 5 し尿収集手数料改定及 び徴収員制度による徴 収制度による徴収を開 始。 7 徴収員制度に加え衛生 協力会による徴収制度 を開始。				
43	8	機構改革により衛生部 清掃課清掃第一, 第二 案係となる。						
44	2	機構改革により民生部 衛生第一課, 第二課と なる。	3	第二し尿処理場 (90kl / 日) 竣工。				
46	12	柏市清掃条例を廃止し 柏市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を制 定。 (柏市 条例第51号)				12 分別収集開始。 (可燃と不燃) 粗大ゴミは町会単位で 個別収集開始。		
47	4	民生部から清掃, 衛生 部門を分離し, 衛生部を 新設。						
48	3	柏市廃棄物処理清掃条 例の一部改正。 (柏市 条例第17号) 清掃部門を業務一課業 務二課から, 清掃管理 課, 第一清掃事務所, 第二清掃事務所の一課 2所に拡充。				4 ごみ処理手数料の改定 。 6 船戸清掃工場 (300t / 日) 竣工		
49			3	第一し尿処理場増設。 (28kl / 日)				
50			2	第二し尿処理場増設。 (70kl / 日)				
51	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第18号)	4	処理手数料を改定。 (し尿を人数制から定額 制に変更)	3	清掃工場灰処理施設竣 工。 4 事業系処理手数料を改 定。	9	「柏方式」による資源回 収運動を開始。
52	4 6	衛生部を廃止し, 環境部 を新設。 (清掃管理課第一清掃 事務所, 第二清掃事 務所) 柏市あき地の管理に関 する指導要綱制定。				4 布施最終処分場取得。 (70,208㎡) 8 粗大ごみ処理施設。 (50t / 5H) 竣工	10	柏市資源組合結成。
53					3	布施最終処分場埋立て 開始。	4	柏市資源回収運動実施 要綱制定。
54	3 4	あき地の雑草等の除去 に関する条例制定。 (柏市 条例第22号) 清掃部門を清掃管理課 清掃施設課, 第一清掃 事務所, 第二清掃事務 所の二課二所に拡充。					3	柏市再生資源組合設立。 (柏市資源組合と柏市金 属屑防犯協力組合が合 併)
55			10	第二し尿処理場増設。 (280kl / 日) 着工	3	布施最終処分場水処理 施設 (80㎡ / 日) 竣工。 3 船戸清掃工場水処理施 設 (110㎡ / 日) 着工。	4	資源ごみ回収報償金制 度制定。

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
56			3	家庭雑排水処理施設 (200㎡ / 日) 取得。	3	柏市総合計画に南部新 清掃工場建設計画が盛 り込まれる。	9	柏市再生資源事業協同 組合が設立。 (柏市再生資源組合が名 称を変更し、正式に法人 登録)
57					12	ごみ減量運動推進計画 策定。		
57					1	三分別収集開始。 (可燃, 不燃, 資源品)	1	町会・自治会を単位とし た資源回収開始。
58			3	第二し尿処理場 (280kl / 日) 竣工。				
			4	第一し尿処理場を篠籠 田浄化センター, 第二 し尿処理場を山高野浄 化センターに名称変更。				
			7	篠籠田浄化センター処 理機能廃止。				
59	3	条例の一部改正及び題 名変更。「柏市廃棄物の 処理及び清掃に関する 条例」 (柏市 条例第10号)	3	篠籠田浄化センター中 継地竣工。	3	船戸清掃工場塩化水素 除去装置竣工。		
			4	処理手数料を改定。	4	柏市廃棄物処理基本計 画策定。		
					4	処理手数料改定。		
					11	使用済み乾電池を有害 ごみとして分別開始。		
60	9	条例の一部改正。 (柏市 条例第23号)			1	高分子物圧縮搬送設備 竣工。		
					3	布施最終処分場水処理 施設重金属除去装置設 備増設。		
					3	清掃工場灰処理施設休 止。		
61			3	篠籠田浄化センター (処理施設) 解体撤去。		柏市廃棄物処理基本計 画改定。	6	中十余二の元山に、ビン 類選別施設を整備し ビン類の選別を開始。
62					6	新清掃工場建設工事着 工。		
H 元						柏市廃棄物処理基本計 画策定。		十余二の翁原に、金属 類選別施設を整備し、金 属類の細選別を開始。
2					9	柏市最終処分場建設工 事着工。	4	生ごみ処理容器(コン ポスト)購入費補助制 度開始。
							8	十余二の翁原に、アル ミ缶選別施設を整備し アルミ缶の選別を開始。
3	4	清掃部門をクリーン推 進室, 清掃業務課, 環 境サービス事務所, 清 掃工場, 清掃収集事務 所に組織変更。			3	新清掃工場 (300t / 日) 竣工。	2	資源回収を月1回から 月2回に拡大。
					3	清掃収集事務所竣工。	7	十余二の翁原に瓶類選 別施設を規模拡大整備 し、同時に中十余二の 施設を廃止。
					4	ごみ分別方法変更。 (ビニール・プラスチック 類を可燃ごみに) 不燃ごみの収集日数を 週1回から月2回に変更	8	粗大ごみ処理施設が火 災により一部焼損。
					12	条例の一部改正及び題 名変更。「柏市廃棄物処 理清掃条例」 (柏市 条例第26号)	10	不法投棄監視員制度発 足。
4	2	ごみ減量推進協議会を 発足。			3	柏市最終処分場竣工。 (55, 000㎡)	7	紙パック(牛乳パック)を 資源品目に追加。
					3	布施最終処分場埋立て 終了。		
					4	柏市最終処分場埋立て 開始。		
					10	粗大ごみ処理施設復旧 工事着手。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
5	3	条例の全部改正。 (柏市 条例第17条)			7	布団の資源化開始。		
	4	清掃業務課をクリーン推進室へ統合するとともに新たに施設整備課を設置する。			7	ごみ処理手数料を改定。		
					8	放置車両に持ち主調査中のステッカーを張り始める。		
					10	ステッカーを張って瓶缶混入ごみの取り残しを開始。		
6					1	ごみの不法投棄展開催。	3	発泡トレーの店頭回収。
					2	古タイヤと消火器を適性処理困難物に指定。		
					2	共同住宅等ごみ出し責任者制度発足。		
					3	柏市一般廃棄物処理基本計画策定。		
					6	収集車に市民体験乗車開始。		
7					2	ごみ歴史展開催。	3	布団保管倉庫完成。
					4	ごみ分別方法変更。 (プラスチックごみ分別リサイクル開始) ごみ出しカレンダー全世界帯に配布。	9	生ごみ処理容器補助制度をEM菌容器や機械式についても適用。
						可燃ごみの収集日数を週3日から週2日に変更。		
					7	フロンガス回収開始。		
					10	第二清掃工場建設予定地選定。		
					11	ごみマンガ展開催。		
8	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第21号)	10	し尿処理手数料を改定。	6	暮らしのコミュニケーション展開催。	2	ペットボトルのモデル回収実施。
	4	施設整備課を清掃工場建設課に名称変更。			10	粗大ごみ有料化実施 ごみ処理手数料改定	5	家具等リサイクル展示場オープン。
9	3	ほい捨て及び違反ごみ出し防止条例制定 (柏市 条例第7号)			3	柏市一般廃棄物処理基本計画改定。 事業系廃冷蔵庫フロンガス回収補助事業開始。	4	ペットボトルを資源品目に追加。
10	9	柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧条例制定。 (柏市 条例第33条)						
11				家庭雑排水処理施設 (200㎡ / 日) 廃止。	1	ごみ再利用・資源化事業で自治大臣表彰。		
					1	容器包装リサイクル法完全施行モデル事業。		
					3	環境フェスタ開催。		
12			3	篠籠田浄化センター中継地廃止。	1	清掃工場ダイオキシン恒久対策工事開始。	4	家庭系プラスチックごみの一部に容器包装リサイクル法を適用。
			4	環境サービス事務所と山高野浄化センターが統合。	7	柏市一般廃棄物処理基本計画改定。	9	柏市リサイクルプラザ建設工事開始。
					11	ごみ減量化行動計画策定。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
13	2	広域的相互支援協定締結。(5市2町1組合)(平成13年12月効力失効)	4	山高野浄化センターを環境サービス事務所施設担当に名称変更。	1	リサイクル家具展示場休止。	3	プラスチック処理施設「柏プラネット」稼働。
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	事業系プラスチックごみ分別開始。	4	容器包装リサイクル法によるその他のプラスチック再商品化本格開始。
	4	家電リサイクル法施行。			4	家庭系ごみの清掃工場持込みを有料化。	4	資源品買上金制度廃止。
13	12	柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定。(平成14年4月施行)	12	山高野浄化センター施設改修工事開始。	4	フロン回収事業廃止。	4	剪定枝資源化開始。
	12	広域的相互支援協定締結。(6市2町1組合)			10	黒袋でのごみ排出禁止。		
					10	船戸清掃工場ダイオキシン恒久対策工事終了。		
					11	柏市最終処分場10年間の使用期間延長協定締結。		
					12	第二清掃工場建設工事契約。		
14			4	改修工事継続。	2	家庭用小型焼却炉回収。	4	柏市リサイクルプラザオープン。
					6	第二清掃工場建設工事開始。	5	リサイクルプラザ内にごみ減量リサイクル啓発施設「リボン館」オープン。
15			5	し尿処理施設の改修工事試運転開始。	3	最終処分場跡地整備基本計画策定。		
					3	ごみ減量化計画改定。		
16	12	柏市ばい捨て等防止条例改正。	3	し尿処理施設改修工事の竣工。	3	一般廃棄物処理基本構想案作成。	3	資源品持ち去り禁止看板を掲示。
			3	し尿処理手数料について条例の一部改正。	3	最終処分場跡地整備基本計画策定。		
			4	仮設トイレの収集を許可制へ移行。	11	ごみ不思議展開催。		
			4	山高野浄化センターの運転管理委託開始。	12	第二清掃工場運営。長期責任委託契約締結。		
17	3	東葛飾郡沼南町を編入合併。			3	一般廃棄物処理基本計画策定。	3	柏市廃棄物処理清掃条例を改正し、資源品持ち去り行為を禁止。
	4	柏市ばい捨て等防止条例施行。			4	第二清掃工場稼働。		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	第二清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、20年間の長期責任委託を実施。	4	第二清掃工場からの焼却灰について、灰溶融炉による資源化を実施。(スラグ化、メタル化等)
					4	南北クリーンセンター体制への移行。		
					4	南北2収集体制開始。		
					4	指定袋制度導入、プラスチック分別の一部変更。		
18			6	山高野浄化センターの運転管理及び施設管理業務委託について、5年間の長期責任委託を実施。	4	第二清掃工場余熱還元施設「リフレッシュプラザ」オープン。		
					4	テープ類について、不燃ごみから可燃ごみへ分別区分を変更。		
					5	最終処分場跡地整備開始		
					8	柏市再生指定ごみ袋がエコマークを取得。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
19		4 改正容器包装リサイクル法施行。 6 柏市不法投棄対策条例施行。				1 柏市再生指定ごみ袋エコマーク取得記念シンポジウム開催。 3 第二清掃工場多目的広場の整備完了。 4 粗大ごみの個別収集委託を実施。		
20		2 柏市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則制定。 4 中核市移行。(環境部機構改革)		1 柏市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則制定。 3 柏市浄化槽法施行細則制定。 4 し尿(柏地区)の収集業務委託を実施。		3 柏市指定ごみ袋の仕様変更。 4 柏市清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、14年間の長期包括委託を実施。		11 ペットボトルの一部(2割)に容器包装リサイクル法を適用。
21								4 ペットボトルを全量容器包装リサイクルルートに変更。
22		5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。						
23		8 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行。 8 放射線対策室を設置。						
24		10 廃棄物政策課内に災害廃棄物対策担当を設置。				3 柏市最終処分場の使用期限満了。 3 柏市一般廃棄物処理基本計画の改訂。(スリムかしわ) 4 柏市最終処分場埋立終了時整備事業開始。		
25		4 小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)施行。 4 柏市廃棄物処理清掃条例の一部改正を施行。(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格と同様の技術士等とする1条を追加)				3 柏市最終処分場埋立終了時整備事業完了。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
26	4	柏市廃棄物処理清掃 条例改正。(廃棄物処理 手数料の消費税相当額を 8%に改正)					11	使用済み小型家電リサイ クル実証事業を開始。
27	3	柏市土砂等埋立て等規制 条例改正。			10	旧柏地域に係る柏市家庭 系一般廃棄物収集運搬業 務について、一部委託を 開始。	4	使用済み小型家電リサイ クル事業を開始。
28	4	放射線対策室を廃止。 環境政策課内に放射線対 策対策担当を設置。						
29					4	南部クリーンセンターにお いて祝日にあたる土曜日 の午前中に許可業者の搬 入受入開始。	4	スプレー缶の「排出に伴う 穴空け」を中止。
30					4	有害ごみを資源品の日に 収集日変更	4	小型家電回収ボックス及 び民間提携業者によるパ ソコンの回収を開始
元			2	山高野浄化センター処理 棟の外壁塗装及び屋上防 水改修工事を施工			6	リサイクルプラザ長寿命化 工事開始

資料2 廃棄物処理手数料の経緯

改正	昭和48年条例第17号				昭和48年条例第39号			
施行	昭和48年4月1日施行				昭和48年10月1日施行			
ごみ処理	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
		事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額
		1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円		1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円
		1日排出量 平均 50 kg 以上 100 kg未満	月額	1,000 円		—	—	—
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市長の許可を受けて自ら市の施設へ搬入したもの	焼却処分するもの	20 kgにつき	20 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	焼却処分するもの	20 kgにつき	20 円
		埋立処分するもの	20 kgにつき	10 円		埋立処分するもの	50 kgを超えたものについて 20 kgにつき	20 円
産業廃棄物	市の施設で焼却処分するもの		20 kgにつき	20 円	市の施設で焼却処分するもの		20 kgにつき	20 円
死体猫	犬、猫などの死体処理	市が処理するもの	1頭につき	300 円	犬、猫などの死体処理	市が処理するもの	1頭につき	300 円
し尿処理	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円
	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円
	一般家庭で8人以上		月額	280 円に1人増すごとに 30 円を加えた額	一般家庭で8人以上		月額	280 円に1人増すごとに 30 円を加えた額
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 ヶ月につき	35 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 ヶ月につき	35 円
汚泥槽	条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ヶ月につき	400 円	条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ヶ月につき	400 円

改正	昭和51年条例第18号				昭和59年条例第10号			
施行	昭和51年4月1日施行				昭和59年4月1日施行			
ごみ処 理	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	—		—	—	—		—	—
	—		—	—	—		—	—
	—		—	—	—		—	—
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kgを超えたものについて	1 kgにつき	3 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kgを超えたものについて	1 kgにつき	5 円
産業 廃棄物	市の施設で焼却処分するもの		1 kgにつき	3 円	市の施設で焼却処分するもの		1 kgにつき	5 円
犬猫死 体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭につき	1,000 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭につき	1,000 円 (※ H4.4.1 ~ 1,030 円)
		自己搬入するもの	1頭につき	300 円		自己搬入するもの	1頭につき	300 円
し尿処 理	一般家庭 1 世帯		月額	330 円	一般家庭 1 世帯		月額	400 円 (※ H4.4.1 ~ 410 円)
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1戸につき	2 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1戸につき	2.5 円
浄化槽 汚泥	条例第13条により許可した業者が搬入するもの		1,800 戸につき	400 円	条例第14条の規定により許可した業者が搬入するもの		1,800 戸につき	500 円
					※平成3年条例第26号 平成4年4月1日施行 平成4年4月1日より※印の他は算定額に100分の103を乗じた額			

改正	平成5年条例第17号				平成8年条例第21号			
施行	平成5年7月1日施行				平成8年10月1日施行			
ごみ	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	処 理	—	—	—	—	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で市長の指定する場所へ搬入するもの	1kg	15 円
—		—	—	—	許可業者が搬入するもの		1kg	15 円
事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、市長の指定する場所へ搬入したもの		10 kg を超えたものについて	1kg	10 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,000 円	
					一般家庭から排出されるごみで市民が搬入するもの	無料		
許可業者が搬入するもの		1kg	10 円					
産業廃棄物	市の施設で焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	10 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	15 円
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭	1,030 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1体	1,030 円 (H9.4.1～1,050 円)
		自己搬入するもの	1頭	300 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	300 円 (H9.4.1～310 円)
し尿処理	一般家庭 1 世帯		月額	410 円	一般家庭 1 世帯		月額	410 円 (H9.4.1～420 円)
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1ヶ月	2.5 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1ヶ月	3.2 円
	上記以外で臨時に収集するもの		1回	410 円	上記以外で臨時に収集するもの		1回	1,100 円 (H9.4.1～1,120 円)
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの		1,800 日	500 円	許可業者が搬入するもの		1,800 日	500 円
浄化槽汚泥, し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの, その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は, この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする				浄化槽汚泥, し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの, その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は, この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする。 (平成9年4月から 100 分の 103 は, 100 分の 105 と読み替える)				

改正	平成12年条例第41号			平成15年条例第17号				
施行	平成13年4月1日施行			平成16年4月1日施行				
ごみ処理 (一般廃棄物)	区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額		
	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	180 円※	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	180 円※		
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				
	許可業者が搬入するもの			許可業者が搬入するもの				
一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円			
ごみ処理 (プラスチックごみ)	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	160 円※	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	160 円※		
	許可業者が搬入するもの			許可業者が搬入するもの				
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	180 円※	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	180 円※		
犬猫死体	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円
し尿処理	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円		
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 ^{リットル}	3.2 円※	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 ^{リットル}	3.2 円※		
	上記以外で臨時に収集するもの	1 回	1,120 円	許可業者が搬入するもの	1,800 ^{リットル}	500 円※		
汚泥 浄化槽	許可業者が搬入するもの	1,800 ^{リットル}	500 円※	許可業者が搬入するもの	1,800 ^{リットル}	500 円※		
	※印の手数料の額は、この表の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。			※印の手数料の額は、この表の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。 10円未満は切り捨てとする。				

改正	平成17年条例第72号			平成19年条例第56号			
施行	平成17年4月1日施行			平成20年4月1日施行			
ごみ処理	区分	単位	金額	区分	単位	金額	
	(一般廃棄物)	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kgまでごとに	189 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kgまでごとに	189 円
事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの					
許可業者が搬入するもの		許可業者が搬入するもの					
産業廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	
	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kgまでごとに	168 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kgまでごとに	168 円	
許可業者が搬入するもの	許可業者が搬入するもの						
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円	犬, 猫などの死体	—	—
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体
し尿処理	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1トール	3.36 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1トール	3.36 円	
	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	
	10 円未満は切り捨てとする。			10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

改正	平成 25 年条例第 52 号			平成 31 年条例第 3 号				
施行	平成 26 年 4 月 1 日施行			令和元年 10 月 1 日施行				
	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	(一) 一般廃棄物 ごみ処理	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	194.4 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに
事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				
許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの				
一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1 件	1,080 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1 件	1,100 円	
(二) プラスチックごみ処理 ごみ	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	172.8 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	176 円
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg まで ごとに	194.4 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg まで ごとに	198 円
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1 体	324 円	犬, 猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1 体	330 円
し尿処理	一般家庭		1 世帯当たり月額	432 円	一般家庭		1 世帯当たり月額	440 円
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 戸	3.45 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 戸	3.52 円
	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	540 円	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	550 円
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	540 円	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	550 円
	10 円未満は切り捨てとする。				10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

柏市告示第144号

令和2年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例（平成5年柏市条例第17号）第17条第1項の規定により、令和2年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和2年3月31日

柏市長 秋山浩保

目次

- 第1 計画区域及び期間
- 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
 - 1 ごみ関係
 - 2 生活排水関係
 - 3 犬、猫等死体
- 第3 ごみ処理実施計画
 - 1 ごみの排出抑制の方法
 - 2 再資源化の方法及び量
 - 3 収集・運搬計画
 - 4 中間処理・最終処分計画
 - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第4 生活排水処理実施計画
 - 1 計画対象人口
 - 2 収集・運搬計画
 - 3 中間処理・最終処分計画
 - 4 啓発活動
- 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
 - 1 ごみに係るもの
 - 2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）とし、旧沼南地域（同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による処理計画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法、生活排水処理実施計画及びごみ出し困難者支援収集については、この限りでない。
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	87,300トン
不燃・粗大ごみ	8,050トン
有害ごみ	90トン
容器包装プラスチック類	5,320トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	45トン
資源品	18,150トン
使用済小型電子機器等	31トン

2 生活排水関係

区分	年間量
し尿	3,700キロリットル
浄化槽汚泥	18,100キロリットル

3 犬、猫等死体

区分	年間量
犬、猫等死体	1,300体

第3 ゴミ処理実施計画

1 ゴミの排出抑制の方法

種別	区分	施策内容	目標
家庭系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 食品ロス削減対策を含めた生ごみの排出抑制への誘導と研究の継続 (2) ごみ減量広報紙の発行 (3) ホームページ, ツイッター, スマートフォン用ごみ分別アプリによる, ごみ分別の周知及び減量啓発 (4) 清掃施設見学会の実施 (5) ごみ減量説明会の開催 (6) 市への転入者に対するごみの排出方法の周知徹底	1回 15回 5回
	2 資源化	(1) ぎつ紙に注視した, 古紙の資源化推進のための分別指導の強化及び啓発の継続 (2) 使用済小型家電リサイクルの継続と内容の検証	
	3 環境学習	(1) リボン館運営委員会や教育委員会との連携による講座, 出前授業, イベント及びエコツアー等の実施 (2) 市内高校及び大学との連携によるごみの排出方法等に関する講座の開催	100回 1回
事業系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 工場搬入車両の検査 (2) 減量計画書の確実な回収による正確な状況把握 (3) 減量計画書に基づく実態調査及び指導強化	10事業所
	2 事業者の 啓発	(1) 3R推進事業所及び3R推進店推奨制度の周知と登録数の増加 (2) 事業所によるごみ減量への取組事例公表	10%増 1回
	3 資源化	(1) コスト意識に訴えかけての古紙類の分別と資源化の啓発, 促進の強化 (2) 給食残さの減量と堆肥化の推進	

2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類, 古着・古布類, 空ビン類, 空カン類, PETボトル, 金属類を市の委託業者が資源回収日に収集する。	柏市リサイクルプラザに搬入。施設で選別等を行った後, 容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し, 資源化する。	17,910トン
容器包装プラスチック類	家庭系は, 市が毎週水曜日に収集する。 事業系は, 排出事業者が自ら運搬する場合を除き, 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する。	プラスチックごみ圧縮保管施設で選別等を行った後, 容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し, 資源化する。	4,540トン
鉄類 (注1)	粗大ごみ処理施設にて, 不燃・粗大ごみを破碎し, 鉄類を回収する。	問屋に引き渡し, 資源化する。	770トン
家具	粗大ごみとして排出された家具を委託業者が収集する。	柏市リサイクルプラザにて修理し, 販売する。	120台
使用済小型電子機器等 (注2)	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入された小型家電を認定事業者の再資源化事業計画に基づき収集運搬を行う者が収集する。また, 業務提携事業者が宅配回収を行う。	認定事業者に引き渡し, 事業者の再資源化事業計画に従い資源化する。	31トン
インクカートリッジ	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入されたインクカートリッジを再商品化事業者へ郵送する。	再商品化事業者に引き渡し, 資源化する。	1トン未満

(注1) 鉄類は, 不燃・粗大ごみに含まれるもの。

(注2) 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン (環境省)」における「特定対象品目」で, 回収ボックスに投入されたもの及び業務提携事業者が回収したもの。

3 収集・運搬計画

区分		収集・運搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年量	集積所、容器及び収集回数等	搬入先
一般家庭から日常排出されるごみ	可燃ごみ	市・委託	旧柏地域	48,800 トン	定められた集積所に市の指定の袋（可燃ごみ用のものに限る。）で排出。 週2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
	不燃ごみ	委託		6,000 トン	不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	柏市再生資源事業協業組合（委託）		90 トン	有害ごみは、品目別に内容物が確認できる透明な袋（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
	インクカートリッジ	広域的処理の認定に基づき収集運搬を行う者		1 トン未満	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	広域的処理の認定に基づき処分を行う者
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者		14 トン	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者
				17 トン	業務提携事業者が宅配回収。	
	粗大ごみ	山本産業株式会社（委託）		550 トン	申込みにより随時有料で戸別収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	容器包装プラスチック類	市・委託		5,200 トン	定められた集積所に、市の指定の袋（容器包装プラスチック類用のものに限る。）で排出。毎週水曜日に収集。	プラスチックごみ圧縮保管施設
	資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）	柏市再生資源事業協業組合（委託）		18,150 トン	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集積所に排出。 月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
一般家庭から排出される多量ごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	1,400 トン	資源化できるもの（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）は分別して搬入する。ただし、日常の事業活動に伴って生じるものの搬入は不可。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）（注2） ※プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設	
	不燃・粗大ごみ		800 トン	それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。許可業者にあつては、可燃ごみ、不燃ごみは月～土曜日搬入可（水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中のみ搬入可）。排出者にあつては、可燃ごみ、不燃・粗大ごみは祝日を除く月～土曜日搬入可（注5）。容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可（祝日は除く。）。		
	容器包装プラスチック類		1 トン未満			
	資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）		1 トン未満			
日常の事業活動に伴って生じるごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	37,100 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。	許可業者堆肥化施設又は登録再生利用事業者食品循環資源処理施設 紙おむつ再生資源化処理施設	
	不燃・粗大ごみ		700 トン			
	事業系プラスチック		120 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。		
不法投棄ごみ	市・委託		45 トン	パトロール・通報等により随時収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	
犬猫等の死体	委託		1,300 体	飼い主不明の死体の収集（国道を除く）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	

(注1) 令和2年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託（旧沼南地域）」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市あけぼの5-3-21	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社総合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市松ヶ崎576	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市大青田1649-1	
京葉管理事業株式会社	柏市豊四季945-573	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8	実験動物
有限会社東葛産業	船橋市夏見台3-4-11	胞衣
株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 北部クリーンセンターは可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源品を、南部クリーンセンターは可燃ごみ、粗大ごみ（布団・座布団）、資源品（古紙類、古着・古布類）を持ち込み可とする。

(注3) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に規定する特定一般廃棄

物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

(注4) 可燃ごみのうち草木枝葉は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響のため、令和2年9月30日まで、不燃ごみの日に不燃ごみと同様の取扱いで排出及び収集を行い、同年10月1日以降は可燃ごみとして取り扱う。

4 中間処理・最終処分計画

区分	中間処理		最終処分等	
	処理を行う者(注)・ 処理場	処理方法		
可燃ごみ (87,300 トン)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場) 許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循 環資源処理施設	焼却処理 96,000 トン (うち可燃ごみ 86,300 トン) (うち破碎可燃物 7,610 トン◎) (うち残渣 940 トン○) (その他 1,150 トン) 堆肥化・飼料化 1,000 トン	焼却灰等処分(委託処分) 11,030 トン (鉄類回収 破碎より 600 トン) 焼却より 170 トン)	
不燃・粗大ごみ (8,050 トン)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 市・ リサイクルプラザ	破碎処理 8,210 トン (可燃物焼却 7,610 トン ◎焼却処理へ) 修理・売却 1 トン		
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用(再資源 化) 31 トン		
インクカートリッジ	広域的処理の認定に基 づく処分を行う者	再商品化 1 トン未満		
有害ごみ (90 トン) 不法投棄ごみ (45 トン)	委託業者	委託処理 135 トン (有害ごみ 90 トン) (不法投棄ごみ 10 トン) (適正処理困難物 35 トン)		
容器包装 プラスチック類 (5,320 トン)	容器包装 プラスチック	再商品化事業者		容り法適用(再商品化) 4,540 トン
	非容器包装 プラスチック	問屋		売却 80 トン (PET ボトル 40 トン) (発泡プラスチック 40 トン)
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)		焼却処理(残渣) 700 トン (○焼却処理へ)
資源品 (18,150 トン)	ガラスビン (白茶色以外) PET ボトル	再商品化事業者		容り法適用(再商品化) 1,560 トン (ガラスびん 540 トン) (PET ボトル 1,020 トン)
	上記以外	問屋		売却 16,350 トン
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)		焼却処理(残渣) 240 トン (○焼却処理へ)
犬, 猫等の死体	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却 1,300 体		

(注1) 令和2年度一般廃棄物処理業(処分業)許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

※ なお，旧沼南地域については，別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

（注2）特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては，この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合，当該特定一般廃棄物は，当該別途定める方法により処理を行うこととする。

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難物（柏市廃棄物処理清掃条例第12条）	タイヤ 消火器	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じるよう努めなければならない。排出者はこれに協力するものとする。（回収協力店への排出）
排出禁止物（同条例第20条）	爆発・引火・感染等の危険があるもの、有毒性のあるもの、著しく処理が困難なもの（※1）	市の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託するものとする。 それが困難な場合は、市長の指示に従うものとする。
特別管理一般廃棄物（同条例第25条）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（テレビ※2、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機※3、エアコン）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピュータ	小型家電リサイクル法に基づき市との提携事業者が、または資源有効利用促進法に基づき製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		「柏市廃棄物（ごみ）処理施設における廃棄物の受け入れ要領」、市のごみ分別区分又はその他市の定める方法によるものとする。

※1 ガスボンベ、火薬類、多量のペンキ、シンナー、ボンドなどの接着剤、エンジンオイル・灯油などの廃油、血液等が付着した注射針など、農薬・医薬などの薬品類、バッテリー等

※2 ブラウン管テレビ、液晶テレビ(携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビを除く。)、プラズマテレビ

※3 洗濯機、衣類乾燥機

第4 生活排水処理実施計画

1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口	355,300人
	旧柏地域	312,600人
	旧沼南地域	42,700人
浄化槽処理人口	合計人口	57,600人
	旧柏地域	49,400人
	旧沼南地域	8,200人
	内合併浄化槽人口	対象人口
	旧柏地域	16,500人
	旧沼南地域	3,300人
し尿処理人口	合計人口	3,300人
	旧柏地域	2,000人
	旧沼南地域	1,300人

2 収集・運搬計画

(1) 旧柏地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬 を行う者	収集 区域	年量	収集場所及び収集回 数等	搬入先及び 年量
し尿 及び 浄化 槽汚 泥等	し尿	委託	旧 柏 地 域	1,570kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	山高野浄化 センター 15,140kl
		許可業者		560kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		13,010kl	浄化槽	

(注) 令和2年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市豊四季945-573

(2) 旧沼南地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬を行う者	収集区域	年量	収集場所及び収集回数等	搬入先及び年量
し尿及び浄化槽汚泥等	し尿	委託	旧沼南地域	1,530kl	常設トイレ 定期及び申請に基づき収集	アクアセンターあじさい 6,660kl
		許可業者		40kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		5,090kl	浄化槽	

(注) 令和2年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の5社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
株式会社浄化槽センター	白井市根294-33

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（し尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

3 中間処理・最終処分計画

(1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	市	標準脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	市	委託処理 (ごみ焼却灰の一部として67t)
	浄化槽汚泥				

※ごみ焼却施設において、脱水汚泥を焼却処理

(2) 旧沼南地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	委託処理 220t (内訳)
	浄化槽汚泥				①焼却灰 120t ②沈砂 10t ③汚泥 90t

※中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

4 啓発活動

浄化槽の定期点検、清掃についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業者による広報活動 浄化槽清掃業者8者による浄化槽の清掃時に、浄化槽管理者に対して適正管理のチラシの配布を実施 市HPへの掲載等
合併処理浄化槽設置普及	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽工事業者等への広報活動 令和2年度より浄化槽本体設置に加え、宅内配管補助を始める。浄化槽工事業者等に対して本市の補助制度の周知を図る。 浄化槽管理士研修会での広報活動 近隣で開催される浄化槽管理士研修会で本市の補助制度の周知を図る。 広報への掲載等

第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 ごみに係るもの

(1) 焼却施設

施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉
稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン/24時間	250トン/24時間

(2) 破砕選別施設（柏市清掃工場に併設）

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破砕機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン/5時間

(3) 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余二348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t/5時間

2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

(1) 浄化施設（旧柏地域）

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル/24時間

(2) 浄化施設（旧沼南地域）

施設名	アクアセンターあじさい(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1
形式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成11年3月
処理能力	138キロリットル/日

令和 2 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例（平成 1 2 年条例第 6 号）
第 4 条第 1 項の規定により、令和 2 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

目次

第 1	計画区域及び期間	1
第 2	ごみ処理実施計画	2
1	収集・運搬計画	2
2	再資源化の方法及び量	5
3	中間処理計画	7
4	最終処分計画	8
5	処理が困難なごみに関する事項	9
第 3	一般廃棄物処理施設の整備に関する事項	10
1	中間処理施設	10
2	最終処分場	13

第1 計画区域及び期間

計画区域	柏市（旧東葛飾郡沼南町域。以下「沼南地域」という。） 及び鎌ヶ谷市
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

第2 ごみ処理実施計画

1 収集・運搬計画

区分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器及び収集回数等	搬入先
一 般 家 庭 か ら 日 常 排 出 さ れ る ご み	燃やすごみ	組合 (委託)	組合	23,471 t	定められた集積所に指定の袋(燃やすごみ用のものに限る。)で排出。週3回収集。(ごみ出しカレンダーによる。)	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	7,485 t		
			鎌ヶ谷市	15,986 t		
	プラスチック系ごみ プラスチック製容器包装類	組合 (委託)	組合	2,452 t	定められた集積所に指定の袋(プラスチック系ごみ及びプラスチック製容器包装類のものに限る。)で排出。週1回収集。(ごみ出しカレンダーによる。)	リサイクル施設*1及び民間処理施設
			沼南地域	794 t		
			鎌ヶ谷市	1,658 t		
	ペットボトル	組合 (委託)	組合	468 t	定められた集積所に設置の専用回収ネットにより排出。沼南地域月2回、鎌ヶ谷市週1回。(ごみ出しカレンダーによる。)	リサイクル施設*1及び民間処理施設
			沼南地域	134 t		
			鎌ヶ谷市	334 t		
	資源ごみ 資源になるもの	組合 (委託)	組合	5,466 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排出。週1回収集。	リサイクル施設*1及び民間処理施設
			沼南地域	1,983 t		
			鎌ヶ谷市	3,483 t		
	燃やさないごみ	組合 (委託)	組合	1,924 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排出。月2回収集。	最終処分場*2
沼南地域			560 t			
鎌ヶ谷市			1,364 t			
危険・有害物	組合 (委託)	組合	21 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排出。月1回収集。	最終処分場*2	
		沼南地域	21 t			
粗大ごみ	組合 (委託)	組合	297 t	申し込みにより随時有料で戸別収集。	クリーンセンターしらさぎ及び最終処分場*2	
		沼南地域	80 t			
		鎌ヶ谷市	217 t			
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者	組合	7 t	組合が設置した回収箱を経由してのリサイクルを希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら分別・運搬。市の業務提携事業者が宅配回収。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者	
		沼南地域	1 t			
		鎌ヶ谷市	6 t			
一般家庭から排出される多量ごみ	住民直接搬入ごみ ※通常ごみ及び粗大ごみを含む。	排出者	組合	1,188 t	自己搬入。 随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。(日曜日、祝祭日は除く。)	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	428 t		
			鎌ヶ谷市	760 t		

区 分		収 集 ・ 運 搬					
		収集運搬 を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器 及び収集回数等	搬入先	
日常の事業活動に伴って生じるごみ	許可業者による搬入ごみ ※許可業者	市、排出 者及び許 可業者	組合	9, 933 t	事業所の戸別収集。 収集随時※月～土曜日搬 入可。（日曜日、祝祭日 を除く。）	クリーン センター しらさ ぎ、リサ イクル施 設及び最 終処分場 ※2	
			沼南地域	4, 185 t			
			鎌ヶ谷市	5, 748 t			
	事業所直接搬 入ごみ ※自衛隊を含 む。		組合	989 t	自己搬入。 随時※平日及び土曜日の 午前中搬入可。（日曜 日、祝祭日を除く。） ※事業所直接搬入ごみに 産業廃棄物（紙、布類 等）を含む。		
			沼南地域	578 t			
			鎌ヶ谷市	411 t			
	官公庁直接搬 入		組合	578 t	日常の事業活動に伴って 生じるごみのうち、食品 リサイクル法対象物につ いては、堆肥化施設の処 理能力の範囲内で分別収 集。		民間堆肥 化施設
			沼南地域	22 t			
			鎌ヶ谷市	556 t			
小動物の死体	排出者	組合	802 体	自己搬入、随時※平日及 び土曜日の午前中搬入可 （日曜日、祝祭日を除 く。） 道路上にあっては、市又 は委託業者が収集。	クリーン センター しらさ ぎ		
		沼南地域	289 体				
		鎌ヶ谷市	513 体				
不法投棄ごみ	市・委託	組合	66 t	パトロール、通報等によ り随時収集。	クリーン センター しらさ ぎ及び最 終処分場※2		
		沼南地域	22 t				
		鎌ヶ谷市	44 t				

注1) 収集区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

注2) 市民直接搬入の搬入時間は、平日は午前8時30分から午後12時まで、午後1時から午後4時まで、土曜日は午前8時30分から午後12時までとする。

注3) 一般家庭から日常排出されるごみは、午前8時までに定められた集積所に出すこととする。

注4) 自力でごみを集積所まで出すことが困難であり、他の者から支援を受けられない高齢者及び障がい者等に対しては、戸別に自宅を訪問しごみの収集を行う「ふれあい収集事業」を令和2年10月より実施する。

一般廃棄物（ごみ）処理業（収集運搬）許可業者

収集区域	許可業者名	所在地
沼南地域	(有)荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田 1 2 1 - 5
	(有)大久保清掃	柏市藤ヶ谷 1 7 8 7 - 4 5
	(有)京葉クリーンサービス	柏市大島田 1 5 4 - 3
	(有)沼南清掃	柏市藤ヶ谷 1 2 1 5 - 4
	(株)千葉総業	柏市逆井 1 2 4 7
	(株)花園サービス	柏市松ヶ崎 5 7 6
	(有)ユシマ環境サービス	柏市高柳 4 7 4 - 4

収集区域	許可業者名	所在地
鎌ヶ谷市域	東興運(株)	鎌ヶ谷市東道野辺 2 - 6 - 6
	(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2 - 1 1 - 2 5
	(株)カツヨー	鎌ヶ谷市初富 9 2 8 - 9 3 6
	(有)鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2 - 2 3 - 5 4
	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1 - 1 8 - 7
	* (有)東葛産業	船橋市夏見台 3 - 4 - 1 1
	富士興運(株)	鎌ヶ谷市初富本町 2 - 1 9 - 1 0
	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3 - 5 - 3 8

※ 事業範囲：胞衣・産褥汚物限定

注 1) 令和 2 年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は上記のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

注 2) 令和 2 年度一般廃棄物処理業（処分業）許可については、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

2 再資源化の方法及び量

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
金属類	組合	1, 292 t	<p>資源ごみ及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ヶ谷市ともリサイクル施設に搬入後、選別・加工等を行い、資源物売り払い業者等に処理を委託し、資源化・再商品化を実施する。</p> <p>なお、黒カレット・その他カレットは、容器包装リサイクル法の指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。</p> <p>※ 金属類（鉄プレス・鉄ノープレス・アルミ等）</p> <p>※ 金属類には、不燃性粗大ごみ及び燃やさないごみ等から選別された鉄屑ノープレスを含む。</p> <p>沼南地域（うち鉄屑ノープレス 240 t）</p> <p>鎌ヶ谷市（うち鉄屑ノープレス 540 t）</p> <p>※ カレット類（白・茶・黒・その他）</p> <p>※ 牛乳パックについては、沼南地域のみ実施。</p>
	沼南地域	398 t	
	鎌ヶ谷市	894 t	
カレット類	組合	940 t	
	沼南地域	321 t	
	鎌ヶ谷市	619 t	
布類 (布団類を含む。)	組合	437 t	
	沼南地域	173 t	
	鎌ヶ谷市	264 t	
新聞	組合	271 t	
	沼南地域	86 t	
	鎌ヶ谷市	185 t	
雑誌	組合	1, 468 t	
	沼南地域	587 t	
	鎌ヶ谷市	881 t	
段ボール	組合	1, 360 t	
	沼南地域	441 t	
	鎌ヶ谷市	919 t	
牛乳パック	組合	5 t	
	沼南地域	5 t	
資源残渣	組合	145 t	<p>資源ごみ及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ヶ谷市ともリサイクル施設へ搬入後、選別・加工等を行い、そのままでは、再資源化できないものを再度民間業者にて、再資源処理を実施する。</p>
	沼南地域	35 t	
	鎌ヶ谷市	110 t	
ガスター	組合	6 t	<p>沼南地域では危険・有害物、鎌ヶ谷市では燃やさないごみの収集において委託収集されたごみの中から選別し、民間業者において中間処理及び再資源化を実施する。</p>
	沼南地域	4 t	
	鎌ヶ谷市	2 t	

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
乾電池	組合	27 t	沼南地域では危険・有害物で、鎌ヶ谷市では燃やさないごみで委託収集を実施し、民間業者に処分委託（資源化）を実施している。
	沼南地域	16 t	
	鎌ヶ谷市	11 t	
蛍光灯	組合	8 t	（鎌ヶ谷市については、燃やさないごみに含まれる乾電池等を最終処分場において選別を実施し、民間業者に処分委託（資源化）している。）
	沼南地域	5 t	
	鎌ヶ谷市	3 t	
その他プラスチック梱包物	組合	1,711 t	プラスチック系ごみ及びプラスチック製容器包装類の委託収集並びにペットボトル委託収集において集荷されたものを、リサイクル施設等に搬入し、選別・加工（圧縮梱包処理及び減容化処理）を行い、容器包装リサイクル法の指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。
	沼南地域	462 t	
	鎌ヶ谷市	1,249 t	
PETボトル圧縮梱包物	組合	468 t	回収箱にて回収された使用済小型電気機器等を認定事業者へ引渡し、認定事業者の再資源化計画に基づき再資源化を実施する。
	沼南地域	134 t	
	鎌ヶ谷市	334 t	
使用済小型電子機器等	組合	7 t	沼南地域から発生する給食残渣を柏市に所在する民間堆肥化施設へ搬入し、堆肥化する。
	沼南地域	1 t	
	鎌ヶ谷市	6 t	
食品残渣	組合	77 t	
	沼南地域	77 t	

注) 搬出区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

3 中間処理計画

区分（収集量）	中 間 処 理	
	処理区域	処 理 方 法 及 び 量
燃やすごみ （40,104 t） （うち可燃性粗大ごみ208 t）	組合 （沼南地域） （鎌ヶ谷市）	焼却処理 40,027 t （うち可燃ごみ 34,974 t） （うち粗大可燃物 208 t） （うち破碎可燃物 3,845 t） （うちごみビット残量 1,000 t）堆肥化 77 t
プラスチック系ごみ プラスチック製容器 包装類 （2,452 t）	沼南地域	選別 794 t （うち圧縮梱包処理 462 t） （うち選別残渣 332 t）※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	選別処理 1,658 t （うち圧縮梱包処理 1,249 t） （うち選別残渣 409 t）※焼却処理へ
ペットボトル （468 t）	沼南地域	選別処理 134 t （うち圧縮梱包処理 134 t）
	鎌ヶ谷市	選別・圧縮梱包処理 334 t （うち圧縮梱包処理 334 t）
資源ごみ 資源になるもの （5,466 t）	沼南地域	資源化处理 1,805 t （うちカレット残渣 35 t）選別残渣 178 t ※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	資源化处理 3,332 t （うちカレット残渣 110 t）選別残渣 151 t ※焼却処理へ
危険・有害物 （21 t）	沼南地域	選別後、資源化处理 25 t （うち乾電池等資源化 21 t） （うち廃ガスライターの資源化 4 t） ※ 資源化处理量には、乾電池、蛍光管、廃ガスライター等の保管残量を含む。
使用済小型電子機器 等（7 t）	沼南地域	小型家電リサイクル法適用（再資源化 7 t） （うち沼南地域分 1 t、鎌ヶ谷市分 6 t）
	鎌ヶ谷市	
燃やさないごみ （3,266 t） （うち不燃性粗大ごみ633 t） （うち不法投棄分66 t）	沼南地域	選別・破碎・磁選処理 1,028 t （うち資源化处理 240 t）※鉄屑ノープレス （うち不法投棄量 22 t） ※ 鉄類については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。
	鎌ヶ谷市	選別・破碎・磁選処理 2,238 t （うち資源化处理 540 t）※鉄屑ノープレス （うち乾電池等資源化 14 t） （うち廃ガスライターの資源化 2 t） ※ 鉄類・乾電池等については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。

4 最終処分計画

区 分	最 終 処 分	
	処 理 区 域	処 理 方 法 及 び 量
焼却灰 (2,800 t) 焼却不燃物 (1,160 t) 燃鉄 (177 t) 不燃物 (20 t)	組合 (沼南地域) (鎌ヶ谷市)	民間業者委託処理 3,840 t (埋立処理) (※3) 資源化处理 317 t (溶融資源化处理140 t、その他資源化177 t)

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
事業系ごみ	会社、飲食店、商店等の事業活動によって出るごみ	事業者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理委託を依頼するものとする。 ※産業廃棄物については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例施行規則第14条に規定する「紙くず、木くず」以外のもは引き取れない。
危険物等の処理できないごみ	タイヤ・ガスボンベ・消火器・農薬・塗料類・薬品・バッテリー・廃油・医療系廃棄物等その他これらに準じるもの	構成市及び当組合における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 (排出者はこれに協力するものとする。)
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び乾燥機）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物運搬許可業者（家電）が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピューター	小型家電リサイクル法に基づき、市との提携事業者、または資源有効利用促進法に基づき製造業者が主体となり、再資源化するものとする。
その他	ピアノ・耐火金庫・畳・土・コンクリートがら・れんが・ブロック・建築廃材・産業廃棄物・その他これらに準じるもの。	構成市及び当組合における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 (排出者はこれに協力するものとする。)
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		クリーンセンターしらさぎにおける廃棄物の受入要領及び柏市、鎌ヶ谷市におけるごみの分け方・出し方に従うものとする。または、管理者の指示に従うものとする。

第3 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設

(1) 焼却施設

施設名称	クリーンセンターしらさぎ
所在地	千葉県柏市藤ヶ谷1582番地
処理方式	全連続焼却式流動床炉
処理能力	256.5 t / 日 (24時間)

(2) リサイクル施設 (※1)

施設名称	リサイクルセンター		
所在地	千葉県鎌ヶ谷市軽井沢2102番地4		
処理方式	その他プラスチック	PETボトル	ビン・缶
	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管
処理能力	12.125 t / 日 (5時間)	2.63 t / 日 (5時間)	20 t / 日 (5時間)

(3) 家電製品等処理施設

施設名称	株式会社ハイパーサイクルシステムズ 東浜リサイクルセンター
所在地	千葉県市川市東浜1-2-4
処理方式	破砕・選別
処理対象物	廃家電 (家電4品目及びパーソナルコンピューターを除く。)
令和2年度 処理予定量	4 t / 年

(4) 廃乾電池・廃蛍光管処理施設

施設名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処理方式	破砕・選別・セメント固化・埋立
処理対象物	廃乾電池・廃蛍光管
令和2年度 処理予定量	35 t / 年

(5) 資源残渣処理施設

施設名称	ガラスリソーシング株式会社
所在地	千葉県銚子市春日町740-1他
処理方式	破碎・選別
処理対象物	資源残渣等
令和2年度 処理予定量	145 t / 年

(6) ガスライター処理施設

施設名称	株式会社カツタ サーマルリサイクル施設
所在地	茨城県ひたちなか市高野1968番地2
処理方式	サーマルリサイクル
処理能力	150 t / 日 (24時間)
令和2年度 処理予定量	6 t / 年

施設名称	中央電気工業株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光4番地
処理方式	熔融固化
処理能力	390 t / 日
令和2年度 処理予定量	2 t / 年

(7) 焼却灰・焼却不燃物処理施設

施設名称	中央電気工業株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光4番地
処理方式	熔融固化
処理能力	390 t / 日
令和2年度 処理予定量	140 t / 年

(8) 廃タイヤ処理施設

施設名称	株式会社イトウ
所在地	千葉県千葉市中央区浜野町1025番地168
処理方式	切断・破砕処理
処理能力	107.58 t / 日
令和2年度 処理予定量	2 t / 年

(9) 堆肥化施設

施設名称	山本産業株式会社
所在地	千葉県柏市十余二字下大塚380番383
処理方式	真空乾燥機による乾燥・発酵
処理能力	4.5 t / 日
令和2年度 処理予定量	77 t / 年

施設名称	株式会社フジコー 白井再生資源化センター
所在地	千葉県白井市折立字横堀31-1他
処理方式	発酵乾燥による堆肥化・破砕乾燥による飼料化
処理能力	堆肥化60 t / 日 飼料化58 t / 日
令和2年度 処理予定量	120 t / 年

2 最終処分場

(1) 最終処分場（※2）

施設名称	柏市第二最終処分場
所在地	千葉県柏市若白毛757番地
埋立工法	サンドイッチ埋立工法
埋立地面積	7,980平方メートル
全体容量	31,500立方メートル

(2) 一般廃棄物最終処分場（※3）

施設名称	株式会社イバラキ 一般廃棄物最終処分場	
所在地	茨城県下妻市村岡124-1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和2年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	1,770t/年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	730t/年（事前協議量）
	不燃物	20t/年（事前協議量）

施設名称	ジークライト株式会社 エコポート最終処分場	
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢733-1~2	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和2年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	360t/年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	140t/年（事前協議量）

施設名称	グリーンフィル小坂株式会社 グリーンフィル小坂	
所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山尾樽部60番地1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和2年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	590t/年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	310t/年（事前協議量）

資料5 一部事務組合の廃棄物処理手数料（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

(1) ごみ処理手数料

(平成26年4月1日から令和元年9月30日まで)

種別	取扱区分	単位	手数料
一般廃棄物 (犬, 猫などの 死体, 浄化槽 汚泥及びし尿 を除く)	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が管理者の指定する場所へ搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	194.4円
	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)		
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大ごみで市(組合)が戸別に収集, 運搬及び処分をするもの	1点につき	860円
	一般家庭から排出される粗大ごみで管理者の指定する場所へ搬入するもの	1点につき	430円
産業廃棄物	木くず, 紙くず, 繊維くず及び管理者が認めるもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	237.6円

(令和元年10月1日から)

種別	取扱区分	単位	手数料
一般廃棄物 (犬, 猫などの 死体, 浄化槽 汚泥及びし尿 を除く)	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が管理者の指定する場所へ搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	198円
	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)		
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大ごみで市(組合)が戸別に収集, 運搬及び処分をするもの	1点につき	880円
	一般家庭から排出される粗大ごみで管理者の指定する場所へ搬入するもの	1点につき	440円
産業廃棄物	木くず, 紙くず, 繊維くず及び管理者が認めるもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	242円

(2) 小動物の死体処理手数料

(平成26年4月1日から令和元年9月30日まで)

区 分	単 位	手 数 料
管理者の指定する場所へ搬入するもの	1 体	1,620円

(令和元年10月1日から)

区 分	単 位	手 数 料
管理者の指定する場所へ搬入するもの	1 体	1,650円

(3) し尿処理手数料

(平成26年4月1日から令和元年9月30日まで)

区 分		単 位	手 数 料
し 尿	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	10.8円
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	10.8円

(令和元年10月1日から)

区 分		単 位	手 数 料
し 尿	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	11円
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	11円

資料6 柏市許可の一般廃棄物処理業者

平成31年4月1日現在

(1)ごみの収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
株式会社アイクリーン	あけぼの5丁目3番21号	04-7192-6566	(7192)6567	
有限会社葵サービス	布施 1490-1	04-7135-3551	(7157)3770	○
浮ヶ谷興産有限会社	豊四季 379-6	04-7146-1331	(7146)2002	○
株式会社エコプランニング	新十余二 7-8	04-7137-0620	(7137)0621	○
株式会社大山清運	松ヶ崎 363-1	04-7131-7000	(7131)8881	○
有限会社柏清掃	高田 553-1	04-7143-0731	(7143)1030	○
柏ビル管理株式会社	若葉町 3-3	04-7163-5701	(7164)5557	
共同リサイクル株式会社	柏 4丁目 6番 13号	0476-35-2635	0476(35)2835	○
有限会社クリーンサービス柏	西原 2丁目 2番 39号	04-7152-0930	(7153)6434	○
有限会社クリーンダストレス	船戸 2079-19	04-7184-0990	(7184)4646	
京葉管理事業株式会社	豊四季 945番地 573	04-7190-2131	(7190)2132	○
株式会社清運社	大青田 1649-1	04-7179-5221	(7179)5223	○
有限会社総合環境サービス	東柏 1丁目 7番 10号	04-7108-6100	0476(42)6233	○
株式会社千葉総業	逆井 1247	047-498-0805	047(498)0804	○
株式会社花園サービス	松ヶ崎 576	04-7132-6011	(7132)8595	○
北葉実業株式会社	豊四季 382-13	04-7148-7767	(7148)7765	○
株式会社マツヤマ	あけぼの2丁目6番4号	04-7143-9317	(7146)0658	○
株式会社丸幸	大青田 1628	04-7134-4316	047(446)5427	○
山本産業株式会社	十余二 380-383	04-7132-1878	(7133)6144	○
有限会社和光商事	松ヶ崎 95-18	04-7133-3056	(7133)3057	○

イ. 旧柏地域(限定許可業者)

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	備考
(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	047(315)3840	047(315)3840	胞衣のみ
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03(5410)3627	03(5410)3629	実験動物のみ
(有)東葛産業	船橋市夏見台 3-4-11	047(438)1120	047(438)1121	胞衣のみ
(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	0480(34)5401	0480(34)5407	東武鉄道各駅のみ

ウ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	(7191)4551	
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	047(492)0334	○
(有)京葉クリーンサービス	五條谷 29-9	(7191)0510	(7191)0610	
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	(7191)5702	○
(株)千葉総業	逆井 1247	047(498)0805	047(498)0804	○
(株)花園サービス	松ヶ崎 576	(7132)6011	(7132)8595	○
(有)ユシマ環境サービス	高柳 474-4	(7193)0658	047(337)6247	○

注 沼南地域の許可は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合所管。

(2) 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)大山清運	松ヶ崎 363-1	(7131)7000	4
京葉管理事業(株)	つくしが丘 1-14-8	(7174)2131	2
(株)清運社	大青田 1649-1	(7179)5221	4
(有)和光商事	松ヶ崎 95-18	(7133)3056	5

イ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	1
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	2
(有)近藤清掃社	藤ヶ谷新田 126	(7191)5554	2
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	2

ウ. 旧沼南地域(限定許可業者・浄化槽汚泥)

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)浄化槽センター	白井市根 294-33	047(491)8311	1

柏市清掃事業概要（令和元年度版）

令和 2 年 9 月 発行

編集・発行 柏市環境部廃棄物政策課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目 10 番 1 号

電話 04(7167)1140